

仮 訳

# 保険監督者国際機構

## 国際保険資本基準

レベル1 およびレベル2 テキスト

(2024年12月)

## IAIS について

保険監督者国際機構 (IAIS) は、200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意のメンバーからなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに統合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会 (FSB) のメンバーであり、国際会計基準審議会 (IASB) の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ (A2ii) のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的に助言を求められている。

さらなる情報は、[www.iaisweb.org](http://www.iaisweb.org) を参照いただくか、LinkedIn で我々をフォローいただきたい：[IAIS—保険監督者国際機構](#)。

保険監督者国際機構  
c/o 国際決済銀行  
CH-4002 Basel  
Switzerland  
Tel: +41 61 280 8090

本文書は IAIS のウェブサイト ([www.iaisweb.org](http://www.iaisweb.org)) 上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構 (IAIS)、2024 年

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

## 目次

<b>1. 一般基本原則</b> .....	<b>6</b>
1.1 形式よりも本質.....	6
1.2 プロポーショナルリティ.....	6
1.3 ルック・スルー.....	6
1.4 ICS格付のカテゴリー.....	7
<b>2. ICS計算範囲の対象</b> .....	<b>9</b>
2.1 開始時ICSバランスシートの範囲.....	9
2.2 開始時MAVバランスシートの開発.....	10
<b>3. 市場価値調整ベース評価</b> .....	<b>11</b>
3.1 評価原則.....	11
3.2 現在推計.....	11
3.2.1 計算基準.....	11
3.2.2 契約の認識、契約の境界、および計測期間.....	13
3.2.3 データの質と前提条件の設定.....	14
3.2.4 経営措置.....	14
3.2.5 割引.....	15
3.3 現在推計を超えるマージン (MOCE).....	25
3.3.1 定義と基本原則.....	25
3.3.2 MOCEの計算.....	25
3.3.3 MOCEと他の構成要素との相互作用.....	25
3.4 資産ポートフォリオにより複製可能な債務.....	25
<b>4. 資本リソース</b> .....	<b>27</b>
4.1 概論.....	27
4.2 金融商品の分類.....	27
4.2.1 算入制限のないティア1金融商品.....	28
4.2.2 算入制限のあるティア1金融商品.....	29
4.2.3 ティア2金融商品 (構造的に劣後する金融商品以外).....	30
4.2.4 構造的に劣後するティア2金融商品.....	31
4.2.5 払込未済のティア2資本.....	32
4.3 金融商品以外の資本要素.....	33
4.3.1 ティア1資本要素.....	33
4.3.2 ティア2資本要素.....	33
4.4 資本の調整と控除.....	34
4.4.1 ティア1資本リソースからの控除.....	34
4.4.2 ティア2資本リソースからの控除.....	34
4.4.3 処分制約のある資産の取扱い.....	34
4.4.4 非支配持分についての限度.....	34
4.5 資本構成に対する制限.....	35
<b>5. 所要資本—標準手法</b> .....	<b>36</b>
5.1 ICSリスクおよび計算手法.....	36

5.1.1	リスク軽減手法	37
5.1.2	地理的セグメント分け	39
5.1.3	経営措置	40
<b>5.2</b>	<b>保険リスク</b>	<b>40</b>
5.2.1	生命保険リスクに関する保険契約のグループ分け	40
5.2.2	生命保険リスク・チャージの計算	41
5.2.3	損害保険リスク・チャージの計算	47
5.2.4	巨大災害リスク・チャージの計算	56
<b>5.3</b>	<b>市場リスク</b>	<b>60</b>
5.3.1	市場リスク・チャージの計算	60
5.3.2	金利リスク	60
5.3.3	非債務不履行スプレッド・リスク	63
5.3.4	株式リスク	64
5.3.5	不動産リスク	66
5.3.6	為替リスク	66
5.3.7	資産集中リスク	72
<b>5.4</b>	<b>信用リスク</b>	<b>74</b>
5.4.1	信用リスク・チャージの計算	74
5.4.2	担保、保証、およびクレジットデリバティブの認識	84
5.4.3	外部信用格付の使用	90
<b>5.5</b>	<b>オペレーショナル・リスク</b>	<b>92</b>
<b>5.6</b>	<b>ICSリスク・チャージの合算/分散</b>	<b>94</b>
<b>5.7</b>	<b>非保険リスク・チャージ</b>	<b>95</b>
<b>6.</b>	<b>税</b>	<b>97</b>
6.1	一般原則	97
6.2	ICS調整による繰延税金	97
6.2.1	ICS調整により認識されたDTAの利用可能性評価	98
6.3	ICS保険所要資本に係る税効果	98
6.3.1	構成要素a：税務上の欠損金繰戻	99
6.3.2	構成要素b：ストレス後の将来の課税所得予測	99
6.3.3	構成要素cおよびd：繰延税金	99
<b>7.</b>	<b>所要資本—その他の手法</b>	<b>100</b>
7.1	一般原則	100
7.2	監督者が所有・管理する信用評価（SOCCA）	100
7.3	内部モデル	101
7.3.1	全般的な要件	101
7.3.2	規制上の所要資本を決定するための内部モデルの利用についての一般規程	101
7.3.3	内部モデルの承認規準	105
7.3.4	追加的な検討事項	110
7.3.5	部分的内部モデル（PIM）の利用についての一般規程	113
<i>Annex 1</i>	<i>議決権のない持分事業体の取扱い（資産および保険の証券化）</i>	<i>115</i>
<i>Annex 2</i>	<i>損害保険セグメントのICSの定義</i>	<i>117</i>
<i>Annex 3</i>	<i>インフラ債務およびインフラ株式に適用される定義および規準</i>	<i>135</i>
<b>1</b>	<b>インフラ投資</b>	<b>135</b>

<b>2</b>	<b>インフラ株式に適用される規準</b> .....	<b>136</b>
2.1	インフラ企業投資のサブセット .....	136
2.2	インフラ・プロジェクト投資のサブセット .....	137
<b>3</b>	<b>インフラ債務に適用される規準</b> .....	<b>138</b>
3.1	インフラ企業投資のサブセット .....	138
3.2	インフラ・プロジェクト投資のサブセット .....	139

## 1. 一般基本原則

### 1.1 形式よりも本質

L1-1. ICS バランスシートは公開されている GAAP 財務諸表とは違い、異なる目標（投資家情報の代わりに健全性監督）を反映している。例えば、GAAP バランスシートにおける特定の資産は ICS において、資産とはみなされない。

L1-2. 取引や事象は、企業におけるリスク・プロファイルの真実かつ公正な展望を示すため、単にその法的形式だけではなく、その経済的実体が ICS バランスシートに記録される。そのため、ICS バランスシートを作成するには判断が必要となることもある。

L1-3. ICS の事業種目セグメントに対する保険負債の割当は形式よりも本質の原則に従う。つまり保険負債は契約の法的形式に沿ってではなく、基礎的リスクの本質を最もよく反映するセグメントに割り当てられる。保険事業種目におけるセグメント分けの定義はレベル 2 テキストに詳述される。

### 1.2 プロポーシヨナリティ

L1-4. 計算と評価はプロポーシヨナリティ原則に従う。または評価において特定の要素/規則を考慮したとしても、複雑さを大幅に増やすだけで、得られた数字の質またはそれとリンクするリスクの評価に十分な向上が見られないことを IAIG が立証できる場合、その要素または規則を無視または簡素化することができる。

L1-5. 簡素化することによる影響の重要性は、以下に関連して評価される。

- 評価される項目の規模
- グループの事業および資本リソースの全体的規模
- リスク評価

### 1.3 ルック・スルー

L1-6. 投資信託およびその他の間接的エクスポージャーのリスクを正しく評価するためには、その経済的実体を考慮する必要がある。これは、可能な限りルック・スルー方式を適用して達成される。ルック・スルーの利用に関する追加の要件はレベル 2 テキストに規定される。

L2-1. ルック・スルー・アプローチは、保険の取決めおよび間接投資（レバレッジのない投資信託、他の集団での投資ビークルなどを含む）に組込まれる全ての基礎となるエクスポージャーを特定するために、そのような取決めおよび投資に適用され、これには、国際的に活動する保険グループ（IAIG）の適格資本リソースを人為的に膨らませうる、全ての間接的保有資産を含む。

L2-2. 完全なルック・スルーの適用が不可能な場合、バーゼルⅢの枠組み<sup>1</sup>で規定されるような形で部分的なルック・スルーの適用も可能である。

L2-3. ルック・スルーが一切適用不可能な場合、国際保険資本基準（ICS）のリスク・チャージの計算上、当該投資全体は非上場株式とみなされる。

---

<sup>1</sup> <http://www.bis.org/publ/bcbs266.htm>.

## 1.4 ICS 格付のカテゴリー

L1-7. IAIS は ICS 格付カテゴリー (ICS RC) と信用格付機関の格付の間のマッピングを開発した。ICS 格付カテゴリーは 1 から 7 までである。格付機関の格付とのマッピングを含む ICS 格付カテゴリーに関する追加の説明はレベル 2 テキストに規定される。

L2-4. IAIG は、ICS 格付カテゴリー (ICS RC) の利用が必要な場合は常に、以下の表に記載した機関の格付を利用する。プラスまたはマイナスの修飾子 (modifiers) は、ICS RC には影響しない。2 つの格付が 1 つのセルに記載されている場合、最初の格付は、長期格付を、2 番目の格付は短期格付を表し、同じ ICS RC に位置付けされる。短期格付は、満期までの期間が 1 年未満の商品にのみ用いられる。再保険エクスポージャーのリスク・チャージを計算する際は、存在する場合には財務健全度格付が用いられる。このような財務健全度格付が存在しない場合は、長期発行体信用格付が用いられる。財務健全度格付は再保険エクスポージャーのリスク・チャージを計算するためにのみ利用される。

**表 1: (非債務不履行の金融商品に関する)ICS RC へのマッピング**

### 発行/発行体信用格付

ICS RC	S&P	Moody' s	Fitch	JCR	R&I	DBRS	AM Best
1	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA	AAA	Aaa
2	AA / A-1	Aa / P-1	AA / F1	AA / J-1	AA / a-1	AA / R-1	aa / AMB-1+
3	A / A-2	A / P-2	A / F2	A / J-2	A / a-2	A / R-2	a / AMB-1-
4	BBB / A-3	Baa / P-3	BBB / F3	BBB / J-3	BBB / a-3	BBB / R-3	bbb / AMB-2 to AMB-3
5	BB	Ba	BB	BB	BB	BB	bb / AMB-4
6	B / B	B / NP	B / B	B / NJ	B / b	B / R-4	b
7	CCC / C and lower	Caa and lower	CCC / C and lower	CCC and lower	CCC / c and lower	CCC / R-5 and lower	ccc and lower

### 財務健全度格付

ICS RC	S&P	Moody' s	Fitch	DBRS	AM Best
1	AAA	Aaa	AAA	AAA	
2	AA	Aa	AA	AA	A+
3	A	A	A	A	A
4	BBB	Baa	BBB	BBB	B+
5	BB	Ba	BB	BB	B
6	B	B	B	B	C+

ICS RC	S&P	Moody' s	Fitch	DBRS	AM Best
7	CCC and lower	Caa and lower	CCC and lower	CCC and lower	C and lower

L2-5. さらに、IAIG は、銀行の監督者が自身の管轄区域（または、子会社の場合、子会社の管轄区域）においてバーゼルⅡの枠組みに基づいて、外部信用評価機関（ECAI）と認められた格付機関により発行された格付を利用しうる。そのような機関によりもたらされた格付に対応する ICS RC は、監督者が格付をマッピングしたバーゼルⅡの格付カテゴリー（結合格付クラス AAA /AA は、ICS RC 2）に対応する。

L2-6. 上表の ICS RC1 から 4 は、投資適格とみなされる。

L2-7. ICS RC の利用については、セクション 5.4.3 でさらに展開している。

## 2. ICS 計算範囲の対象

### 2.1 開始時 ICS バランスシートの範囲

L1-8. ICS の出発点は保険グループの保険持株会社または金融コングロマリットの金融持株会社の監査済み連結 GAAP バランスシートである。

L1-9. IAIG が監査済み連結 GAAP 財務報告を作成しない場合、グループレベルの開始時バランスシートを反映させるため法定財務諸表を合算する。

L1-10. 監査済み GAAP バランスシートは 2 つの要素に分けられる。(1) 保険会社である企業、ならびに保険関連の目的を持つ企業、および(2) 非保険企業である。どの企業が保険関連または非保険とみなされるかについての詳細はレベル 2 テキストに規定される。

L1-11. 非保険企業は GAAP ベースで保険会社とは分けて報告されるが、例外はレベル 2 テキストに規定される。

L2-8. ICS 計算の対象は、IAIG 内の全ての連結対象の法人を含むものと定義されている。

L2-9. 市場価値調整ベース評価 (MAV) の適用の前に、保険グループのバランスシートを作成するための出発点は、IAIGs の監督のための共通の枠組み (ComFrame) に定義されるとおり、IAIG の代表企業の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) の連結のバランスシートである。連結の GAAP 財務諸表を持たない企業については、パラグラフ L2-15 を参照。

L2-10. ICS 計算の目的上、バランスシートは、保険関連と非保険の要素の 2 つに区分される。バランスシートの保険部分は、以下の定義を満たす企業で構成される。

- a. 保険会社：保険法人または保険グループ
- b. 保険法人：法人で、保険業の免許を受け、規制され、かつ監督の対象である支店を含む
- c. 保険関連企業：法人で、主に保険会社の運営を支援するために存在している

L2-11. 連結の GAAP バランスシートを構成する法人は、GAAP とは異なる特定の会計上の取扱いを適用するために、ならびに、非保険要素に関する所要資本を導出するために、以下の定義に従ってさらに分類される。

- a. 保険会社および保険関連企業
- b. 規制対象の非保険金融企業
- c. 規制対象外の非保険金融企業
- d. 非金融企業

L2-12. ICS は、以下を除き、GAAP の連結会計取扱いの会計規則に従う。

- a. GAAP に従い、ジョイント・ベンチャー<sup>2</sup>として統制されると判断された保険会社および保険関連企業については、グループ全体の監督者 (GWS) との協議を通じ、そのような取扱いが実行可能とは思えないと判断されない限り、比例連結法が用いられる。実行不可能と判断された場合、当該企業は未調整のままとなり、GAAP のとおり、持分法の投資として報告される

---

<sup>2</sup> ジョイント・ベンチャーとは、取決めに関して共同で支配権を有する当事者が、取決めの正味資産に権利を有する共同取決めである。

- b. GAAP に従い、共同経営<sup>3</sup>として統制されていると判断される保険会社および保険関連企業は、自社の資産、負債および取引を、共同で発生した分も含めて認識して報告することにより、未調整のまま（すなわち、共有資産に関する比例連結）とすることができる
- c. GAAP に従い、共同経営として統制されていると判断される非保険金融および非金融企業は、自社の資産、負債および取引を、共同で発生した分も含めて認識して報告することにより、持分法の投資として報告する
- d. GAAP に従い、ジョイント・ベンチャーとして判断される非保険金融および非金融企業は、持分法の投資として報告する

**L2-13. 議決権のない持分企業<sup>4</sup>に関する調整：**

- a. GAAP に従い、非連結対象であると判断された議決権のない持分企業は、個別に、または合算してのいずれかで、重大なリスク<sup>5</sup>をグループにもたらすと IAIG またはその GWS が評価する場合、連結対象とされる
- b. グループ内で生じる証券化は、Annex 1 で概説する全ての条件を満たすことを条件に、連結対象とされない場合がある
- c. 議決権のない持分企業は、重要性評価、または、追加の規準の適用にかかわらず、GWS がリスクの性質、規模および複雑性が看過できるものではないと判断された場合、連結対象となる

**L2-14. 他の GAAP 以外の調整：**第三者との定期金賠償合意は、原契約の保険金が確定し、かつ、損害保険会社に対するリスクが支払能力を持つ生命保険会社（および該当する場合、保証基金）に因る場合、純額ベース（すなわち、準備金および再保険回収可能額から除去される）で記録される。

**L2-15. グループの合算バランスシート：**連結またはグループレベルの財務諸表を用意しない IAIG は、グループレベルの期首残高を反映するために、合算ベースでバランスシートを作成する。

**L1-12. 非保険企業（金融および非金融）は、企業のタイプ、およびセクター別所要資本を課せられるかどうかに基づいて ICS に含まれる。非保険金融企業の所要資本は、企業セクターの資本規則がある場合にはこれに従う。セクターの資本規則がない非保険金融企業および非金融機関については、ICS に含まれる所要資本がレベル 2 テキストに規定される。全ての非保険企業について、資本リソースは ICS に定められた資本リソースの枠組みに従う。**

## **2.2 開始時 MAV バランスシートの開発**

**L1-13. 開始時 MAV バランスシートは保険および保険関連企業で構成される。**

**L1-14. 開始時 MAV バランスシートはレベル 2 テキストおよびセクション 3 に規定されている調整に従う。**

<sup>3</sup> **共同経営**とは、共同で支配権を有する当事者が、取決めに関連する資産の権利、および負債に対する義務を有する共同の取決めである。

<sup>4</sup> **議決権のない持分企業**とは、支配権を評価する際に議決権または同等の権利が有力な要因とならない企業である。企業は、資本が少ない、または資本が一切含まれない、および、特別目的で設計されることが多い（例えば、特別目的事業体、組成された事業体、GP/LP 構造、信託・投資組合）。

<sup>5</sup> この場合の**重大なリスク**は、グループにもたらされるリスクに関係する。グループのリスクにとって何が相当な要因となりかねないかを考慮する際、企業は、関連する企業の総資産または総収益が、グループの総資産または総収益の 1% を超過するかどうかを評価する場合がある。さらに、グループの資産または収益の 5% を超過する重要でない全ての企業を合算しての評価は、重要なリスクを見逃さないために、他の企業を連結対象とすべきことを示唆する場合がある。

### 3. 市場価値調整ベース評価

#### 3.1 評価原則

L1-15. MAV アプローチは、監査済み連結一般目的 GAAP または法定会計原則 (SAP) 会計について報告される金額に基づき、以下の項目に対する調整を含む。

- a) 保険負債および再保険勘定
- b) 金融投資 (資産) および商品 (債務)
- c) 繰延税金

L1-16. 資産ポートフォリオにより複製可能である場合を除き (セクション 3.4 を参照)、MAV 保険負債は現在推計および現在推計を超えるマージン (MOCE) の合計である。現在推計および MOCE 計算の根拠の詳細は、以下のサブセクションおよびレベル 2 テキストに規定される。

L1-17. 項目 b) および c) に対する調整はレベル 2 テキストに規定される。

L2-16. 保険負債、再保険収支、金融投資と商品、および税に対する調整を計算する場合、IAIG は以下の原則を適用する。

- a. **自社用財産**は、IAIG GAAP に基づく公正価値指針、または、IAIG が GAAP 連結バランスシートを作成していない場合には、IAIG の管轄区域における GAAP 公正価格原則を用いた公正価値に合わせて調整される
- b. **不動産ローンと貸付金**は、IAIG GAAP に基づく公正価値指針、または、IAIG が GAAP 連結バランスシートを作成していない場合には、IAIG の管轄区域における GAAP 公正価格原則を用いた公正価値に合わせて調整される
- c. **再保険回収見込み額**は保険負債の算定方法と一致した方法で修正再表示される。支払済および未払債務の回収見込み額は、推定回収不能額引当金を控除して報告される
- d. **繰延税金資産 (DTA) と負債 (DTL)** はセクション 6 に従って処理される
- e. **繰延新契約費およびその他の繰延費用**は、報告日現在のバランスシートにあるものはゼロに調節される。将来の保険料に関連した将来の新契約費 (契約の境界内 (within contract boundaries) –セクション 3.2.2 を参照) は保険負債の価額に反映される
- f. **未収保険料**は、期日が報告日以後で、現在推計計算に含まれる契約と関係するものは負のキャッシュフローとして保険負債の評価に反映される。期日が報告日以前である未収保険料は現在推計の計算には含まれず、バランスシート上の資産のままとすることができる
- g. **保険契約者貸付**は別に報告し、保険負債とは相殺されない
- h. **その他の金融資産**は、GAAP バランスシート上で償却原価にて報告されるもの (例えば、満期保有投資資産) は、公正価値に修正再表示される
- i. **金融負債**：この項目の評価は初回認識時に IAIG が報告する GAAP に基づいて行われ、IAIG 自身の信用状態の変化を考慮した事後調整は行われない

#### 3.2 現在推計

##### 3.2.1 計算基準

L1-18. 現在推計は、保険負債に関連した将来のキャッシュフローにおける現在価値の確率加重平均値に相当し、各負債の通貨と区分に関するイールドカーブにより割引率が適用される。負債を割り当てることができる 3 つの区分がセクション 3.2.5.3 に示されている。

L1-19. 現在推計は、いかなる明示的または黙示的マージンも含まない。

L1-20. 再保険回収見込み額は、保険負債の現在推計と一致した方法により、これと同じ前提条件とインプットに基づいて算定される。

L1-21. 保険負債を評価する場合、IAIG 自身の信用状況を考慮するためのいかなる調整も行われたい。

L1-22. 現在推計計算のためのキャッシュフローの予測方法に関する詳細は、レベル 2 テキストに規定される。

### 3.2.1.1 概論

L2-17. 現在推計の計算は将来のキャッシュフローの確率加重平均値に基づいて行われ、以下に關係する不確実性が考慮される。

- a. 保険金支払事象のタイミング、頻度、および規模
- b. 保険金支払額と保険金支払のインフレ、また妥当と思われる場合には保険金支払額を決定するのに使用した指標の値に関する不確実性を含む
- c. 保険金支払に要した時間
- d. 事業費の額
- e. 保険契約者の行動

L2-18. キャッシュフロー予測は、予測される将来の人口統計的、法的、医学的、技術的、社会的または経済的發展を反映し、事業体がさらされる可能性のある様々な種類のインフレを考慮した、適切な想定インフレ率に基づいて行われる。妥当と思われる場合には保険料調整条項も考慮される。

L2-19. 現在推計は、再保険および特別目的会社 (SPV) 込みで計算される。再保険または SPV からの回収可能額は別に計算され、資産として認識される。

L2-20. キャッシュフロー予測は、契約の境界内で少なくとも以下の全項目を含む。

- a. 給付と保険金支払
- b. 直接および間接経費
- c. 受取保険料
- d. 再保険および特別目的会社からのもの以外の代位納付および回収
- e. 支払請求を決済するためのその他の支払

L2-21. 既存契約、および報告日時点で認識されているがまだ効力を発していない契約と關係する全ての経費は、現在推計の計算に含まれる。経費の推計においては IAIG が将来その契約を引き受けると想定する。将来の契約のみに關係する将来の経費は、現在推計計算では考慮されない。

L2-22. 将来の総資産に対する将来の利益を評価するためのインプットとしてイールドカーブが必要である場合、IAIG は関連の IAIS イールドカーブに規定の調整を加えて使用する。

### 3.2.1.2 オプションと保証

L2-23. 保険契約に組込まれているオプションと保証に關係する期待キャッシュフローは、現在推計の計算において考慮される。付保されたリスクと關係する全ての支払、および特に利益分配の支払は、オプションと保証の価値の計算において考慮される。

L2-24. 全てのオプションと保証は、リスクフリーのイールドカーブの代わりとしての調整イールドカーブに基づいて、無裁定法<sup>6</sup>により評価される。

### 3.2.1.3 保険契約者の行動

L2-25. 該当する場合、予測されるキャッシュフローは、保険契約者が給付金の金額、タイミング、または性質を変更する契約上の権利を反映する。

L2-26. 保険契約者が失効および解約を含む契約上のオプションを行使する確率は、将来を見越して考慮され、特に以下が検討される。

- a. 保険契約者の過去の行動と予想される行動。経営措置に対する反応も考慮される。
- b. 特定の状況下でオプション行使が保険契約者にとってどの程度有利になるか。
- c. 経済状況

L2-27. 将来予想される行動を適切に反映していると判断される限りにおいて、保険契約者の行動の仮定は、適切な統計的および実証的証拠に基づく。

L2-28. 保険契約者の行動に関する仮定は、想定される投資利益および保険負債の割引に用いられるイールドカーブと整合的である。

### 3.2.1.4 将来の裁量的な給付

L2-29. 将来の裁量的な給付（FDB）は、全ての非保証額で構成され、金融/保険引受利益の一部を保険契約者に配分する IAIG の法的または契約上の義務とリンクした配当金も含まれる。

L2-30. 現在推計では、予測される将来の推移、負債評価のもとになる経済シナリオ、将来の予測される展開および保険契約者の合理的期待と整合的に支払われると予測される FDB が認識される。

L2-31. FDB 予測は、契約に適用されるイールドカーブ、およびセクション 3.2.1.3 に規定した保険契約者の行動のモデル化とも整合的である。

## 3.2.2 契約の認識、契約の境界、および計測期間

L1-23. 契約は IAIG がその契約当事者になった時点で認識され、契約に関係するあらゆる債権債務が消滅するまで継続する。評価日時点で認識されている全ての契約のみが現在推計計算において考慮される。

L1-24. 認識された契約と関係する将来の保険料およびこれに付随する保険金請求および経費は、それぞれの契約の境界まで考慮される。

L1-25. 現在推計の計算に用いられる見積期間は、評価日時点で認識された保険および再保険契約に関連した（契約の境界内の）債務を決済するのに必要な全てのキャッシュ・インフローおよびアウトフローの全有効期間を含む。

L1-26. 契約の認識および契約の境界に関する詳細は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-32. 契約は、たとえ保険による保障がまだ始まっていない場合であっても、IAIG が、修正や取消の可能性がない形で、契約当事者となり次第ただちに認識されて評価される。

---

<sup>6</sup> これは特に、該当する場合にはオプションと保証の評価において経路依存性が考慮されることを示唆する。

L2-33. 契約に関して可能性のある全ての保険金支払が完全に決済され、将来の全てのキャッシュフローがゼロである場合には、その契約の認識は終了する。

L2-34. 報告日時点で認識されている契約のみが現在推計の計算において考慮される。特に将来のビジネスは計算に含まれない。

L2-35. 将来の保険料を含め、認識された契約に関する全ての債権債務は現在推計のキャッシュフロー予測において考慮される。ただし、以下のいずれかの時点を超えた将来の保険料（およびこれに付随する保険金支払および費用）は、IAIG が保険契約者に保険料支払を強制する能力と意思があることを証明できない限り、考慮されない。

- a. IAIG が契約を解除する、または契約のもとで支払われる保険料を拒否する一方的権利を持つ将来の時点
- b. IAIG が、保険料がリスクを完全に反映するよう支払われる保険料または給付を変更する一方的権利を持つ将来の時点

L2-36. 団体保険にも同様の原則が適用される。全ポートフォリオの保険料がポートフォリオのリスクを完全に反映する形で保険料を一方的に変更することができるのであれば、上記の2つ目の条件を満たすとみなされる。

### 3.2.3 データの質と前提条件の設定

L1-27. 現在推計の計算は最新かつ信頼できる情報と現実的な前提条件に基づく。現在推計の算定は客観的かつ包括的であり、観察可能な入力データが用いられる。

L1-28. データの質とモデリングの前提条件設定の要件はレベル2テキストに規定される。

L2-37. 現在推計の計算のためのデータを選定するとき、IAIG は以下を考慮する。

- a. 正確性、完全性、および妥当性の規準に基づいたデータの質
- b. データ収集と処理における前提条件の使用と設定
- c. 定期的更新の頻度と追加更新を行うきっかけとなる事象

L2-38. IAIG 自らの経験から少数または不確かなデータしか得られない場合、IAIG は他の情報源からのデータにより自社データを補完する。ポートフォリオの特徴が使用した外部データにおいて代表されている集団と異なる場合、IAIG ポートフォリオのリスク特性との一貫性を確保するため外部データが調整される。

L2-39. 現在推計の計算に使用される前提条件は、入手可能なあらゆる情報に基づいた現在の予測を反映している。そのため、特に以下の場合には予想される将来の状況をただちに評価する必要がある。

- a. 過去のトレンドが続かない、新たなトレンドが生じる、または経済的、人口統計的、その他の変化が現行保険契約から生じるキャッシュフローに影響を与える可能性があることを示す証拠がある場合
- b. 保険引受手順や請求処理の手順に変更があり、それが保険契約ポートフォリオと過去のデータとの関連性に影響を与える可能性がある場合
- c. 過去のデータが現在推計に影響する可能性のある事象を捉えていない場合

### 3.2.4 経営措置

L1-29. 現在推計計算では、客観的、現実的、また確認可能なものである限りにおいて、経営措置を認識することもできる。計算において認識される経営措置は、契約の境界、IAIG

の保険契約者に対する義務または IAIG に適用される法規定に反するものではない。

L1-30. 現在推計計算における経営措置の認識に関する詳細は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-40. 想定される将来の経営措置は、IAIG が今後その慣行または戦略を変更すると GWS が信じるに足る証拠がない限り、IAIG の現在のビジネス慣行およびビジネス戦略と整合的である。

L2-41. 現在推計を計算するときに、将来の経営措置が考慮されるのは、それが該当する特別な状況のもとでのみ実行されると合理的に予測される場合に限られる。

L2-42. 将来の経営措置に関する前提条件では、これを実施するのに必要な時間、それによって生じる支出増、および保険契約者の行動の変化が考慮される。

### 3.2.5 割引

#### 3.2.5.1 現在推計割引率のイールドカーブの算定

L1-31. 現在推計を計算するため、保険負債には調整イールドカーブを用いた割引率が適用される。調整イールドカーブは以下に基づく。

- a) リスク調整された流動的な金利スワップまたは国債（リスクフリーのイールドカーブ）
- b) 調整

L1-32. 調整イールドカーブは、レベル 2 テキストに規定されている手法に基づき決定される（セクション 3.2.5.2 および 3.2.5.3）。

#### 3.2.5.2 リスクフリーのイールドカーブの算定

L1-33. リスクフリーのイールドカーブは 3 区分アプローチに基づいて算定される。

- a) 区分 1：国債またはスワップからの市場情報に基づき、必要であれば信用リスク是正を含む
- b) 区分 2：区分 1 と区分 3 の間の補外
- c) 区分 3：安定的な通貨別長期フォワードレート（LTFR）に基づき、長期的再投資から得られる可能性のある期待スプレッドを表すためスプレッドが加えられる

L1-34. 各通貨の区分 1 から区分 2 への移行は、厚みがあり、流動性および透明性があるとみなされる金融市場において、市場情報が観察される最後の満期に起こる（最終観察期間または LOT）。

L1-35. 各通貨について、LTFR は期待実質金利とインフレ目標の合計である。

L1-36. 期待実質金利を算定する目的で、共通のマクロ経済的特徴を共有する区域ごとに管轄区域は分類される。特定の区域内で使用される全ての通貨に同じ期待実質金利が使用される。各区域の期待実質金利は一定の期間にわたり観察された実質金利の単純平均に基づいている。

L1-37. LTFR の 2 つの構成要素は、マクロ経済の期待の潜在的変化を反映させるため毎年見直される。ただし LTFR の年間変動の大きさは潜在的ボラティリティを軽減するため

上限が設けられる。

L1-38. リスクフリー金利を決定するための手法に関するさらなる説明は、レベル 2 テキストに規定される。

#### 3.2.5.2.1 区分1の商品および期間の選択

L2-43. ベースイールドカーブは、厚みがあり、流動性および透明性がある (DLT) 金融市場で取引される金融商品から得られる。DLT 評価は、DLT 市場が存在する金融商品およびその満期を特定するために一定期間ごとに実施される。

L2-44. DLT 評価では特に、スワップまたは国債がリスクフリー金利に適した金融商品かどうか、およびその LOT が何かについて判断される。DLT 評価は各通貨に対して実施される。

##### 3.2.5.2.1.1 スワップ市場に対する DLT 評価

L2-45. スワップ市場の厚みと流動性の評価は、スワップ取引のデータ、特に取引件数と想定元本を基に、通貨および満期ごとに別個に実施される。単一通貨での、固定金利から変動金利へのスワップのみが検討される。個別の市場の具体的な状況 (例えば、通貨の流動性がより低い場合) に照らして、閾値を調整する必要がある場合がある。

##### 3.2.5.2.1.2 国債市場に対する DLT 評価

L2-46. 国債の金利について DLT の性質を評価するためには、国債市場の特異性を踏まえて、スワップ市場とは異なるアプローチがとられる場合がある。

L2-47. 評価は、全ての通貨に対して、国債の取引量と取引頻度の分析から始まる。

L2-48. 取引量および取引頻度に関するデータが利用可能でないか、その分析が決定的でない場合には、可能であれば、ビッド・アスク・スプレッド、金利ボラティリティ、無取引日、価格情報のソースおよび見積りの数等、その他の規準が評価される。

##### 3.2.5.2.1.3 評価の結論

L2-49. 関連する商品の DLT 評価は、ベースイールドカーブの基礎となる商品の選択および、ベースイールドカーブの導出に用いられる DLT 満期について、情報を提供する。

L2-50. 市場情報の利用を最大化するため、DLT 区分がより長期の商品、または全体的な流動性がより高い商品を選択すべきである。

L2-51. 各通貨の金融市場の特異性を踏まえて、グループ全体の監督者は、MAV アプローチの主たる目的を十分に考慮に入れながら、いずれの商品を基礎とすべきか、関連する管轄区域に助言を求めるべきである。この商品の選択の適切性に関する説明では、DLT 分析の結果も提示される。

##### 3.2.5.2.1.4 最終観察期間(区分1の期間)

L2-52. DLT 評価および、イールドカーブの区分1の基となる商品の選択の後、以下の全てを考慮に入れて LOT が設定される。

- 選ばれた商品に対して、DLT の規準を満たすと考えられる最も長い満期
- 金融市場の特異性

### 3.2.5.2.2 信用リスク調整

L2-53. 選ばれた商品からのインプットは信用リスク調整（CRA）の対象となる。

L2-54. 区分1の商品がリスクフリーと考えられる場合には、CRAは0bpsである。それ以外の場合にはCRAは10bpsである。

### 3.2.5.2.3 区分2の期間

L2-55. 全ての通貨について、パラグラフ L1-33 で言及されている区分3の開始は、以下のうち遅い方である。

- LOTの30年後
- 60年

### 3.2.5.2.4 補外、補間および収斂の許容値

L2-56. 区分1の満期の間の補間およびLOT後の補外はスミス・ウィルソン法を基にする。

L2-57. 補間および補外の制御用インプット・パラメータは、LOT、LTFR、収斂値および収斂の許容値である。

L2-58. 参照される商品がスワップ金利である場合には、インプットとして用いられる市場金利は信用リスク調整の控除後のスワップ金利である。参照される商品がゼロクーポン国債である場合には、インプットとして用いられる市場金利はゼロクーポン債の金利である。

L2-59. 収斂の速さを制御するパラメータ・アルファは、収斂値までにLTFRの収斂の許容値に達するイールドカーブを生成する最小の値である。アルファの下限は0.05に設定される。

L2-60. 収斂の許容値は0.1bpsであり、区分2の最後となる期間に到達する。

### 3.2.5.2.5 LTFRの構成要素

L2-61. LTFRは以下の2つの構成要素の合計である。

- a. 期待実質金利：年間実質金利の単純な算術平均として計算したもの。年間実質金利 $r$ は以下のように計算される。

$$r = \frac{\text{短期名目金利} - \text{インフレ率}}{1 + \text{インフレ率}}$$

期待実質金利は5bps単位の概数で表される。

- b. 期待インフレ目標：以下のように算定される。
  - 中央銀行がインフレ目標を発表している通貨については、期待インフレはそのインフレ目標に基づく。この場合、期待インフレ率は以下ようになる。
    - インフレ目標が1%またはそれ以下である場合には1%
    - インフレ目標が1%より高く3%未満である場合には2%
    - インフレ目標が3%以上4%未満である場合には3%
    - その他は4%

- 中央銀行がインフレ目標を発表していない通貨については、期待インフレ率は2%に設定される。ただし過去のインフレ経験およびインフレ予測の両方により、明らかに通貨区域におけるインフレ率が2%より大幅に高い、または低いことが示されている場合には、それらの指標に従って期待インフレ率が選ばれる

- L2-62. 期待実質金利を算定するため、各国は以下の3つの地理的区域に分けられる。
- a 地理的区域1、次の通貨区域で構成される：AUD、CAD、CHF、CZK、DKK、EUR、GBP、JPY、NOK、NZD、SEK、SGD、USD
  - b 地理的区域2、次の通貨区域で構成される：HKD、ILS、KRW、TWD
  - c 地理的区域3、その他全ての通貨区域で構成される。

L2-63. 期待実質金利の構成要素の最初の数値は以下のとおり。

- 地理的区域1は1.8%
- 地理的区域2は2.4%
- 地理的区域3は3.0%

数値は定期的に見直される。

L2-64. LTFRの年間最大変動は15bpsを上限とする。LTFRは以下の式に従って変動する。

$$LTFR_t = \begin{cases} LTFR_{t-1} + 15bps, \text{ ただし } LTFR_t^* \geq LTFR_{t-1} + 15bps \text{ の場合} \\ LTFR_{t-1} - 15bps, \text{ ただし } LTFR_t^* \leq LTFR_{t-1} - 15bps \text{ の場合} \\ \text{その他の場合は } LTFR_t^* \end{cases}$$

ここで、

- $LTFR_t$  は年間変動の制限後の  $t$  年の LTFR
- $LTFR_{t-1}$  は年間変動の制限後の  $t-1$  年の LTFR
- $LTFR_t^*$  は年間変動の制限前の  $t$  年の LTFR

### 3.2.5.3 リスクフリーのイールドカーブに対する調整の算定

L1-39. ICS イールドカーブはリスクフリーカーブに対する調整を含む。この調整は3バケットアプローチを用いて算定される。

L1-40. 3バケットアプローチでは、負債の性質およびそれを支える資産に基づいて負債をジェネラル・バケット、ミドル・バケット、およびトップ・バケットに分類する。区分ごとに異なるイールドカーブの調整が算定される。

L1-41. 負債の分類に用いられる規準と各区分に該当する調整はレベル2テキストに詳述されている。

L2-65. 以下のLTFRに対するスプレッドは上記パラグラフL2-61からL2-64に従って計算される全てのLTFRに加算される。

- 地理的区域1は20bps
- 地理的区域2は25bps
- 地理的区域3は35bps

L2-62で示された地理的区域を用いる。

### 3.2.5.3.1 分類基準

- L2-66. 保険負債が以下の全ての規準を満たすときには、トップ・バケットに分類される。
- a. 解約時に現金給付がない生命保険および年金支払中の障害年金に分類され、下記 e) が考慮される
  - b. 保険負債をカバーする資産ポートフォリオが特定され、対応する負債と合わせて個別に管理され、IAIG の他のビジネスに関係する支払に使用されないこと<sup>7</sup>
  - c. 特定された資産ポートフォリオの期待キャッシュフローが同じ通貨建ての保険負債ポートフォリオの期待キャッシュフローを、その通貨のリスクフリーのイールドカーブの LOT 範囲内で複製していること。前の満期時点での資産の余剰キャッシュフローから生じた繰越金により対応されたミスマッチが重要なリスクとはならないこと。現金の繰越は、LOT 範囲内の割引前負債キャッシュフロー総額の 10% を上限とする。保険負債が異なる通貨建ての資産に支えられている場合、その資産のキャッシュフローはキャッシュフローテストにおいて考慮されるが、通貨ミスマッチが完全にヘッジされ、ヘッジのコストが資産キャッシュフローから差し引かれることを条件とする
  - d. 保険負債の基礎となる契約が将来の保険料を含まないこと
  - e. 保険負債のポートフォリオが、保険契約者の解約オプションを含まないか、または、報告日時点および将来のいかなる時点でも、解約返戻金額がそのポートフォリオについて特定された資産の価値を超えない場合のみの解約オプションを含むこと
- L2-67. トップ・バケット適格性の評価においては、いかなるアンバンドリングも認められない。
- L2-68. 保険負債が以下の全ての規準を満たす場合には、ミドル・バケットに分類される。
- a. 保険負債をカバーする資産ポートフォリオが特定され、対応する負債と合わせて個別に管理され、IAIG の他のビジネスに由来する損失の補填に使用されないこと<sup>12</sup>
  - b. 保険負債のポートフォリオが、保険契約者の解約オプションを含まないか、もしくは、報告日時点で解約返戻金とそのポートフォリオについて特定された資産の価値を超えない場合のみの解約オプションを含むこと
  - c. ICS 解約・失効リスクのリスク・チャージが、リスクフリーのイールドカーブによる割引率適用後の負債の現在推計の 5% を超えないこと
  - d. このポートフォリオについて特定された資産の総市場価格が、報告日時点でジェネラル・バケットのイールドカーブを用いて計算した負債の現在推計より大きいこと。資産の総市場価格の計算では、このポートフォリオについて特定された全ての資産が、表 2 の分類にかかわらず考慮される
  - e. 負債の基礎となる契約が将来の保険料を含まないか、または契約上定額である、もしくは IAIG の裁量による将来の保険料のみを含むこと。追加的な将来の保険料を支払う保険契約者のオプションがあることは、これらの負債をミドル・バケットに不適格とするものではないが、IAIG の裁量によらない対応するキャッシュフローは全てアンバンドリングされ、ジェネラル・バケットに分類される。契約の境界外の追加的な保険料および、追加的な保険を購入するための自由裁量の給付金の利用は、将来の保険料とはみなされない
- L2-69. ミドル・バケット適格性の評価においては、L2-68e の文脈による例外を除き、いかなるアンバンドリングも認められない。

<sup>7</sup> トップ・バケットおよびミドル・バケットのいずれにおいても、資産の個別管理とは法的なリングフェンスではなく、特定された保険負債グループをその有効期間にわたって支える明確に定義された資産のポートフォリオ区分を意味する。事業体内でポートフォリオが再構築された場合は例外であり、これに含まれる資産を別のポートフォリオに移転する場合にはこれに対応する負債と合わせて移転しなければならない。通常のビジネスにおけるポートフォリオ内の投資の変更を不可能にするものではない。

L2-70. 保険のポートフォリオが過去3年間にわたってL2-68の規準を満たし、ポートフォリオに大きな変化が無ければ、現在の年においていずれかの基準を満たさない場合であってもミドル・バケットの適格性を失うことはない。

L2-71. (セクション3.4で特定されるように) 資産ポートフォリオで複製可能な場合を除き、トップまたはミドル・バケットに分類されない全ての負債はジェネラル・バケットに分類される。

### 3.2.5.3.2 イールドカーブに対する調整

#### 3.2.5.3.2.1 適格投資

L2-72. トップ・バケットおよびミドル・バケットの調整を計算する目的で、投資種類の適格性が以下の表に示されている。

**表2: 投資種類別の適格性**

投資種類	適格性
現金およびその他の非投資目的の流動性資産	(ポートフォリオから除外)
投資関連未収金・未収収益	不適格
固定利付国債	適格
固定利付社債	適格
固定利付地方債	適格
変動利付国債	適格
変動利付社債	適格
変動利付地方債	適格
転換社債	不適格
住宅ローン	適格
商業用不動産ローン	適格
その他(不動産ローン以外)の貸付金	適格
契約者貸付	適格
住宅ローン担保証券	適格
商業用不動産ローン担保証券	適格
その他の仕組証券	適格
保険リンク証券	不適格
上場株式	不適格
ヘッジファンド	不適格
非上場株式	不適格
不動産(投資目的)	不適格

投資種類	適格性
インフラ投資(負債)	適格
インフラ投資(資本)	不適格
その他の投資資産	不適格

L2-73. ユニットリンクまたは特別勘定の保険負債に対応する資産は、このような保険負債がセクション 3.4 に規定されている資産複製のアプローチを用いて評価されている場合には考慮されない。

L2-74. 国債は中央政府が発行または保証する債券のみを含む(地方自治体およびその他の公共部門組織へのエクスポージャーは除く)。

L2-75. コールオプション(発行体の裁量により使用されるもの)を特徴とする資産は、オプション行使が IAIG に損失をもたらさず、負債キャッシュフローのマッチングを維持できることが立証されない限り、負債裏付けには不適格である。

### 3.2.5.3.2.2 トップ・バケット

L2-76. トップ・バケットの調整は、トップ・バケットの適格規準を満たす負債ポートフォリオを裏付けるため IAIG が特定した表 2 に記載されている適格資産のリスクフリーのイーールドカーブを上回る平均スプレッドに基づく。

L2-77. IAIG は様々なポートフォリオを特定することができるが、その場合ポートフォリオごとの調整が計算される。

L2-78. 信用の質がより低い資産については、ICS RC 4 レベルのスプレッドの上限が適用される。ICS RC 4 の上限は、同じ通貨建ての ICS RC 4 レベルの資産について IAIG が得たスプレッドに基づく。そのような資産がない場合、ミドル・バケットの調整計算について用いられるスプレッドが用いられる。

L2-79. スプレッドは、信用リスクならびにその他いかなるリスクについても、パラグラフ L2-85 に規定する同じリスク修正パラメーターを用いて調整される。

L2-80. トップ・バケットについては、保険負債を割引する際、スプレッド調整の 100% がリスクフリー金利に加算される。

L2-81. IAIG は保険負債によるキャッシュアウトフローの通貨に従い、関連する調整イーールドカーブを使用する。

L2-82. 保険負債が異なる通貨建ての資産により裏付けられている場合、負債通貨のスプレッド調整はその資産において IAIG が獲得するスプレッドを含むが、通貨ミスマッチがヘッジされることを条件とする。ヘッジのコストはトップ・バケット調整から差し引かれる。

L2-83. この方法に従って算定されるスプレッド調整は負債のランオフまで平行移動して適用されるが、これは関連 LOT を超える可能性がある。

### 3.2.5.3.2.3 ミドル・バケット

L2-84. ミドル・バケットのスプレッド調整は、ミドル・バケットの負債に対応する適格資産に基づく、グループ全体にまたがる調整である。ミドル・バケットのスプレッド調整は、単一通貨の中で、ポートフォリオ固有のものとすることができる。

L2-85. 信用の質および通貨別のスプレッドの期間構造は、ミドル・バケット調整の計算のベースとなる。

L2-86. パラメトリック・スプレッドの期間構造は、信用の質および通貨によって算定される。それらは、LOT までの観察対象市場スプレッドに対して Nelson-Siegel モデルを用いて導出される。信用スプレッドは信用の質およびデュレーションバケットごとに区分けされ、認識されている市場データ提供者からの情報を基にするか、必要に応じて、監督者のデータから導出される。

L2-87. 当該通貨に対するリスクフリー金利が観察対象スワップ市場の商品から算定される場合、これらの社債スプレッドは保有ソブリンによって補完される。これらのスプレッドの構成要素には、比例的なリスク相関係数が適用される。国債に対するリスク修正値は、報告日時点の国債の指標と直近 10 年間のその平均値の差分の 30%と定義される。

L2-88. 社債については、リスク修正係数は期待損失および信用リスクプレミアムを反映する。期待損失は、理論上の 10 年債の年率換算のデフォルト率と、70%のデフォルト時損失額を仮定することにより算定される。信用リスクプレミアムは損失分布の標準偏差を基にする。

L2-89. 保険負債が異なる通貨建ての資産により裏付けられている場合、通貨のスプレッド調整の加重平均計算は、パラグラフ L2-95 に従い、その資産において IAIG が獲得するスプレッドを含む。

L2-90. スプレッド調整は、以下のパラグラフに示すように、複数ポートフォリオの加重平均 (WAMP) 法に従って計算される。

L2-91. 満期が  $t$  である特定のポートフォリオに関する  $Wamp_{spread}$  は以下のように計算される。

$$Wamp_{spread}(t) = w_{gov} \times spread_{gov \text{ after } RC}(t) + \sum_{ICS RC} w_{ICS RCi} \times spread_{ICS RCi \text{ after } RC}(t)$$

ここで、

- $w_{gov}$  は国債のウェイト
- $w_{ICS RCi}$  は ICS 格付カテゴリー  $i$  に属する債券のウェイト
- $spread_{gov \text{ after } RC}(t)$  は国債に相当するリスク修正後のスプレッド。リスクフリーのイールドカーブに国債の金利を使用する場合、適用されるスプレッドはゼロである
- $spread_{ICS RCi \text{ after } RC}(t)$  は ICS 格付カテゴリー  $i$  に属する債券に相当するリスク修正後のスプレッドである

L2-92.  $w_{gov}$  および  $w_{ICS RCi}$  は、表 2 に従った適格資産のみを考慮する。

L2-93. ICS RC 4 以下、および格付されていない債券は、ICS RC 4 に割り当てられる。

L2-94. 通貨統合の場合、ソブリンエクスポージャー（および WAMP 計算において対応するウェイト）は通貨統合内の管轄区域別に分割される。

L2-95. 観察された全マッチング (TOM) 比率は以下のように計算する。

$$TOM = \min\left(\frac{M}{\min(LOT, \text{lifetime of liability})}, 100\%\right)$$

ここで、

*lifetime of liability* は、保険負債がそれ以後はキャッシュフローを生み出すことが期待されなくなる満期、*M* は、パラグラフ L2-66.c に規定するキャッシュフローテストのもとで、現金の繰越し限度である 10% を超過しない、または残った現金がマイナスにならない最後の満期を表す。予測の最初の年に残った現金がマイナスになる場合には、*M* はゼロに等しいとみなされる。10% という現金の繰越し限度をいずれの時点でも超過せず、残った現金が *lifetime of liability* にわたってマイナスにならない場合には、*M* は *lifetime of liability* に等しいとみなされる。*M* を算定する目的で、負債キャッシュフロー以外の通貨建ての資産キャッシュフローは、以下のいずれかである限り考慮することができる。

- a. 資産キャッシュフローが完全にヘッジされている
- b. ローリングヘッジが行われ、ヘッジの置換え頻度が 1 か月以上である。この場合、(セクション 5.3.6 に従った通貨リスクストレス係数の 50%、20%) の低い方のヘアカットが資産キャッシュフローに適用される
- c. 置換え頻度が 1 か月以上のローリングヘッジまたは、実務的に可能/コスト効率的なその他のヘッジが利用可能でないことを、IAIG が GWS に証明することができる。この場合、アプローチが GWS に許容されれば、通貨リスクストレス係数に応じたヘアカットが資産キャッシュフローに適用される

上記の a. および b. では、ヘッジのコストは期待されるキャッシュフローから差し引かれる。適格資産 (表 2) からのキャッシュフロー、現金および最初の繰り上げ償還日を迎える前のコーラブル債のみが、キャッシュフローテストに用いられる。

L2-96. イールドカーブに適用される、ミドル・バケットに対する最終スプレッド調整 ( $Spread Adj_{MB}(t)$ ) は、満期  $t$  の全てについて、ジェネラル・バケットのスプレッド調整 ( $Spread Adj_{GB}(t)$ ) より小さくならないように計算される。

$$Spread Adj_{MB}(t) = \max\left[\begin{array}{l} \omega_{GB} * 0.8 * Spread Adj_{Gross-GB}(t), \\ \omega_{MB} * 0.8 * Spread Adj_{Gross-GB}(t) * (1 - TOM) + 0.9 * WAMP_{spread}(t) * TOM \end{array}\right] \text{ for } t > 0 \text{ and}$$

$$Spread Adj_{MB}(0) = 0$$

L2-97. この手法に従って算定されるスプレッド調整  $Spread Adj_{MB}(t)$  は、 $M$  年までは満期  $t$  ごとにリスクフリー金利に付加して適用される。この満期以後スプレッド調整は、結果として得られたスポットカーブが対応するジェネラル・バケットのスポットカーブより上に留まる形で段階的に消滅する。

### 3.2.5.3.2.4 ジェネラル・バケット

L2-98. ジェネラル・バケットのグロス・スプレッド調整 ( $Spread Adj_{Gross-GB}(t)$ ) は、IAIG が特定の通貨建てで保有する一般的な資産を反映した代表的ポートフォリオに基づき、 $Spread Adj_{Gross-GB}(0) = 0$  と仮定する。

L2-99. グロス・スプレッド調整  $Spread Adj_{Gross-GB}(t)$  は信用リスクおよびその他全てのリスクの修正を含む。

L2-100. 社債については、前述の修正は遷移行列に基づいて計算した仮想 10 年債の年率換算の累積デフォルト実績により得られる。

L2-101. 国債については、リスク修正はリスクフリー金利の根拠となるデータに基づいて決定される。リスクフリー金利がスワップレートに基づいて算定される場合、流動性リスク以外のリスクが10年間の平均スプレッドの30%を占めると想定される。リスクフリー金利が国債の利率に基づいている場合、リスク修正は行われない。

L2-102. ジェネラル・バケットのイールドカーブに対するスポットレートは、以下のよう  
に計算する。

LOT 時点まで、

$$r_{GB}(t) = rfr(t) + 80\% \cdot \omega_{GB} \cdot Spread Adj_{Gross-GB}(t)$$

ここで、 $rfr(t)$ は満期  $t$ でのリスクフリー・スポットレートであり、 $\omega$ はIAIG固有のモジュレーション係数である。調整済みイールドカーブの区分2および3については、リスクフリーのイールドカーブについて用いられたものと同じ外挿法が、調整されたイールドカーブにも適用される。

L2-103. IAIG は保険負債のキャッシュアウトフローの通貨に従って関連の調整イールドカーブを使用する。

### 3.2.5.3.2.5 調整係数 $\omega_i$

L2-104. 調整係数  $\omega_i$ は、ポートフォリオベースで計算される。調整係数は、負債の主な通貨と同じ通貨スプレッド・バケットに属する、信用スプレッドの変化に感応性のある全ての資産を用いて計算する<sup>8</sup>。

L2-105. 通貨スプレッド・バケットは、それらの通貨の信用スプレッドを決定するために用いられるスプレッド・マッピングに基づく。

L2-106. 調整係数  $\omega_i$ は、以下の公式を用いて計算する。

$$\omega_{GB} = \min \left( 1, \max \left( 0, \frac{PVBPU(assets)}{PVBPU(liabilities) * 0.8 * weight_{spread}} \right) \right),$$

および

$$\omega_{MB} = \min \left( 1, \max \left( 0, \frac{PVBPU(assets)}{PVBPU(liabilities) * [TOM * 0.9 * weight_{spread,MB} + 0.8 * weight_{spread} * (1 - TOM)]} \right) \right)$$

ここで、

- $\omega_{GB}$ は、ジェネラル・バケットのポートフォリオに適用されるモジュレーション係数
- $\omega_{MB}$ は、ミドル・バケットのポートフォリオに適用されるモジュレーション係数
- $PVBPU$ は、1bps 上昇した価格を表し、以下のように計算される。

$$PVBPU(X) = PV(X) - PV_{up}(X)$$

ここで、 $PV(X)$ は現在の価格であり、 $PV_{up}(assets)$ は関連イールドカーブに対して上方へ1bpsの平行移動を適用することにより得られる価格、 $PV_{up}(liabilities)$ はセクション3.2.5.2に従ってLOTの補外を行った後に関連イールドカーブに対してLOT時点まで上方へ1bpsの平行移動を適用することにより得られる価格である。1bpsの平行移動によるキャッシュフローの変化は、ICSカバレッジ比率に対して無視できないような影響を与えると考えられる場合に考慮される。負債に対する関

<sup>8</sup> それぞれのイールドカーブがスワップに基づく場合、これには国債が含まれる。

連イールドカーブのスポットレート  $r_{relevant}(t)$  は、LOT 時点まで以下により算出される。

$$r_{relevant}(t) = rfr(t) + 80\% \cdot Spread Adj_{Gross-GB}(t)$$

また、区分 2 および 3 においてリスクフリーのイールドカーブについて用いられたものと同じ外挿法が用いられる。金利が変化した場合の潜在的なキャッシュローの変化を考慮に入れて、再計算が実施される。資産に対する関連イールドカーブは、現在のバランスシートの価値を決定するために用いられるイールドカーブである。

- $weight_{spread}$  は、資産に貢献するスプレッドのウェイトであり、 $weight_{spread, MB}$  はミドル・バケットに関する資産に貢献するスプレッドのウェイトである。これらは、パラグラフ L2-91 のパラメーターを用いて計算される。

### 3.3 現在推計を超えるマージン(MOCE)

#### 3.3.1 定義と基本原則

L1-42. MOCE とは保険負債の市場調整価格を得るため保険債務の現在推計に加算されるマージンである。MOCE は保険債務に関連したキャッシュフロー固有の不確実性をカバーする。そのため、MOCE はこのような債務に付随するあらゆる不確実性を考慮する。

#### 3.3.2 MOCE の計算

L1-43. MOCE は以下を特徴とする正規分布における特定のパーセンタイルとして計算される。

- 生命保険（および損害保険）債務の現在推計と等しい平均値
- 生命保険（および損害保険）のリスク・チャージと等しい 99.5%パーセンタイル

L1-44. 生命保険と損害保険の正規分布のパーセンタイルは、レベル 2 テキストに規定される。

L2-107. MOCE の生命保険の構成要素の計算には 85 パーセンタイルが、また損害保険の構成要素には 65 パーセンタイルが用いられる。

#### 3.3.3 MOCE と他の構成要素との相互作用

L1-45. 全てのストレスベース計算では、ストレス前およびストレス後の純資産価値 (NAV) の算定に現在推計のみを含んでいる。すなわちストレスの間 MOCE は一定である。保険負債に適用される係数は現在推計のみに適用される。MOCE は ICS 所要資本から差し引かれることも、また適格資本リソースに加算されることもない。

### 3.4 資産ポートフォリオにより複製可能な債務

L1-46. 保険債務に伴う将来のキャッシュフローが、市場価格が観察可能な金融商品を用いて信頼できる形で複製可能である場合、このような将来のキャッシュフローに伴う保険債務の価値はその金融商品の市場価格に基づいて決定される。

L1-47. このようなアプローチが適用できるためのその他の条件はレベル 2 テキストに規定される。

L2-108. 保険負債のキャッシュフローがいかなる状況においても相当する資産のキャッシュフローと正確に一致する場合、その保険負債は信頼できる形で複製されているとみなされ

る。

L2-109. 保険負債に伴うキャッシュフローが以下である場合には、信頼できる形で複製されているとはみなされない。

- a. 保険契約者が失効や解約を含む契約上のオプションを行使できる場合
- b. 債務が死亡率、障害発生率、有病率、および罹患率に依存している場合
- c. 保険債務に伴う経費が信頼できる形で複製できない場合

L2-110. 保険負債を複製するのに用いられる金融商品は、厚みがあり、流動性および透明性がある市場で取引されるものでなければならない。

## 4. 資本リソース

### 4.1 概論

L1-48. 適格資本リソースは、全ての金融活動につき連結ベースで決定され、適格金融商品と金融商品以外の資本要素を含む。

L1-49. 適格資本リソースは、セクション 4.4 に定義される調整、除外、および控除の対象となる。資本リソースから控除された項目は ICS 所要資本の計算から除外される。

L1-50. ICS では 2 つの資本ティアを特定している。

- ティア 1 資本リソースは、継続企業ベースの損失と清算時の損失を吸収する適格金融商品および金融商品以外の資本要素からなる
- ティア 2 資本リソースは、清算時のみに損失を吸収する適格金融商品および金融商品以外の資本要素からなる

L1-51. 適格資本リソースを決定する際に、ICS は相互会社である IAIG と相互会社以外のものを区別している。

### 4.2 金融商品の分類

L1-52. この 2 つのティアにおいて、金融商品は 5 つの主要原則を中心としたいくつかの規準を考慮して分類される。

- 損失吸収力（継続企業ベースおよび/または清算時）
- 劣後性
- 損失吸収力の利用可能性
- 永続性
- 権利上の制限および強制的配当義務の不存在

L1-53. 各々のティア内では、金融商品は異なる適格性規準により 2 つの類型に分類される。

- ティア 1：
  - 算入制限のないティア 1 金融商品（算入制限のないティア 1）
  - 算入制限のあるティア 1 金融商品（算入制限のあるティア 1）
- ティア 2：
  - 払込済みのティア 2 金融商品（払込済みティア 2）
  - 払込未済のティア 2 金融商品（払込未済ティア 2）

L1-54. 表 3 は、金融商品の分類に関する 5 つの主要原則に照らして、算入制限のないティア 1、算入制限のあるティア 1、および払込済みティア 2 資本の特徴を表す。

**表 3: 資本リソース分類の主要原則**

主要原則	算入制限のないティア 1	算入制限のあるティア 1	払込済みティア 2
損失吸収力	継続企業ベースおよび清算時の両方で損失を吸収	継続企業ベースおよび清算時の両方で損失を吸収	清算時に損失を吸収
劣後水準	最劣後（すなわち、最初に損失を吸収）。保険契約者、その他の非劣後債権者、ティア 2 資本性商品保有者および算入制限のあるティア 1 資本性商品の保有者に劣後	保険契約者、その他の非劣後債権者およびティア 2 資本性商品の保有者に劣後	保険契約者およびその他の非劣後債権者に劣後

主要原則	算入制限のないティア1	算入制限のあるティア1	払込済みティア2
損失吸収時の利用可能性	全額払込済み	全額払込済み	全額払込済み
永続性	永続的	永続的。相互会社に関し、この要件は、当初の満期が十分長いことを条件に、満期償還（日付のある商品につき）が監督者の承認または ロックインされていることを条件に繰り延べ可能な場合、この要件は充足されているとみなされる。  償還のインセンティブは一切不可。  発行者は、発行後の一定期間以上が経過した時点で償還するか、監督者による事前の承認を条件にいつでも買い戻すことができる。	十分長い当初の満期—償還のインセンティブがある可能性もあるが、最初に発生した時点を「実質的な満期日」とみなす。
権利上の制限および強制的な配当義務双方の不存在	IAIGは、配当取消の全面的な裁量権を有する（すなわち、配当は非累積的）。  当該商品は権利上の制限によって毀損も無効化もされない。	IAIGは、配当取消の全面的な裁量権を有する（すなわち、配当は非累積的）。  当該商品は権利上の制限によって毀損も無効化もされない。	当該商品は権利上の制限によって毀損も無効化もされない。

L1-55. 払込済みティア2資本については、劣後の形態は契約に基づくものとすることも、構造的なものとすることもできる。構造的に劣後する商品は構造的な劣後の特異性を捕捉するための特定の条件に従わなければならない。

L1-56. 払込済みティア2資本の認識は、相互会社であるIAIGに限定される。またこれらの項目が払込済みとなった場合、それにより生じる資本要素はティア1および払込済みティア2資本リソースに必要な特性を持つことも要求される。

L1-57. 各資本区分と関連する規準および条件のリストは、レベル2テキストに規定される。

#### 4.2.1 算入制限のないティア1金融商品

L2-111. 以下の規準を全て満たす金融商品は、算入制限のないティア1資本リソースに分類される。

- a. 全額払込済みであること
- b. 損失が生じた場合にこれを最初に吸収する商品として発行済み資本の形になっていること
- c. IAIGの清算において、全ての請求が支払われた後の残余資産に対し、商品保有者が発行済み株式資本の持分の割合に応じ、定額または上限額が定められていない取り分を請求する権利を有する場合に最劣後すること
- d. 永続的商品であること（満期日がないこと）
- e. 商品の元本は、国の法律で認められた裁量による買戻しを除き、清算以外では返済されないこと
- f. IAIGが商品発行時に、発行条件またはその他の方法により、商品を買戻す、ま

- たは取り消すという期待を生じさせていないこと
- g. 配当が義務づけられる状況がないこと（従って配当金の不払いはデフォルト事由ではない）
- h. 配当は留保利益を含む配分可能項目から支払われること
- i. 商品が権利上の制限により毀損も無効化もされないこと。特に投資家の利益のため、IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体が提供する保証や安全対策などにより、上位請求権が損なわれないこと
- j. IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体のいずれも商品を購入していないこと、また IAIG が商品の購入に直接または間接的に資金提供を行っていないこと
- k. 負債が資産を上回るという判定が支払不能の評価基準となる場合に、払込額が株主資本として認識される（すなわち負債としては認識されない）こと

#### 4.2.2 算入制限のあるティア1金融商品

L2-112. 算入制限のないティア 1 資本リソースとして適格ではないが、以下の規準を全て満たす金融商品は、算入制限のあるティア 1 資本リソースに分類される。

- a. 全額払込済みであること
  - b. 保険契約者、その他の非劣後債権者、およびティア 2 金融商品に劣後するが、算入制限のないティア 1 金融商品保有者より上位にランクされること
  - c. 永続的商品であること（すなわち満期日がないこと）。相互会社である IAIG<sup>9</sup>に関しては、満期償還（期限付き商品について）が監督者の承認またはロックイン<sup>10</sup>機能により繰延可能で、初回満期が 10 年以上である場合には、永続的という要件を満たしているとみなされる
  - d. 商品にステップアップなどの償還のインセンティブが含まれないこと
  - e. 商品が発行日から 5 年以上経過しないと発行体のオプションにより償還可能にはならず、どのような償還の場合でも監督者による事前の承認が必要であること。例外として、最初の 5 年間に行使され得るコールオプションは、以下の 2 つの場合にのみ認められる
    - 税制上および規制上の事象によるコールオプションで、行使について監督者の事前の承認があり、IAIG が発行時点でそのような行使を想定できる立場になかったことを条件とする。監督者は承認を与えるまでに、商品の償還後に IAIG が、あらゆる関連トレンドおよび IAIG の特異性を考慮して予見可能な将来の期間において ICS に違反しないために十分なマージンにより ICS 所要資本をカバーするようにする
    - その他のコールオプションで、その行使が以下を全て満たすもの
      - 償還前またはこれと同時に IAIG が償還された商品をこれと同等以上の質を持つ資本に置き換え、かつ償還される商品の置換えが IAIG の収入能力から見て持続可能な条件のもとで行われる
      - IAIG が、買戻しが経済的であることを監督者が納得するように証明する
      - 買戻しが監督者の承認を受けている
- 監督者は、コールが経済的であるかどうかを評価する際には、置換えとなる商品の発行コストが既存の商品を存続させるよりも低くなるようにする。この分析では、比較スプレッド水準および発行数量を含む様々なシナリオを検討し得るが、それらに限定させるものではない
- f. 発行体は、監督者による事前の承認があればいつでも商品を買戻すことができる
  - g. IAIG が、発行条件またはその他の方法により、商品を買戻す、または償還の権

<sup>9</sup> 一般に相互会社の特徴は、大量の普通株式を発行できないこと、また普通株式を発行できないグループ中最上位の親会社だということである。

<sup>10</sup> ロックインとは、IAIG が適用される規制上の自己所要資本に違反している、または商品が返済または償還されれば違反することになる場合に返済や償還の停止を IAIG に求めるものである。

- 利を行使する、もしくは買戻しや償還が監督者から承認されるという期待を生じさせていないこと
- h. IAIG は随時配当を見送る、または取り消す完全な裁量権を有すること（すなわち配当や利払いは非累積的）。見送った配当を支払う IAIG の義務は永久に消滅し、不払いはデフォルト事由ではないこと
  - i. 配当は留保利益を含む配分可能項目から支払われること
  - j. 商品には、IAIG または関連事業者の信用力や財務状況とリンクし、清算を加速する可能性がある配当がないこと
  - k. 商品が権利上の制限により毀損も無効化もされないこと。特に投資家の利益のため、IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体が提供する保証や安全対策などにより、上位請求権が損なわれないこと
  - l. IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体のいずれも商品を購入していないこと、また IAIG が商品の購入に直接または間接的に資金提供を行っていないこと
  - m. 負債が資産を上回るという判定が支払不能の評価基準となる場合、払込額は株主資本として認識される（すなわち負債としては認識されない）。
  - n. 特定の期間に新たな金融商品が低価格で発行された場合に、投資家に補償することを発行体に義務付ける規定など、資本再編を妨げる要素がないこと
  - o. 商品が IAIG の事業会社または持株会社から発行されない場合（例えば、SPV から発行される場合など）、算入制限のあるティア 1 資本リソースに分類されるためのその他全ての規準を満たす、またはこれを上回る商品の発行により、資金が直ちに制限なく IAIG の事業会社または持株会社に入るようにすること（すなわち SPV は、算入制限のあるティア 1 資本リソースの規準を満たす、またはこれを上回る条件で IAIG または関連事業者が発行する会社間商品である資産のみを保有する）

L2-113. ICS の採択日までに発行された商品は、最初の 5 年以内に、関連監督者が買戻しの承認を与える前に買戻しの経済的な性質を確認していない場合であっても、参入制限のある T1 規準 e. を満たすと考えられる。このレガシー適用除外は、商品が償還されるまで適用される。

#### 4.2.3 ティア 2 金融商品(構造的に劣後する金融商品以外)

- L2-114. ティア 1 資本リソース（算入制限あり、または算入制限なし）に分類されないが、以下の規準を全て満たす金融商品は、ティア 2 資本リソースに分類される。
- a. 全額払込済みであること
  - b. 保険契約者、およびその他の IAIG の非劣後債権者に劣後すること
  - c. 商品の初回満期が 5 年以上であり、定められた実質的満期日が以下のいずれか早い方であること
    - i. ステップアップまたはその他の償還のインセンティブと合わせた最初の繰り上げ償還日
    - ii. 商品の発行条件に定められた契約上の満期日
  - d. 実質的満期日が近づいたときの商品の損失吸収力が以下のいずれかにより捕捉されること
    - i. 満期直前の 5 年間に商品の適格金額を 100% から 0% へと直線的に減少させること
    - ii. ロックイン条項の存在
  - e. 商品が発行日から 5 年以内に償還可能である場合、
    - 償還は発行体のみのオプションによる
    - 償還は監督者の承認を条件とする
    - 償還前またはその時点で、償還された商品がこれと同等以上の質を持つ新たな商品の発行により全額置換えられなければならない

上記の 3 ポツ目で言及されている置換えの義務は、コールの実行が発行日時時点で合理的に予測不可能な重大かつ不利な税制上または監督上の事象に紐づいている場合には免除される場合がある

監督者は承認を与えるまでに、商品の償還後に IAIG が、あらゆる関連トレンドおよび IAIG の特異性を考慮して予見可能な将来の期間において ICS に違反しないために十分なマージンにより ICS 所要資本をカバーするようにする

上述の置換え以外の場合、発行日から 5 年以上経過しないと発行体のオプションにより償還可能にはならず、契約上の満期日前の償還には必ず監督者による事前の承認が必要である<sup>11</sup>

- f. 発行体は監督者による事前の承認があればいつでも商品を買戻すことができること
- g. IAIG が、発行条件またはその他の方法により、商品を買戻す、または償還の権利を行使する、もしくは買戻しや償還が監督者から承認されるという期待を生じさせていないこと
- h. 商品には、IAIG または関連事業者の信用力や財務状況とリンクした配当、例えば、清算を加速する可能性がある配当などが無いこと
- i. 商品が保有者に対し、清算の場合を除いて予定の元金または利払い返済を加速させる権利を与えないこと
- j. 商品が権利上の制限により毀損も無効化もされないこと。特に投資家の利益のため、IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体が提供する保証や安全対策などにより、上位請求権が損なわれないこと
- k. IAIG、または IAIG が支配する、もしくは強い影響力を及ぼすその他の事業体のいずれも商品を購入していないこと、また IAIG が商品の購入に直接または間接的に資金提供を行っていないこと
- l. 商品が IAIG の事業会社または持株会社から発行されない場合（例えば、SPV から発行される場合など）、払込済みティア 2 資本リソースに分類されるためのその他全ての規準を満たす、またはこれを上回る商品の発行により、資金が直ちに制限なく IAIG の事業会社または持株会社に入るようにすること（すなわち SPV は、払込済みティア 2 資本リソースの規準を満たす、またはこれを上回る条件で IAIG または関連事業体が発行する会社間商品である資産のみを保有する）

L2-115. ICS の採択日までに発行された商品で、メーカーホール条項上の価格でのみ買戻すことができる場合、発行後の最初の 5 年以内に商品を置き換えるという誓約または要件が存在しない場合であっても、払込済み T2 規準 e. を満たすと考えられる場合がある。このレガシー適用除外は、商品が償還されるまで適用可能である。

#### 4.2.4 構造的に劣後するティア 2 金融商品

L2-116. 債務の構造的劣後とは、持株会社が第三者投資家に直接金融商品を発行し、その資金を保険子会社にダウンストリームする状況を意味する。

L2-117. ティア 2 金融商品の規準を満たす構造的劣後金融商品は、以下の規準 b.、e.、f. の説明、および新たな規準 n.、o.、p. に従い、ティア 2 資本リソースに分類される。

- b. IAIG の他の非劣後債権者に対する劣後は、IAIG の持株会社から優先順位の高い

<sup>11</sup> 監督者による事前の承認要件がない場合、以下の条件が満たされればこの規準は満たされたものとみなされる。

- 金融商品の条件に、会社が規制上の自己所要資本を履行しない（または償還により不履行となる）場合に償還を防止するロックイン条項が含まれていること
- 以下のいずれかであること
  - －監督者が償還時に事前の通知を受け取ること
  - －繰り上げ償還日が決まって知られており、監督者が償還の可能性を監視していること。かつ、
- 監督者が商品の償還を防止する権限を有すること

- 債権者に発行される構造的劣後金融商品とは関連性がない
- e. 発行日から5年以内のこのような償還に対する監督者の承認要件は、監督者による統制および監督者のレビューの行使を通じて満たすことができ、金融商品の発行または償還を制限、延期、および/または却下する監督者の権限（直接的／間接的）を含む。発行の5年後以降の監督者による承認要件は、保険子会社から持株会社への配当の支払前に配当を監督者に承認してもらうことにより履行することができる<sup>12</sup>
  - f. 買戻しに対する監督者の承認要件は、保険子会社から持株会社への配当の支払前に配当を監督者に承認してもらうことにより履行することができる
  - n. 債券がクリーンな持株会社により発行されていること。これは単独のバランスシート上に保険契約者に対する債務がない持株会社と定義される
  - o. IAIG およびその GWS が、保険子会社にダウンストリームされた金融商品の資金が適切に追跡され、報告されていると判断できること
  - p. 商品発行で得られた金額が持株会社の保険子会社にダウンストリームされ、当該保険子会社はその配当に対する適切な規制/監督統制により構造的劣後をあらかじめ施行している規制制度を持つ管轄区域に立地していること<sup>13</sup>

#### 4.2.4.1 期限の利益喪失条項に対する国の裁量

L2-118. パラグラフ L2-114 の規準 i. は国の裁量次第である。GWS がその国の裁量を適用することを選択する場合、規準 i. はその GWS の管轄区域に本社を置く全ての IAIG について免除される。

L2-119. 国の裁量が適用される IAIG は、国の裁量の適用ありの ICS となしの ICS との間の照合結果を提供する。

#### 4.2.5 払込未済のティア2資本

L2-120. 払込未済資本とは、IAIG と関係ない第三者から IAIG 事業体に対し、要請に基づいて資本を提供するというコミットメントである。

L2-121. 相互会社である IAIG が定めた金融商品、契約、取決めなどが以下の規準を全て満たす場合には、払込未済ティア2資本リソースに分類することができる。

- a. 商品がその特徴と金額について以下の b. から g. の規準を満たすとして監督者から承認されていること
- b. 商品が相互会社である IAIG の要請に基づいて償還可能であり、償還の実行を妨げる、またはその意欲を損なうものとして作用する不測の出来事や状況にさらされていないこと
- c. 償還された場合、その商品は払込済みティア1またはティア2資本リソースの要件を満たす金融商品か、またはセクション 4.3 に示す資本要素となること
- d. 商品が関連の各管轄区域において法的強制力を持つこと
- e. 相互会社である IAIG により償還された場合、資本提供契約のカウンターパーティーが合意された金額を支払う能力と意思を持っていること
- f. 商品が権利上の制限により毀損も無効化もされないこと

<sup>12</sup> 構造的に劣後する金融商品について、普通配当の監督者による承認要件は、監督者が配当に対する監督統制を有していれば満たされ、保険会社が現在財政的に行き詰っている、もしくは今後行き詰る可能性があるとして監督者が判断すれば配当の支払を制限、延期、および/または禁止する能力を含む。

<sup>13</sup> 保険子会社からの配当に対する監督者の統制とは、あらゆる配当に対する監督者のレビューおよび/または事前承認を意味し、保険会社が現在財政的に行き詰っている、もしくは今後行き詰る可能性があるとして監督者が判断すれば配当の支払を制限、延期、および/または禁止する能力を含む。この配当のレビューおよび/または事前承認の一環として、当該監督者は剰余金の十分性、財務上の柔軟性、収益の質、および保険会社の財務上の強さと保険契約者の保護に関連性があるとみなされるその他の要素を考慮する。

- g. 相互会社である IAIG は、監督者による商品の承認に影響を与える可能性のある事実または状況の変化があった場合に、監督者に通知する義務を負うこと

### 4.3 金融商品以外の資本要素

#### 4.3.1 ティア 1 資本要素

L1-58. セクション 4.4.1 に定められた除外、調整、または控除の対象となることを条件として、金融商品以外のティア 1 資本要素は以下の項目を含む。

- a) 留保利益
- b) ティア 1 に含まれる商品の発行により生じる資本剰余金、およびいかなる形であれ収益以外から得られたその他の払込剰余金
- c) その他の包括利益累計額 (AOCI)
- d) 持分決済型である従業員ストックオプションの公正な市場価格。ただし相当する支出が適用される会計基準に従って IAIG の損益勘定に記録されることを条件とする。
- e) その他資本に配分されるもの、以下を含む。
  - i. 少数株主/非支配持分 (NCI)
  - ii. ICS バランスシートを作成するために (監査済み財務諸表としての) IAIG 連結バランスシートに適用される調整

#### 4.3.2 ティア 2 資本要素

L1-59. セクション 4.4.2 に定められた除外、調整、または控除の対象となることを条件として、金融商品以外のティア 2 資本要素は以下の項目を含む。

- a) 払込済みティア 2 資本リソースに含まれる商品の発行により生じる資本剰余金
- b) 処分制約のある資産によって担保されたバランスシート上の負債を超える当該処分制約のある資産の価値、および、ティア 1 から除外されたこれら資産と負債に係る ICS 資本要件の増分 (処分制約のある資産の詳細についてはセクション 4.4.3 を参照)
- c) ティア 1 からの控除に関係する以下の 3 項目の部分で構成されるティア 2 バスケット (セクション 4.4.1 を参照)
  - i. IAIG バランスシート上の資産である各確定給付型年金基金の価額から適格繰延税金負債 (DTL) を引いたもの
  - ii. ティア 1 資本リソースから控除された繰延税金資産 (DTA)
  - iii. ティア 1 資本リソースから控除されたコンピュータ・ソフトウェア無形資産 (償却額抜き) から適格 DTL を差し引いたもの

L1-60. ティア 2 バスケットは、ICS 資本要件に対する割合で表した限度が適用される。

L1-61. ティア 2 バスケットに含まれる 3 項目の割合およびバスケットに適用される限度は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-122. ティア 2 バスケットは、以下の 3 項目で構成され、ICS 所要資本の 15% の制限が適用される。

- a. IAIG のバランスシート上の資産である各正味確定給付型年金基金の価額から適格 DTL (繰延税金負債) を差し引いたものの 50%
- b. ティア 1 資本リソースから控除された DTA (繰延税金資産) の 100%
- c. ティア 1 資本リソースから控除されたコンピュータ・ソフトウェア無形資産 (償却額抜き) 価額から適格 DTL を差し引いたものの 10%

## 4.4 資本の調整と控除

### 4.4.1 ティア1 資本リソースからの控除

L1-62. ICS バランスシートにおける評価によりすでに除外されていない限り、以下の項目はティア1 資本リソースから控除される。

- a) のれん
- b) 無形資産、コンピュータ・ソフトウェア無形資産を含む
- c) 確定給付型年金基金に関係し、IAIG のバランスシート上で認識されている各資産
- d) ICS バランスシート上の DTA
- e) 金融機関間で直接または間接的に取り決められ、IAIG のティア1 資本ポジションを人為的に膨らませる相互の持合い
- f) 別途控除されていない自らのティア1 資本性商品に対する直接または間接投資
- g) 非適格再保険を構成するとみなされる取決めから生じた再保険資産
- h) 処分制約のある資産によって担保されたバランスシート上の負債を超える当該処分制約のある資産の価値、およびこれら資産と負債に係る ICS 所要資本の増分(処分制約のある資産の詳細についてはセクション 4.4.3 を参照)

L1-63. 項目 a) ~c) は、その項目が評価アプローチのもとで損なわれた、または認識を中止された場合に消滅する関連 DTL を除いたものである。

### 4.4.2 ティア2 資本リソースからの控除

L1-64. ICS バランスシートにおける評価によりすでに除外されていない限り、以下の項目はティア2 資本リソースから控除される。

- a) 金融機関間で直接または間接的に取り決められ、IAIG のティア2 資本ポジションを人為的に膨らませる相互の持合い
- b) 別途控除されていない自らのティア2 資本性商品に対する直接または間接投資

### 4.4.3 処分制約のある資産の取扱い

L1-65. IAIG が処分制約のある資産を、その処分制約を有する資産に関する負債と関連リスクを超過して保有する場合、ティア1 資本リソースに対する調整が行われる。

L1-66. 調整の詳細はレベル2 テキストに規定される。

L2-123. ティア1 資本リソースからの控除は、処分制約のある資産により担保される IAIG のバランスシート上の負債合計額を超える処分制約のある資産総額と、処分制約のある資産と担保される負債に関する IAIG の ICS 所要資本増分を足して計算される。

L2-124. バランスシート上の負債とならないバランスシート外の証券金融取引（証券の貸借、レポとリバースレポなど）に関する処分制約のある資産については、ICS ティア1 控除は必要ない。

L1-67. ティア1 資本リソースから控除される処分制約のある資産の額は、ティア2 に課される限度額に応じ、ティア2 資本リソースに含まれる（資本構成に対する制限についてはセクション 4.5 を参照）

### 4.4.4 非支配持分についての限度

L1-68. 非支配持分（NCI）は、法人レベルで計算される限度の対象となる。

L1-69. NCI 限度の計算は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-125. グループレベルで NCI をもたらす各法人について、NCI の限度は以下のように計算される。

$$\text{限度} = \text{NCI 比率} \times \text{グループ ICS への推定寄与度}$$

ここで、

- $\text{NCI 比率} = \frac{\text{第三者に対して発行された株式構成要素}}{\text{合計株式}}$
- $\text{グループ ICS への推定寄与度} = \alpha \cdot \text{負債}$
- $\alpha = \frac{\text{グループ ICS 所要資本}}{\text{グループ GAAP 負債}}$

L2-126. 当該法人がもたらした NCI 額で、上記で計算された限度を上回る分は、ティア 1 資本リソースの額から控除される。

#### 4.5 資本構成に対する制限

L1-70. 算入制限のあるティア 1 およびティア 2 資本リソースは、調整、除外、および控除後に、ICS 所要資本に対する割合として表される算入制限が設けられる。これらの算入制限は IAIG が相互会社か相互会社以外であるかによって異なり、レベル 2 テキストに規定される。

L2-127. 相互会社以外の IAIG には、以下の制限が適用される。

- a. 算入制限のあるティア 1 資本リソースは ICS 所要資本の 10% に制限される。10% の制限を超える商品が元本の損失吸収メカニズム (PLAM) を持つ場合、制限は 15% にまで拡大される。
- b. ティア 2 資本リソースは ICS 所要資本の 50% に制限される。
- c. ティア 2 払込未済資本に対する割り当てはない。

L2-128. パラグラフ L2-127 の目的で、PLAM とは負債 (元本および配当/クーポン) の評価減、または契約により事前に定義された継続事業条件における商品の転換 (セクション 4.2.1 に規定されている算入制限のないティア 1 金融商品への) と定義される。

L2-129. 相互会社である IAIG には、以下の制限が適用される。

- a. 算入制限のあるティア 1 資本リソースは ICS 所要資本の 30% に制限される。
- b. 算入制限のあるティア 1+ティア 2 資本リソースは ICS 所要資本の 60% に制限される。
- c. ティア 2 払込未済資本は、ICS 所要資本の 10% に制限される。

L1-71. GWS は監督カレッジとの協議により、相互会社である IAIG については算入制限のあるティア 1 資本リソースに係る算入制限の適用を監督権限で一時的に猶予を適用することができるが、それには、IAIG が資本に関する再建計画を提出することが条件となる。

L1-72. 関連する算入制限を超える算入制限のあるティア 1 資本リソースはティア 2 資本リソースに算入でき、ティア 2 資本リソースに適用される算入制限が課せられる。

## 5. 所要資本－標準手法

### 5.1 ICS リスクおよび計算手法

L1-73. 標準手法に含まれるリスクの分類は、保険リスク、市場リスク、信用リスク、およびオペレーショナル・リスクである。表 4 はリスクの種類とその中に含まれる個々のリスクを示したものである。

L1-74. ICS 所要資本は、予期せぬ変化、事象、または他の特定されたリスクの発現により、適格資本リソースに不利な変化が生じる可能性に基づき定められている。

L1-75. リスクは、ストレス方式またはファクター方式のいずれかを用いて計測される。自然災害リスクの場合にはベンダー・モデルまたは自社のモデルが用いられる。

L1-76. ストレス方式は、ストレスが瞬間的に発生すると仮定して、IAIG のストレス前の現在のバランスシートとストレス後のバランスシートを用いる。個別リスクに係るリスク・チャージは、ストレス前のバランスシート上の資本リソース額とストレス後のバランスシート上の資本リソース額の差分として決定される。ストレスを個別に適用し、それぞれのストレスがかかったバランスシートを計算することで、各ストレスに関するリスク・チャージを個別に決定する。単純化するため、適格資本リソースにおける変化の代用値として純資産価値における変化が使用される。

L1-77. ファクター方式は、具体的なエクスポージャー指標に係数を乗じて算定する。

L1-78. ICS 資本要件が適用されるリスクの範囲と適用される測定方法の概略を表 4 に示している。

**表 4: リスク、定義、および測定方法**

リスクの分類	リスク	範囲/定義: 下記により資本リソースの価値に不利な変化が生じるリスク	測定方法
保険リスク	死亡リスク (生命保険)	死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	長寿リスク (生命保険)	死亡率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	罹患/障害リスク (生命保険)	障害発生率、有病率および罹患率の水準、トレンドまたはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	解約・失効リスク (生命保険)	保険契約の失効率、解除率、更新率および解約率の水準またはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	事業費リスク (生命保険)	経費が発生する事象によりキャッシュアウトフローに生じる予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	保険料リスク (損害保険)	将来の保険事故のタイミング、頻度および強度の予期せぬ変化 <sup>14</sup> (罹患/障害リスクにおいて捕捉されていない部分に限る)	ファクター
	支払備金リスク (損害保険)	すでに発生し(IAIG に報告済みであるかどうかにかかわらず)完全に決済されていない保険金請求、またはその事案についての将来支払予想額の予期せぬ変化 <sup>14</sup> (罹患/障害リスクにおいて捕捉されていない部分に限る)	ファクター

<sup>14</sup> 予期される影響は評価手法の中に組み込まれているものと推定される。

リスクの分類	リスク	範囲/定義: 下記により資本リソースの価値に不利な変化が生じるリスク	測定方法
	巨大災害リスク	低頻度、重度の事象の予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス、ただし自然災害にはモデルを使用可
市場リスク	金利リスク	金利の水準またはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	非債務不履行スプレッド・リスク	債務不履行要素を除く、リスクフリーレートの期間構造に対するスプレッドの水準またはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	株式リスク	株式市場価格の水準またはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	不動産リスク	不動産市場価格の水準もしくはボラティリティまたは不動産投資からのキャッシュフローの額および時期の予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	為替リスク	為替レートの水準またはボラティリティの予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ストレス
	資産集中リスク	資産ポートフォリオにおける不十分な分散	ファクター
信用リスク	信用リスク	実際の債務不履行に加え、債務不履行には至らない、遷移リスクおよびスプレッド・リスクを含む、債務者の信用状況の悪化の予期せぬ変化 <sup>14</sup>	ファクター
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスク	不適切または失敗した内部プロセス、人員および制度、または外部事象によるものなど、事業運営上の事象。オペレーショナル・リスクは法的リスクを含むが、戦略リスクおよび評判リスクを除く。	ファクター

L1-79. 個々のリスク・チャージは、相関行列によりリスク分散が認識される形で統合される。

L1-80. ICS 目標規準は、1年間の計測期間において IAIG 適格資本リソースに生じる不利な変化の 99.5%バリュエーション・アット・リスク (VaR) である。

### 5.1.1 リスク軽減手法

L1-81. 適切なリスク管理を促進し、適切な水準のリスク感応度を達成するために、ICS は、一定の規準に合致することを条件に、リスク軽減手法の効果を認識している。それらの規準はレベル 2 テキストに規定され、リスク軽減策がリスク・チャージの中に正確かつ適切に反映されることが確保されるよう設計されている。

L1-82. さらに、リスク軽減の取決めの更新に関して特定の条件が設定されている。リスク軽減の取決めが市場リスク・エクスポージャーに適用されるのか、あるいは損害保険の保険料リスクに適用されるのかによりこの条件は異なる。条件はレベル 2 テキストに詳述されている。

L2-130. リスク軽減手法が以下の全ての要件を満たす場合には、ICS リスク・チャージにおいて認識することができる。

- リスク軽減手法が関連する全ての管轄区域において効力および法的強制力を持ち、第三者への効果的なリスク移転につながること
- 契約上の取決めにより、リスク移転が明確に定義されていること
- ICS リスク・チャージの計算が、リスク軽減の程度と同等のリスク・チャージ削減によるリスク軽減手法の効果を考慮に入れていること。このリスク・チャージ削減が、ストレスシナリオにおけるリスク軽減の想定と関係性の変更がベース・リスクに与える効果を相応に考慮していること、またリスク軽減手法の使用

に組み込まれた対応リスクが適切に扱われていること（信用リスクなど）。この2つの効果はそれぞれ別個に扱われる

- d. 計算はICS計算の報告日時時点で存在する資産と負債に基づいて行われること
- e. 軽減の効果が二重にカウントされていないこと
- f. 取決めに関する文書において、IAIGのカウンターパーティーにデフォルト、支払不能、破産、その他の信用事由が生じた場合に、これに対する直接請求が定められていること
- g. リスク軽減策の提供者が、契約当事者により定められた事例においてIAIGが保護を受けられることを相応の確実性をもって保証できるだけの質（適切な格付、資本化、または担保のレベルにより実証できるもの）の信用を有していること。信用の質はセクション5.4に示される信用分類の定義と整合的な形で評価される。

L2-131. これらの要件に加え、市場リスク軽減手法は特定のエクスポージャーまたはエクスポージャープールに明示的に言及したものでなければならない。

L2-132. リスク軽減手法の適用期間が12か月以内で、上記の質的規準を満たしている場合には、ICSリスク・チャージで考慮されるリスク軽減効果に対して比例係数が適用される。係数は以下のように定義される。

- a. リスク・エクスポージャー期間が12か月未満の場合、リスク軽減手法により最大で100%カバーされるリスク・エクスポージャーの全期間の割合
- b. リスク・エクスポージャー期間が12か月以上である場合、リスク軽減策により最大で100%カバーされる12か月間の割合

L2-133. ただし、IAIGが市場リスク・エクスポージャーに関連するリスク軽減の取決めをその期限満了時に類似の取決めと置き換えることを計画する場合、IAIGが更新を見込み、計測期間内に予測可能な全ての更新コストが考慮されていれば、この更新は考慮される。更新が見込まれるという要件は、以下の全ての条件が満たされれば充足されたとみなされる。

- a. 更新がそれまでのビジネス実務および文書化されている戦略と一致していること
- b. リスク軽減商品の置換えが3か月に1回を超えて行われないこと。ただし為替リスクと株式リスクについては、リスク軽減手段の置換えが1か月に1回を超えて行われないこと
- c. 市場に流動性がないためリスク軽減取決めを置き換えられないリスクは、異なる市場条件下でも大きくなく、リスク軽減効果と比較して重要なベシス・リスクやオペレーショナル・リスクもないこと。為替リスクまたは株式リスクを軽減する商品が3か月に1回を超えて頻繁に置き換えられる場合、IAIGはグループ全体の監督者に対して以下を証明すること
  - i. これらの商品の市場が関連の時点で十分流動的であること
  - ii. これらの商品が3か月に1回より低い頻度で置き換えられるものと比べて大幅に高いリスクをもたらさないこと
- d. リスク軽減取決めの置換えは、IAIGの支配が及ばないいかなる将来の事象をも条件としないこと。リスク軽減取決めの置換えがIAIGの支配の範囲内にある将来の事象を条件とする場合、その条件がa.に規定されている文書化された戦略において明確に定義されていること
- e. 更新が、その取決めの実行可能性に関連して現実的であり、そのコストが商品に帰属する価額から控除されること。この控除はその後の12か月でコストが増加する可能性があることを考慮していること
- f. リスク軽減の取決めから派生する追加のリスク（信用リスクなど）がICSリスク・チャージにおいて考慮されていること

- g. IAIG が GWS に対し、更新に必要な商品がその後の 12 か月間において合理的に予測可能なあらゆる事象のもとで十分な厚みがあり、流動性が高い市場から入手可能であることを実証できること。実証できない場合、リスク軽減取決めの更新について認識される便益は、かかる取決めの報告日時点での全リスク軽減価値の 80%に制限される。

L2-134. 損害保険の保険料リスクに関するリスク軽減取決めの更新は、IAIG が更新を見込み、計測期間内の更新コストが勘案されていれば考慮される。更新が見込まれるという要件は、以下の条件が全て満たされれば充足されたとみなされる。

- a. 更新がそれまでのビジネス実務および文書化されている戦略と整合的であること
- b. 更新が、その取決めの実行可能性およびそのコストに関連して現実的であること<sup>15</sup>
- c. リスク軽減の取決めから派生する追加のリスク（信用リスクなど）が関連リスク・チャージにおいて考慮されていること

L2-135. 自然災害リスクをモデル化する場合、取決めの更新は以下の条件が全て満たされれば考慮される。

- a. 更新がそれまでのビジネス実務および文書化されている戦略と一致していること
- b. 更新が、その取決めの実行可能性およびそのコストに関連して現実的であること
- c. リスク軽減の取決めから派生する追加のリスク（信用リスクなど）が自然災害リスクのモデル化においても考慮されていること

L2-136. リスク軽減取決めはオペレーショナル・リスク・チャージの計算では認識されない。

### 5.1.2 地理的セグメント分け

L1-83. いくつかのリスクについては、地理的セグメント分けによりリスク・チャージが計算される。地理的セグメント分けは、レベル 2 テキストに規定される。

L2-137. 地理的セグメント分けを使って計算されるリスク・チャージにおいては、以下の地域が使用される。

- a. 欧州経済領域（EEA）およびスイス
- b. 米国およびカナダ
- c. 中国
- d. 日本
- e. その他の先進国市場
- f. その他の新興国市場

各地域に含まれる管轄区域を表 5 に示した。

---

<sup>15</sup> コストは再保険者に対する再保険料と手数料を含むが、これに限定しない。

表 5: 地理的セグメント分け

地域	含まれる管轄区域
欧州経済領域 (EEA) およびスイス	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
米国およびカナダ	米国 <sup>16</sup> 、カナダ
中国	中国、マカオ
日本	日本
その他先進国市場 <sup>17</sup>	オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、サンマリノ、韓国、シンガポール、台湾、香港
その他新興市場	新興市場の一覧はIMF の「世界経済見通し」2016年4月 <sup>18</sup> の表Eに提示されている。なお、完全を期するため、上述の地域に含まれていない国は「その他新興市場」に分類される。

### 5.1.3 経営措置

L1-84. 経営措置の行使に伴う影響は、所要資本における各リスクのレベルにおいて考慮されるが、レベル 2 テキストに規定される上限が設けられる。

L2-138. 個々のリスクに関する経営措置の影響は、セクション 3.2.4 の規定に適合するよう計算される。経営措置の影響は現実的想定に基づいており、保険契約者に対する IAIG の義務、ならびに IAIG および契約の境界に適用される法規定を反映している。経営措置の影響は、IAIG が契約上強制力を持ち、ストレス事象後に IAIG が実行することが想定される将来の措置からの影響のみを考慮に入れる。例えば、動的ヘッジや、ストレス時に実施が想定される同様のリバランス戦略は、これに含まれない。例として、株式ストレスは瞬間的に発生することが想定されるため、株価の x% の下落時のリバランスは認められない。

L2-139. FDB に関連する経営措置が税引き前の ICS リスク・チャージ合算額（セクション 5.6 で規定）に与える影響は、FDB に関連する保険債務の当初の合計額に限定される。

## 5.2 保険リスク

### 5.2.1 生命保険リスクに関する保険契約のグループ分け

L1-85. 生命保険リスクについて、レベル 2 テキストに詳述のとおり、ストレスシナリオは同質のリスク・グループのレベルで適用される。

<sup>16</sup> 米サモア、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ、および米バージン諸島を含む。

<sup>17</sup> 「その他先進国」は、IMF の先進経済国リストから、2016 年 4 月時点の他の地域を除いたものである。

<sup>18</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/01/pdf/text.pdf> を参照（2016 年 5 月 12 日にアクセス）。

L2-140. ストレス後のキャッシュフロー予測は、ストレス前のキャッシュフローと同一水準の粒度で行う。ストレス前のキャッシュフローが一定のグループ分けに基づき予測される場合、ストレス後のキャッシュフローについても同一のグループ分けを適用する。

L2-141. 実務的な観点から、クラス内で同質の生命保険リスクにさらされている保険商品（または保険契約）のポートフォリオごとにグループ分けを行うことができる。本目的において、同質のリスク・グループには、類似するリスク特性を有する一連の保険契約が含まれる。

L2-142. 同質のリスク・グループは、長期間にわたり比較的安定している。必要に応じて、同質のリスク・グループを決定するために、IAIG は以下の全項目を考慮する。

- a) 保険引受方針
- b) 保険金支払パターン
- c) 保険契約者のリスク・プロファイル
- d) 保険商品の特性、特に保証
- e) 将来の経営措置

### 5.2.2 生命保険リスク・チャージの計算

L1-86. 生命保険リスク・チャージは、生命保険事業および生命保険類似の医療保険事業に適用される（パラグラフ L1-95 を参照）。

L1-87. 生命保険リスク・チャージは、レベル 2 テキストに規定される生命保険リスク相関行列を使用し、以下の 5 つのサブリスク・チャージを合算して算定される。

- 死亡リスク
- 長寿リスク
- 罹患/障害リスク
- 解約・失効リスク
- 事業費リスク

L1-88. 生命保険リスク・チャージは、レベル 2 テキストに規定される地理的セグメント分けに基づいて算定される。

L1-89. 5 つのサブリスクそれぞれに関し、経営措置の影響ありとなしの両方の場合についてリスク・チャージが算定される。

L2-143. 生命保険リスク・チャージの合算に使用される相関行列は、以下のとおり。

**表 6: 生命保険リスクの相関行列**

	死亡	長寿	罹患/障害	解約・失効	事業費
死亡	100%	-25%	25%	0%	25%
長寿	-25%	100%	0%	25%	25%
罹患/障害	25%	0%	100%	0%	50%
解約・失効	0%	25%	0%	100%	50%
事業費	25%	25%	50%	50%	100%

### 5.2.2.1 死亡リスク

L1-90. 死亡リスク・チャージは、死亡率の水準に所定のストレスを適用した後の純資産価値の変化として算定される。地理的セグメント分けに基づく所定のストレスはレベル 2 テキストに規定される。

L1-91. 死亡リスク・チャージは、死亡率の上昇によりマイナスの影響を受ける保険契約のみに適用される。

L2-144. 死亡リスク・チャージを計算するための所定のストレスは、死亡率の増加が純資産価値の減少につながる全ての保険契約について、全ての年齢における死亡率の  $x\%$  の増加で構成される。

L2-145. 死亡リスクのストレス係数を表 7 に示す。

**表 7: 死亡リスクのストレス係数**

地域	x%
欧州経済領域(EEA)およびスイス	12.5 %
米国およびカナダ	12.5 %
中国	15.0 %
日本	10.0 %
その他先進国市場	12.5 %
その他新興市場	12.5 %

### 5.2.2.2 長寿リスク

L1-92. 長寿リスク・チャージは、死亡率の水準に所定のストレスを適用した後の純資産価値の変化として算定される。地理的セグメント分けに基づく所定のストレスは、レベル 2 テキストに規定される。

L1-93. 長寿リスク・チャージは、死亡率の低下によりマイナスの影響を受ける保険契約のみに適用される。

L2-146. 長寿リスク・チャージを計算するための所定のストレスは、死亡率の減少が純資産価値の減少につながる全ての保険契約について、全ての年齢における死亡率の  $x\%$  の減少で構成される。

L2-147. 長寿リスクのストレス係数を表 8 に示す。

**表 8: 長寿リスクのストレス係数**

地域	x%
欧州経済領域(EEA)およびスイス	17.5 %
米国およびカナダ	17.5 %
中国	17.5 %
日本	17.5 %
その他先進国市場	17.5 %
その他新興市場	17.5 %

### 5.2.2.3 罹患/障害リスク

L1-94. 罹患/障害リスク・チャージは、所定の相互排他的な4つの給付セグメントに所定のストレスを適用した後の純資産価値の変化として算定される。地理的セグメント分け、給付セグメント、および契約の長さに基づく所定のストレスは、レベル2テキストに規定される。

L1-95. 罹患/障害給付に類似した商品は、生命保険または損害保険に分類することができるが、罹患/障害リスク・チャージは生命保険類似に分類される給付の保険契約のみに適用される。生命保険類似の給付となる保険契約の例は、レベル2テキストに規定される。損害保険類似に分類されるものについては、損害保険リスク・チャージ（保険料リスクおよび支払備金リスク）が適用される。

#### 5.2.2.3.1 セグメント分け

L2-148. 罹患/障害リスクは、生保類似の技術的基礎で評価される給付金に適用される。生保または損保への分類は、保険債務の法的または契約上の分類に関係なく、保険債務の計算に使用される手法の種類に基づく<sup>19</sup>。

#### 5.2.2.3.2 適用されるサブリスク

L2-149. 罹患/障害リスク・チャージの計算のため、生保類似の保険債務は、以下の相互排他的な4つの給付セグメントに分けられる。

- a) カテゴリー1：医療費補償を提供する商品
  - ・入院状態かどうかにかかわらず、何らかの医療費補償（定額または実費のいずれか）を提供する商品。この補償は治療、もしくは保険契約者または被保険者が負担した費用に直接的に依存し、特定の健康状態で過ごした期間には直接依存しない。
- b) カテゴリー2：健康事象発生時の一時金を提供する商品
  - ・特定の健康事象発生時、あるいは一定の身体障害に至る事故の発生時において一時金給付を提供する商品
- c) カテゴリー3：短期の定期的給付を提供する商品
  - ・就業不能や入院等、所定の一時的な健康状態の継続期間に応じ、定期的な給付を提供する商品
- d) カテゴリー4：長期の定期的給付を提供する商品
  - ・健康状態が長期または永続的に悪化した場合に定額年金給付を提供する商品

L2-150. カテゴリー3とカテゴリー4の区別は、定期的給付の特性が一時的か永続的かに依存する。契約上、全ての保険契約者に共通して、給付が所定の期間に限定される場合は、カテゴリー3に分類する。短期間に制限するという事前の規定なしに、生涯に亘って、あるいは保険契約者によって異なる一定の時点まで給付が支払われる場合には、カテゴリー4に分類する。

L2-151. 各給付カテゴリーは、元の契約期間によって2つのセグメントに分けられる。

- a) 短期：元の契約期間が5年間を上限とする契約が含まれる。
- b) 長期：元の契約期間が5年間より長期である契約が含まれる。

L2-152. 保険契約が上記給付カテゴリーのいくつかに属する保障を含む場合、そのような保険契約における異なる各構成要素は、関連するストレスの影響を受ける。保険契約が

---

<sup>19</sup> 技術的基礎は、年齢別の死亡率、罹患率、回復率等、生体情報変数を明示的に使用する場合、生保類似と見なされる。

医療費と短期定期(カテゴリー1 および 3)にまたがる給付を提供する場合、両方のカテゴリーに分けられるか、共にカテゴリー3として考慮される。

### 5.2.2.3.3 計算

L2-153. 罹患/障害リスク・チャージの計算のための所定のストレスは、給付カテゴリーに依存する。

- a) 給付カテゴリー*i*=1, 2および3の場合、ストレスは、表9および表10で指定されているように、開始率の相対的増加として定義される。

開始率ストレスは、基礎となる給付の種類に応じて異なる方法で適用される。

- クレームコスト(保険金支払額)が開始率および/または回復率を使用して明示的にモデル化されている場合、ストレスは開始率にのみ適用される。回復率のみがモデル化されている場合、ストレスは回復率の減少として適用される。
- 明示的な開始率および/または回復率を有しないカテゴリー1~3のその他の給付については、医療保険金支払額にストレス係数が直接適用される。

- b) 給付カテゴリー4の場合、契約期間のセグメント両方について、開始率リスク・チャージと回復率リスク・チャージの最大額としてリスク・チャージが計算される。ここで、

- 開始率のリスク・チャージは、表9および表10で指定されている開始率の増加に伴う純資産価値の変化として計算される。
- 回復率のリスク・チャージは、回復率が20%減少した後の純資産価値の変化として計算される(短期および長期の契約両方で同じストレス)。

**表 9: 罹患/障害リスクのストレス係数(日本に所在するリスク)**

カテゴリー (i)	短期	長期
1	20%	8%
2	25%	15%
3	20%	10%
4	開始率リスクストレス=25% 回復率リスクストレス=20%	開始率リスクストレス=20% 回復率リスクストレス=20%

**表 10: 罹患/障害リスクのストレス係数(その他全ての地域に所在するリスク)**

カテゴリー (i)	短期	長期
1	20%	8%
2	25%	20%
3	20%	12%
4	開始率リスクストレス=25% 回復率リスクストレス=20%	開始率リスクストレス=20% 回復率リスクストレス=20%

#### 5.2.2.4 解約・失効リスク

L1-96. 解約・失効リスク・チャージは、水準とトレンドの要素の解約・失効リスク・チャージと、大量解約・失効の要素の解約・失効リスク・チャージの最大値として算定される。

L1-97. 水準とトレンドの要素および大量解約・失効の要素の解約・失効リスク・チャージは、2つの要素に所定のストレスを適用した後の純資産価値の変化として算定される。地理的セグメント分けに基づく所定のストレスは、レベル2テキストに規定される。

L1-98. 解約・失効リスク・チャージでは、将来のキャッシュフローの価値を変更する可能性のある全ての法的または契約上のオプションが考慮される。

L2-154. 水準とトレンドの要素、および大量解約・失効の要素の最大値の計算は、セクション5.1.2に規定されている各地域のレベルで実行される。

L2-155. そのうえで、IAIGの解約・失効リスク・チャージは、全ての地域の解約・失効リスク・チャージの合計として取得される。

##### 5.2.2.4.1 水準とトレンドの要素

L2-156. セクション5.1.2に規定されている各地域において、水準とトレンドの要素の計算のための所定のストレスは、上昇ストレスと下降ストレスのうち、最も不利なものである。

L2-157. 上昇ストレスは、そのようなリスクによって不利な影響を受ける全ての同質のリスク・グループについて、将来の全ての年度において、最大100%を上限に、オプションを行使すると想定される率のx%の増加で構成される。

L2-158. 下降ストレスは、そのようなリスクによって不利な影響を受ける全ての同質のリスク・グループについて、将来の全ての年において、オプションを行使すると想定される率のx%の減少で構成される。

L2-159. ストレス係数は、表11に提示される。

**表 11: 解約・失効リスクの水準&トレンドのストレス係数**

地域	x%
欧州経済領域(EEA)およびスイス	40%
米国およびカナダ	40%
中国	40%
日本	20%
その他先進国市場	40%
その他新興市場	40%

L2-160. 一部あるいは全部の解約、または保障の増加を可能にするオプションを含む、保障額に影響を与える可能性のある全てのオプションは、解約・失効ストレス係数の影響を受ける。

L2-161. セクション5.1.2に規定されている各地域について、全ての同質のリスク・グループ全体で合算する前に、それぞれの同質のリスク・グループにおける水準とトレンドの

要素が最初に決定される。

L2-162. 現在推計の計算に動的解約の使用が含まれる場合<sup>20</sup>、水準とトレンドの要素のストレスが動的解約の基準率に適用される。

#### 5.2.2.4.2 大量解約・失効の要素

L2-163. セクション 5.1.2 に規定されている各地域において、大量解約・失効の要素計算のための所定のストレスは、以下で構成される。

- ・ 個人保険契約の、30%の即時解約
- ・ 個人保険契約以外の、50%の即時解約

L2-164. それぞれの同質のリスク・グループの大量解約・失効の要素は、ゼロを下限値とする。

L2-165. セクション 5.1.2 に規定されている各地域について、全ての同質のリスク・グループ全体で合算する前に、それぞれの同質のリスク・グループにおける大量解約・失効の要素が最初に決定される。

#### 5.2.2.5 事業費リスク

L1-99. 事業費リスクは、単位経費と経費インフレ推定に同時に所定のストレスを適用した後の純資産価値の変化として計算される。地理的セグメント分けに基づく所定のストレスは、レベル 2 テキストに規定される。

L2-166. 事業費リスク・チャージ計算のための所定のストレスは、単位経費推定における x%の相対的増加と、経費インフレにおける年間 y%の絶対的増加で構成され、x および y は表 12 に示される。

表 12: 事業費リスクのストレス係数

地域	x% (単位経費)	y% (経費インフレ)
欧州経済領域 (EEA) およびスイス	6%	1%
米国およびカナダ	6%	1%
中国	8%	1年目から10年目まで : 3% 11年目から20年目まで : 2% 21年目以降 : 1%
日本	6%	1%
その他先進国市場	8%	1年目から10年目まで : 2% 11年目以降 : 1%
その他新興市場	8%	1年目から10年目まで : 3% 11年目から20年目まで : 2% 21年目以降 : 1%

L2-167. 単位経費と経費インフレ推定に対するストレスは、同時に適用される。

<sup>20</sup> 動的解約は、保険会社が保険契約において提供するリターンと競合他社が提供するリターンとの差に応じて、保険負債の計算に使用される解約・失効率を変化させるものである。

### 5.2.3 損害保険リスク・チャージの計算

L1-100. 損害保険リスク・チャージは、損害保険事業および損害保険類似の医療保険事業に適用される。

L1-101. 損害保険リスク・チャージは、保険料リスクと支払備金リスクの両方で構成され、レベル 2 テキストに規定される設定地域内の ICS セグメントに係数を乗じるファクター方式により捕捉される。支払備金リスク係数は潜在的賠償責任リスクの影響を含む。

L1-102. 損害保険の保険リスク・チャージは、商品種類および地域間の分散を認識する合算アプローチを用いて算定される。相関係数はレベル 2 テキストに規定される。合算アプローチでは以下の分散の源泉が認識される。

- 保険料リスクと支払備金リスク間の分散
- 事業タイプのハイレベルのグループ分けである ICS カテゴリー内での分散
- 地域内の分散
- 地域間の分散

L1-103. 保険料リスク・チャージと支払備金リスク・チャージは、レベル 2 テキストに規定される地理的セグメント分けに基づいて計算される。さらに地理的セグメントは、特定地域における法定報告に基づき、商品種類にセグメント分けされる。

#### 5.2.3.1 セグメント/商品種類

L2-168. 保険料リスクと支払備金リスクの各エクスポージャーは、リスクの所在ごとに商品種類に当てはめられる。各商品種類には、表 14 に示されているように、対応する ICS セグメントがある。表 14 に明示的に記載されていない管轄区域は、表 5 に従ってその他の先進国市場またはその他の新興国市場に割り当てられる。

#### 5.2.3.2 ICS セグメントとリスク・チャージの定義

L2-169. それぞれの ICS セグメントには、以下が割り当てられる。

- a. ICS カテゴリー：ハイレベルでの商品タイプ別グルーピング（財物保険類似、賠償責任保険類似、自動車保険類似、その他保険、不動産ローン保証保険、および信用保険）
- b. リスク・チャージを計算するためのリスク係数

L2-170. ICS において、巨大災害リスクは別に区分されているため、保険料リスクには巨大災害事象の影響を含まない。

L2-171. 一部の支払備金リスク係数は、潜在的な賠償責任のリスクを考慮する。潜在的な賠償責任リスク・チャージの目的は、過去の保険金実績からでは適切に把握できない賠償責任のエクスポージャーに関するリスクを把握することである。

L2-172. 表 14 は、ICS セグメント、関連付けられる ICS カテゴリー、および保険料リスクと支払備金リスクのリスク・チャージのリストを示している。ICS セグメントの定義は、Annex 2 に規定される。

#### 5.2.3.3 合算

L2-173. それぞれの ICS セグメントの損害保険リスク・チャージの計算は、分散効果を考慮する。

L2-174. 合算の第一段階は、各 ICS セグメントの保険料リスクおよび支払備金リスクのリスク・チャージを、全てのセグメントで保険料リスクおよび支払備金リスクのリスク・チャージの間で 25%の相関係数を適用して、統合することである。(以下で概説するとおり、不動産ローン保証保険および信用保険は除く)。

L2-175. 不動産ローン保証保険および信用保険は、全地域にわたり加算された後、それぞれ不動産リスク、信用リスクと合算される。

L2-176. 合算の第二段階は ICS カテゴリー内の合算で、カテゴリー内のセグメント間に相関行列が適用される。相関係数は下の表 13 に示されている。

**表 13: カテゴリー内の相関係数**

ICSカテゴリー	カテゴリー内セグメント間の相関係数
賠償責任保険類似	50%
自動車保険類似	75%
財物保険類似	50%
その他保険	25%

L2-177. 合算の第三段階は、セクション 5.1.2 で挙げられた地域内の合算であり、それぞれの 4 つの ICS カテゴリー間に 50%の相関係数を使用する。

L2-178. 合算の第四段階は、地域間の合算であり、それぞれの地域の総リスク・チャージ間に 25%の相関係数を使用する。

#### 5.2.3.4 必要な入力データ

L2-179. それぞれの ICS セグメントの保険料リスク・チャージは、正味既経過保険料と将来正味経過保険料見込のいずれか大きい方に、対応するリスク係数を乗じて計算される。

L2-180. それぞれの ICS セグメントの支払備金リスク・チャージは、正味の現在推計に、対応するリスク係数を乗じて計算される。

**表 14: 損害保険の ICS セグメント**

ICSセグメント	ICSカテゴリー	保険料リスク係数	支払備金リスク係数	
欧州経済領域 (EEA) および スイス	Medical expense insurance	その他保険	15%	10%
	Income protection	その他保険	25%	35%
	Workers' Compensation	賠償責任保険類似	25%	27%
	Motor vehicle liability - Motor third party liability	自動車保険類似	20%	15%
	Motor, other classes	自動車保険類似	20%	15%
	Marine, aviation and transport	財物保険類似	35%	25%

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Fire and other damage	財物保険類似	17.5%	17.5%
	General liability - third party Liability	賠償責任保険類似	35%	27%
	Credit and suretyship	信用保険	35%	50%
	Legal expenses	その他保険	15%	40%
	Assistance	その他保険	15%	50%
	Miscellaneous financial loss	その他保険	30%	35%
	Non-proportional health Reinsurance	その他保険	50%	45%
	Non-proportional Casualty Reinsurance	賠償責任保険類似	55%	45%
	Non-proportional marine, aviation and transport reinsurance	財物保険類似	55%	40%
	Non-Proportional property Reinsurance	財物保険類似	45%	40%
カナダ	Property – personal	財物保険類似	35%	25%
	Home Warranty	財物保険類似	30%	25%
	Product Warranty	財物保険類似	30%	25%
	Property – commercial	財物保険類似	30%	30%
	Aircraft	財物保険類似	45%	35%
	Automobile – liability/personal Accident	自動車保険類似	35%	20%
	Automobile – other	自動車保険類似	35%	20%
	Boiler and Machinery	財物保険類似	30%	25%
	Equipment Warranty	財物保険類似	30%	25%
	Credit Insurance	信用保険	45%	30%
	Credit Protection	信用保険	45%	30%
	Fidelity	その他保険	45%	30%
	Hail	財物保険類似	35%	30%
	Legal Expenses	その他保険	45%	40%
	Liability	賠償責任保険類似	50%	38%
	Mortgage	不動産ローン保証 保険	45%	30%
	Surety	信用保険	45%	30%
	Title	賠償責任保険類似	35%	30%
	Marine	財物保険類似	45%	35%
	Accident and Sickness	その他保険	45%	30%

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Other Approved Products	その他保険	45%	35%
米国	Auto physical damage	自動車保険類似	12.5%	10%
	Homeowners/ Farm owners	財物保険類似	30%	15%
	Special property	財物保険類似	25%	17.5%
	Private passenger auto liability/ medical	自動車保険類似	15%	15%
	Commercial auto/ truck liability/ medical	自動車保険類似	15%	15%
	Workers' compensation	賠償責任保険類似	15%	16%
	Commercial multi-peril	賠償責任保険類似	30%	26%
	Medical professional liability - Occurrence	賠償責任保険類似	40%	45%
	Medical professional liability - Claims-Made	賠償責任保険類似	30%	35%
	Other Liability - Occurrence	賠償責任保険類似	17.5%	28%
	Other Liability - Claims-Made	賠償責任保険類似	15%	20%
	Products liability	賠償責任保険類似	45%	47%
	Reinsurance - non-Proportional assumed Property	財物保険類似	35%	25%
	Reinsurance - non-Proportional assumed Liability	賠償責任保険類似	45%	39%
	Special liability	賠償責任保険類似	30%	25%
	Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	45%	30%
	Fidelity/surety	信用保険	35%	40%
	Financial Guaranty	信用保険	45%	25%
	Other	その他保険	25%	35%
	Reinsurance - non-Proportional assumed financial lines	その他保険	45%	20%
中国	Motor	自動車保険類似	10%	20%
	Property, including commercial, personal and engineering	財物保険類似	30%	45%
	Marine and Special	財物保険類似	25%	45%
	Liability	賠償責任保険類似	10%	36%
	Agriculture	財物保険類似	25%	35%

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Credit	信用保険	45%	35%
	Short-term Accident	その他保険	10%	10%
	Short-term Health	その他保険	10%	10%
	Short-term Life	その他保険	10%	20%
	Others	その他保険	35%	20%
日本	火災	財物保険類似	20%	35%
	船舶	財物保険類似	40%	35%
	積荷	財物保険類似	35%	40%
	輸送	財物保険類似	40%	35%
	傷害	その他保険	10%	15%
	自動車	自動車保険類似	7.5%	10%
	航空	財物保険類似	50%	45%
	保証・信用	信用保険	35%	40%
	機械	財物保険類似	35%	40%
	賠償責任	賠償責任保険類似	17.5%	27%
	建設工事	財物保険類似	35%	40%
	動産総合	財物保険類似	17.5%	25%
	労働者災害補償責任	賠償責任保険類似	35%	22%
	費用・利益(介護費用を除く)	その他保険	35%	45%
	介護費用	その他保険	35%	45%
その他	その他保険	35%	40%	
オーストラリア およびニュー ジーランド	Householders	財物保険類似	30%	20%
	Commercial Motor	自動車保険類似	25%	20%
	Domestic Motor	自動車保険類似	25%	20%
	Other type A	その他保険	25%	20%
	Travel	その他保険	35%	25%
	Fire and ISR	財物保険類似	30%	25%
	Marine and Aviation	財物保険類似	35%	25%
	Consumer Credit	信用保険	35%	15%
	Other Accident	その他保険	35%	25%
	Other type B	その他保険	35%	35%
	Mortgage	不動産ローン保証 保険	45%	30%
	CTP	自動車保険類似	45%	35%
	Public and Product Liability	賠償責任保険類似	45%	31%
	Professional Indemnity	賠償責任保険類似	45%	35%
	Employers' Liability	賠償責任保険類似	45%	36%

ICSセグメント	ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数	
	Short tail medical expenses	その他保険	15%	25%
	Other type C	その他保険	45%	35%
	Householders - non-prop Reins	財物保険類似	45%	30%
	Commercial Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45%	30%
	Domestic Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45%	30%
	Other non-prop reins type A	その他保険	45%	30%
	Travel - non-prop reins	その他保険	45%	35%
	Fire and ISR - non-prop reins	財物保険類似	55%	40%
	Marine and Aviation - nonprop reins	財物保険類似	55%	40%
	Consumer Credit - non-prop Reins	信用保険	55%	40%
	Other Accident - non-prop Reins	その他保険	55%	40%
	Other non-prop reins type B	その他保険	55%	35%
	Mortgage - non-prop reins	不動産ローン保証 保険	50%	35%
	CTP - non-prop reins	自動車保険類似	55%	40%
	Public and Product Liability - non-prop reins	賠償責任保険類似	55%	43%
	Professional Indemnity - nonprop reins	賠償責任保険類似	55%	40%
	Employer's Liability - nonprop reins	賠償責任保険類似	55%	43%
	Other non-prop reins type C	その他保険	55%	40%
香港	Accident and health	その他保険	10%	25%
	Motor vehicle, damage and Liability	自動車保険類似	25%	15%
	Aircraft, damage and liability	財物保険類似	45%	40%
	Ships, damage and liability	財物保険類似	45%	40%
	Goods in transit	財物保険類似	45%	50%
	Fire and Property damage	財物保険類似	35%	20%
	General liability	賠償責任保険類似	45%	26%
	Pecuniary loss	その他保険	45%	35%
	Non-proportional treaty Reinsurance	財物保険類似	45%	25%

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Proportional treaty Reinsurance	財物保険類似	35%	35%
韓国	Fire, technology, overseas	財物保険類似	25%	30%
	Package	財物保険類似	35%	50%
	Maritime	財物保険類似	45%	45%
	Personal injury	その他保険	35%	50%
	Workers accident, liability	賠償責任保険類似	12.5%	31%
	Foreigners	その他保険	15%	10%
	Advance payment refund Guarantee	信用保険	50%	50%
	Other Non-life	その他保険	45%	50%
	Private vehicle (personal injury)	自動車保険類似	15%	30%
	Private vehicle (property, vehicles damage)	自動車保険類似	25%	35%
	Vehicle for commercial or business purpose (personal injury)	自動車保険類似	25%	20%
	Vehicle for commercial or business purpose (property, vehicles)	自動車保険類似	25%	20%
	Other motor	自動車保険類似	15%	20%
シンガポール	Personal Accident	その他保険	30%	25%
	Singapore/Health	その他保険	25%	20%
	Singapore/Fire	財物保険類似	30%	25%
	Marine and Aviation - Cargo	財物保険類似	35%	30%
	Motor	自動車保険類似	30%	25%
	Work Injury Compensation	賠償責任保険類似	35%	31%
	Bonds	信用保険	35%	30%
	Engineering Construction	財物保険類似	35%	30%
	Credit	信用保険	35%	30%
	Mortgage	不動産ローン保証 保険	35%	30%
	Others- non liability class	その他保険	35%	30%
	Marine and Aviation - Hull	財物保険類似	45%	35%
	Professional indemnity	賠償責任保険類似	35%	35%
	Public liability	賠償責任保険類似	35%	31%
	Others - liability class	賠償責任保険類似	35%	31%
台湾	Fire - residence	財物保険類似	25%	40%

ICSセグメント	ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数	
	Fire - commercial	財物保険類似	55%	45%
	Marine - inland cargo	財物保険類似	30%	25%
	Marine - overseas cargo	財物保険類似	30%	25%
	Marine - hull	財物保険類似	55%	45%
	Marine - fish boat	財物保険類似	45%	45%
	Marine - aircraft	財物保険類似	55%	45%
	Motor - personal vehicle	自動車保険類似	25%	25%
	Motor - commercial vehicle	自動車保険類似	25%	25%
	Motor - personal liability	自動車保険類似	25%	25%
	Motor - commercial liability	自動車保険類似	25%	25%
	Liability - public, employer, product, etc.	賠償責任保険類似	35%	36%
	Liability - professional	賠償責任保険類似	35%	35%
	Engineering	財物保険類似	55%	45%
	Nuclear power station	財物保険類似	55%	45%
	Guarantee - surety, fidelity	信用保険	55%	45%
	Credit	信用保険	55%	45%
	Other property damage	財物保険類似	35%	40%
	Accident	その他保険	15%	10%
	Property Damage - commercial earthquake	財物保険類似	45%	35%
	Comprehensive - personal property and liability	財物保険類似	45%	45%
	Comprehensive - commercial property and liability	財物保険類似	45%	45%
	Property damage - typhoon and flood	財物保険類似	55%	45%
	Property damage - compulsory earthquake	財物保険類似	55%	45%
Health	その他保険	15%	10%	
その他先進国	Motor	自動車保険類似	30%	20%
	Property damage	財物保険類似	30%	25%
	Accident, protection and health (APH)	その他保険	35%	30%
	Short tail medical expenses	その他保険	35%	25%
	Other short tail	その他保険	35%	30%
	Marine, Air, Transport (MAT)	財物保険類似	35%	35%
	Workers' compensation	賠償責任保険類似	35%	36%

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Public liability	賠償責任保険類似	35%	31%
	Product liability	賠償責任保険類似	35%	43%
	Professional indemnity	賠償責任保険類似	35%	35%
	Other liability and other long Tail	賠償責任保険類似	35%	36%
	Non-proportional motor, property damage, APH and MAT	財物保険類似	50%	40%
	Catastrophe reinsurance	財物保険類似	50%	40%
	Non-proportional liability	賠償責任保険類似	50%	44%
	Non-proportional professional Indemnity	賠償責任保険類似	50%	40%
	Mortgage insurance	不動産ローン保証 保険	45%	35%
	Commercial credit insurance	信用保険	45%	35%
	Other medium-term	その他保険	50%	40%
	その他新興国	Motor	自動車保険類似	35%
Property damage		財物保険類似	35%	30%
Accident, protection and health (APH)		その他保険	35%	30%
Short tail medical expenses		その他保険	35%	25%
Other short tail		その他保険	35%	30%
Marine, Air, Transport (MAT)		財物保険類似	35%	35%
Workers' compensation		賠償責任保険類似	45%	36%
Public liability		賠償責任保険類似	45%	36%
Product liability		賠償責任保険類似	45%	47%
Professional indemnity		賠償責任保険類似	45%	35%
Other liability and other long Tail		賠償責任保険類似	45%	36%
Non-proportional motor, property damage, APH and MAT		財物保険類似	50%	45%
Catastrophe reinsurance		財物保険類似	50%	45%
Non proportional liability		賠償責任保険類似	50%	48%
Non-proportional professional Indemnity		賠償責任保険類似	50%	45%
Mortgage insurance	不動産ローン保証 保険	50%	40%	

ICSセグメント		ICSカテゴリー	保険料 リスク 係数	支払備金 リスク 係数
	Commercial credit insurance	信用保険	50%	40%
	Other medium-term	その他保険	55%	40%

## 5.2.4 巨大災害リスク・チャージの計算

L1-104. 巨大災害リスクは、生保事業と損保事業の両方に影響を与えるリスクである。巨大災害リスク・チャージは、今後 12 か月以内のどの時点でも発生する低頻度/大規模の事象に伴うリスクをカバーし、事象発生時に有効と推定される全ての事業を考慮する。

L1-105. リスク軽減策（出再保険保障の購入等）は、全体的な巨大災害リスク・チャージを減らすことができる。

L1-106. 巨大災害リスクは、リスク/ペリルレベルで区分される。ペリルは、自然発生的ペリル（自然災害）と人為的ペリル/シナリオ（他の巨大災害）の両方およびその影響を含む。

L1-107. 巨大災害事象による支払請求の影響は、主ペリル（暴風雨や地震など）だけでなく、一次ペリルに付随する二次ペリルにも及ぶ。二次ペリルは、計算範囲内の全ての商品種類に影響する可能性がある。

L1-108. ペリル、シナリオ、許容可能なリスク軽減策、ならびに自然災害リスク・チャージを計算するためにモデルを使用する際の慎重なセーフガードについてはレベル 2 テキストに詳述される。

### 5.2.4.1 計算範囲

L2-181. 巨大災害リスク・チャージを計算するにあたって、巨大災害リスクにさらされる全ての商品種類が考慮される。他の ICS 所要資本構成要素とのダブルカウントを避けるため、以下の原則が適用される。

- a. 生命保険および生命保険に類似した医療保険商品は、パンデミックおよびテロのシナリオについてのみ含まれる。
- b. 金融市場および経済全体に生じる影響（市場および信用リスク）は巨大災害リスクの計算に含まれない。

### 5.2.4.2 含まれるペリル

L2-182. 巨大災害リスクに含まれるペリルは以下のとおり。

- a. 自然災害
  - i. 熱帯低気圧、ハリケーン、台風
  - ii. 温帯性の暴風雨/冬季嵐
  - iii. 地震
  - iv. 以下等のその他の重大な自然ペリル
    - 洪水
    - 竜巻、雹、対流性暴風雨
    - その他のリスク
- b. その他の巨大災害（人為的ペリル/シナリオ）
  - i. テロ攻撃
  - ii. パンデミック

iii. 信用および保証

L2-183. 巨大災害事象の影響には、主要ペリルと主要ペリルに伴う二次ペリルの双方を含む。

#### 5.2.4.3 自然災害

L2-184. 自然災害事象による損失額の計算には、確率論的的巨大災害モデルを使用することができる。

L2-185. 損失額は以下を考慮に入れて計算される。

- a. 当該自然災害の影響を受ける全ての商品種類に対する影響
- b. 列挙されたペリルによる影響を受け得るモデル化されていないエクスポージャーに対する考慮（設定された計測期間である1年間に予想される新規契約を含む）
- c. 他の自然災害損失の一部として報告されたモデル化されていないペリル、地域に対する考慮。これには、個別にまたは特定のモデル化されていないが、他のアプローチを用いて潜在的な損失が評価されているペリルおよび地域を含む。

L2-186. 自然災害リスク・チャージは、プロテクション控除後の年間損失合算総額の99.5パーセントイルと平均の差である。年間損失合算総額は全ての地域およびペリルにわたる損失を合算したものと算出される。

#### 5.2.4.4 その他の巨大災害シナリオ

L2-187. 以下のペリルに対する損失額は、以下で述べられるシナリオによって決定される。

L2-188. 計算範囲について別途指定のない限り、シナリオの影響はそれぞれのシナリオの影響を受ける全ての商品種類について計算される。

##### 5.2.4.4.1 テロ攻撃

L2-189. リスク・チャージは、以下の2つの構成要素による損失の合計である。

- a. 財物（建物、収容物、自動車を含む）に関する保険契約に基づく損害額と、当該財物損害の直接の結果として生じるその他の保険契約への影響
- b. 生命保険、医療保険および労災保険の契約についての損失の合計

L2-190. 生損保の両構成要素において、このシナリオは、半径500m以内にその一部または全部が含まれる最も大きな地理的リスク集中に対する、5トン爆弾の爆発である。この集中を決定するため、全ての建物（自己使用目的不動産を含む）が考慮される。最大の集中は生損保の各構成要素において別個に決定される。

L2-191. 被保険物件および関連補償を含む財物損害については、以下の想定とする。

- 半径200m以内の損傷率100%
- 半径200m超400m以内の損傷率25%
- 400m超500m以内の損傷率10%

L2-192. 死亡については以下の想定とする。

- 半径200m以内の死亡率15%
- 200m超500m以内の死亡率1.5%

L2-193. 身体障害については以下の想定とする。

- 半径200m以内の身体障害発生率20%

- 200m 超 500m 以内の身体障害発生率 10%

#### 5.2.4.4.2 パンデミック

L2-194. シナリオは世界的なパンデミックに伴う死亡数の増加である。リスク・チャージは、死亡リスクをカバーする世界中全ての個人生命保険契約および団体生命保険契約について、千人の被保険者に対する死亡者数が 1.0 増大する結果生じる損失額総額である。

#### 5.2.4.4.3 信用および保証

L2-195. リスク・チャージは、以下の 3 つの構成要素による損失額の合計である。

- 不動産ローン保証保険
- 取引信用保険
- 保証

##### 5.2.4.4.3.1 不動産ローン保証保険

L2-196. シナリオは、指定された住宅価格下落による頻度と規模の増加による損失合算額として計算される。住宅価格の 25% の下落が 1 年間続くという仮定がおかれる。損失総額には、滞納および債務不履行の頻度の増加、ならびに住宅価格の下落の結果生じる損失の規模増大の双方による影響が含まれる。

##### 5.2.4.4.3.2 取引信用

L2-197. 取引信用の信用ストレスシナリオは、引き渡された商品および/または提供された役務について保険契約者の顧客が支払不能となったことによる損失額総額と定義される。取引信用保険は、顧客の支払不能により生じた不良債権損失について保険契約者を補償する。保険契約者の顧客の支払不能は、デフォルト率の増加とその顧客のデフォルト時損失額の増加により示される。損失額総額は、存在する全ての損失軽減措置（保険契約者からの払戻金や自己保有額等を含む）を考慮に入れて調整される。

**表 15: 取引信用の信用ストレス係数**

信用格付	係数
投資適格	80%
投資不適格	200%

##### 5.2.4.4.3.3 保証

L2-198. 保証に対する信用ストレスシナリオは、保証証券の違約金総額に基づく潜在的な正味損失額総額と定義される。保証証券は、主債務者が契約上の責任を果たせないことによる保険契約者の損失を補償する。違約金総額は、IAIG が保険金受取人に支払う必要がある最大額を示している。IAIG は、以下に示す手法を用いて、保証の相手方（主債務者）に対するエクスポージャーの上位 10 位までについての潜在的な最大正味損失額を計算する。潜在的な正味損失額総額は、上位 2 件の損失の発生を仮定し、したがって、上位 2 件の正味損失の合計に一致する。

#### 5.2.4.5 巨大災害リスクの合算

L2-199. 巨大災害リスク・チャージを計算する目的のため、その他の巨大災害シナリオは互いに独立しており、かつ自然災害ペリルからも独立していると仮定される。その結果、ICS の巨大災害リスク・チャージ総額は以下のとおり計算される：

$$ICS_{Cat} = \sqrt{ICS_{NatCat}^2 + ICS_{Error}^2 + ICS_{Pand}^2 + ICS_{Credit \& Surety}^2}$$

#### 5.2.4.6 偶発信用リスクの計算に用いられる回収見込額の計算

L2-200. 回収見込額は、リスク軽減措置が存在しなかったものとして計算した巨大災害リスク・チャージと、適格なリスク軽減措置を考慮に入れて計算した巨大災害リスク・チャージの差額として計算される。

L2-201. 回収見込額は、以下の手順に従って信用格付区分に割り当てられる。

- a. 自然災害リスクの合算およびその他の巨大災害シナリオそれぞれについて、格付区分ごとの回収額ならびにグロスおよび正味損失額を計算する。
- b. 全てのグロスおよび正味損失額を、上記の合算アプローチを用いて合算する。合算したグロスと正味損失額の差額が回収見込額総額である。
- c. 格付区分ごとの回収見込額は、回収見込額総額に、当該格付区分における全てのシナリオでの回収額の総合計の、全ての信用格付区分での全てのシナリオでの回収額の総合計に対する割合を乗じたものに一致する。

#### 5.2.4.7 自然災害モデルに対するセーフガード

L2-202. 確率論的自然災害モデルの適切性を評価するため、IAIG は以下のセーフガードに関する情報を提供する。

- セーフガード 1ー適用範囲の記述  
IAIG は、自然災害モデルの計算の対象範囲を記述する。
- セーフガード 2ー検証  
IAIG は、自然災害モデルの枠組みが健全であるか、または改善が必要かどうかを確認するための厳格なプロセスが実施されていることを実証する。
- セーフガード 3ー上級管理職による承認  
IAIG の上級管理職は、自然災害モデルのオーナーシップを有し、モデルは自然災害モデルガバナンスプロセスで規定された検証プロセスに準拠している。
- セーフガード 4ー 統計的品質テスト  
統計的品質テストが自然災害モデルの以下の技術的側面に関する内容を扱っている。
  - 計算方法および前提
  - 重要なリスクの網羅性
  - (外部を含む) データおよびエキスパートジャッジメント
  - リスクの合算および分散効果
  - 技術的準備金の計算に用いられた手法との整合性
  - リスク軽減手法と将来の経営措置の考慮
  - 金融保証と契約上のオプション
- セーフガード 5ー ユーステストとガバナンス  
ユーステストはIAIG のリスクに対する見解を反映し、意思決定に用いられる。
- セーフガード 6ー 文書化基準  
使用方法やその他の関連事項を含む自然災害モデルの文書化が、以下の全ての要件を満たす。
  - モデルの監督上のレビューを容易にする
  - 上級管理職の理解を促進する
  - モデルの弱点を認識する
- セーフガード 7ー 非モデル化巨大災害リスク発生源のリスト  
IAIG は自然災害モデルの限界を認識している。IAIG は ICS によって指定されているがモデル化されていない自然災害リスクのリストを作成し、なぜそれら

のリスクがモデル化されていないかを説明する。

## 5.3 市場リスク

### 5.3.1 市場リスク・チャージの計算

L1-109. 市場リスク・チャージは、レベル2テキストに規定される市場リスク相関行列を使い、以下の6つのサブリスク・チャージを合算して算定される。

- 金利リスク
- 非債務不履行スプレッド・リスク
- 株式リスク
- 不動産リスク
- 為替リスク
- 資産集中リスク

L1-110. 市場リスク・チャージを計算するときには、以下の影響が考慮される。

- 所定のストレスシナリオが資産・負債の価値に与える直接の影響
- 所定のストレスシナリオ後に保険契約者の行動が変化する可能性と関係する間接的影響。

L1-111. 6つのサブリスクそれぞれに関し、リスク・チャージは経営措置の影響ありとなしの両方の場合について計算される。

L2-203. 市場リスク・チャージを合算するのに用いられる相関行列は以下のとおり。

**表 16: 市場リスク相関行列**

	金利	非債務不履行 スプレッド 上昇	非債務不履行 スプレッド 下降	株式	不動産	通貨	資産集中
金利	100%	25%	25%	25%	25%	25%	0%
非債務不履行スプレッド 上昇	25%	100%	100%	75%	50%	25%	0%
非債務不履行スプレッド 下降	25%	100%	100%	0%	0%	25%	0%
株式	25%	75%	0%	100%	50%	25%	0%
不動産	25%	50%	0%	50%	100%	25%	0%
為替	25%	25%	25%	25%	25%	100%	0%
資産集中	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%

### 5.3.2 金利リスク

L1-112. 金利リスク・チャージの計算は、パラグラフ L1-114.に示された各関連通貨について、リスクフリーのイールドカーブ全体に適用される3つのストレスの組み合わせに基づいて行われる。

- 平均回帰シナリオ
- 上昇シナリオ
- 下降シナリオ

L1-113. これらのストレスの特徴は、レベル 2 テキストに規定される。ストレスシナリオはリスクフリーレートの水準の変化に感応する資産・負債にのみ適用される。ストレスを受ける資産と負債の特定はレベル 2 テキストに規定される。また、レベル 2 テキストに規定されるように、市場状況が保険契約者の行動に影響を与えることから、このようなストレスが解約率に与える影響が考慮される。

L1-114. 上に挙げたシナリオの影響は、IAIG が金利感応的資産・負債を保有する全ての通貨について算定される。エクスポージャーが重要でない通貨は、1つのグループにまとめることができる。その後各通貨またはそのグループについて計算されたストレスの影響が組み合わされ、全体的な金利リスク・チャージが算定される。

L1-115. 5つのストレスおよび関連通貨にわたる結果を合算する方法は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-204. 金利の変化に対する感応度の高い全ての資産と負債が金利リスク・チャージの計算において考慮されるが、IAIG により発行され適格資本リソースとみなされる金融商品は除く。

L2-205. 入力変数として金利を使用する動的解約関数により計算した保険負債の現在推計では、ベースとなる想定解約率は金利ストレスのもとでも変化しないが、解約率は金利リスク・チャージを計算するのに使用した金利シナリオに反応する。

L2-206. 金利リスク・チャージは次のように計算される。

$$\max \left( 0, \sum_i MR_i + \text{VaR}_{99.5} \left( \sum_i LT_i \right) \right)$$

ここで、

- $i$  は、IAIG が金利リスクにさらされる全ての通貨に対する指数
- $MR_i$  は、パラグラフ L2-209 に従って計算した、通貨  $i$  に関する平均回帰シナリオの結果
- $LT_i$  は、パラグラフ L2-207 に基づき、通貨  $i$  に関する上昇および下降シナリオの結果を全て網羅する確率変数

L2-207. 通貨  $i$  について、 $LT_i$  は以下のように定義される。

$$\frac{1}{N^{-1}(0.995)} \times (LU_i \max(X_i, 0) - LD_i \min(X_i, 0))$$

ここで、

- $N^{-1}(0.995)$  は標準正規分布の 99.5% 分位点である。
- $LU_i$  と  $LD_i$  はパラグラフ L2-209 に基づいてそれぞれ上昇シナリオおよび下降シナリオについて得られた結果である。
- $X_i$  は標準正規分布に従った確率変数である。

L2-208. さらに、確率変数  $X_i$  について、 $i \neq j$  の場合には、 $\text{corr}(X_i, X_j) = 0.75$

L2-209. 通貨  $i$  について、 $MR_i$ ,  $LU_i$ , および  $LD_i$  は、それぞれパラグラフ L2-210 から L2-215 に示す手法に基づいて得られた平均回帰、上昇および下降のストレイルドカーブを用いて全ての関連資産および負債を再計算する場合の IAIG の純資産価値の変化に相当する。

L2-210. 各通貨について、平均回帰シナリオのストレイルドカーブは、最初のイールドカーブに以下のイールドカーブを LOT まで加えることによって得られる。

$$\Delta L. \text{Level curve} + \Delta S. \text{Slope curve} + \Delta C. \text{Curvature curve}$$

ここでは、

- *Level curve* (水平線) は、全ての満期について 1 に等しい曲線である。
- *Slope curve* (傾斜線) は、どの満期  $\tau$  についても  $r = \frac{1-e^{-\lambda\tau}}{\lambda\tau}$  と等しい曲線である。
- *Curvature curve* (曲率線) は、どの満期  $\tau$  についても  $r = \frac{1-e^{-\lambda\tau}}{\lambda\tau} - e^{-\lambda\tau}$  と等しい曲線である。
- $\lambda$  は、リスクフリーのイールドカーブに関する Nelson-Siegel モデル<sup>21</sup>の指数関数的減退率である。
- $\begin{pmatrix} \Delta L \\ \Delta S \\ \Delta C \end{pmatrix}$  は、 $(I - e^{-K})(\mu - V_0)$  と定義されるベクトルである。
- $I$  は、 $3 \times 3$  の単位行列である。
- $K = \begin{pmatrix} K_1 & 0 & 0 \\ 0 & K_2 & 0 \\ 0 & 0 & K_3 \end{pmatrix}$  と  $\mu = \begin{pmatrix} \mu_1 \\ \mu_2 \\ \mu_3 \end{pmatrix}$  は、以下の式により示されるベクトル  $V_t$  が従う過程のパラメーターである。  

$$dV_t = K(\mu - V_t)dt + \Sigma dW_t$$
- $V_t = \begin{pmatrix} \beta_{1t} \\ \beta_{2t} \\ \beta_{3t} \end{pmatrix}$  ここでは、 $\beta_{1t}$ ,  $\beta_{2t}$ ,  $\beta_{3t}$  は、時間  $t$  におけるリスクフリーのイールドカーブに関する Nelson-Siegel パラメーターである。
- $W_t$  は、三次元ウィーナー過程、 $\Sigma$  は実数かつ非負の要素からなる下三角行列である。

L2-211. 平均回帰シナリオの場合、LTFR は変わらない。

L2-212. 各通貨について、上昇シナリオのストレイルドカーブは、最初のイールドカーブに以下のイールドカーブを LOT まで加えることによって得られる。

$$s. N^{-1}(0.995). [sl_1. \text{Level curve} + sl_2. \text{Slope curve} + sl_3. \text{Curvature curve}]$$

ここで、

- $\begin{pmatrix} sl_1 \\ sl_2 \\ sl_3 \end{pmatrix} = Me_1$
- $M = \sqrt{(\Sigma \Sigma^T) \odot \left( \frac{1-e^{-(K_i+K_j)}}{K_i+K_j} \right)_{ij}}$ 、ただし  $\Sigma$  と  $K_i$  はパラグラフ L2-210 に示す等式のパラメーターを、 $\odot$  はアダマール積の演算子を意味する。

<sup>21</sup> Journal of Econometrics の論文、Diebold, F.X. and Li, C (2006) *Forecasting the Term Structure of Government Bond Yields*, 130, 337-364 を参照

- $e_I$ はマトリクス  $N^T N$ の最大の固有値に付随する固有ベクトルである。
- $$N = \begin{pmatrix} LOT & 0 \\ 0 & a \\ & b \end{pmatrix} M$$
- $a = \sum_{\tau=1}^{LOT} \frac{1-e^{-\lambda\tau}}{\lambda\tau}$  と  $b = \sum_{\tau=1}^{LOT} \left( \frac{1-e^{-\lambda\tau}}{\lambda\tau} - e^{-\lambda\tau} \right)$
- $s = \begin{cases} 1: (sl_1 \cdot Level\ curve_{LOT} + sl_2 \cdot Slope\ curve_{LOT} + sl_3 \cdot Curvature\ curve_{LOT}) \geq 0 \text{ の時、} \\ -1: \text{それ以外の時} \end{cases}$

L2-213. 上昇シナリオの場合、LTFR は以下の最小値と等しい絶対的増加の対象となる。

- パラグラフ L2-61 から L2-64 に従って計算した LTFR の 10%
- パラグラフ L2-64 で特定された LTFR の最大の年間変化量

L2-214. 各通貨について、下降シナリオのストレスイールドカーブは、最初のイールドカーブに以下のイールドカーブを LOT まで加えることによって得られる。

$$-s \cdot N^{-1}(0.995) \cdot [sl_1 \cdot Level\ curve + sl_2 \cdot Slope\ curve + sl_3 \cdot Curvature\ curve]$$

L2-215. 下降シナリオの場合、LTFR は以下の最小値と等しい絶対的減少の対象となる。

- パラグラフ L2-61 から L2-64 に従って計算した LTFR の 10%
- パラグラフ L2-64 で特定された LTFR の最大の年間変化量

### 5.3.3 非債務不履行スプレッド・リスク

L1-116. 非債務不履行スプレッド・リスク (NDSR) は、資産および負債に適用される相対的な両方向のストレスとして算定される。非債務不履行スプレッドリスク・チャージは上昇ストレスと下降ストレスの最大値として計算されるが、下限はゼロとされる。

L1-117. 適用されるストレスの特徴と、ストレスが適用される資産と負債の特定について定める規則は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-216. スプレッドの変化に対する感応度の高い全ての負債が NDSR チャージの計算において考慮されるが、IAIG により発行され適格資本リソースとみなされる金融商品は除く。

L2-217. 評価目的のスプレッド調整の計算に関係する全ての資産 (セクション 3.2.5.3.2.1 の表 2) が NDSR の計算において考慮されるが、ソブリン債は除く。

L2-218. 資産については、NDSR チャージの計算に用いた下降と上昇のスプレッドのストレスはそれぞれ、スプレッドの絶対値の  $-75\%$  と  $+75\%$  の相対的ストレスである。上昇ストレスには上限と下限が適用される。

$$\begin{aligned} spread_{down}(t) &= spread(t) - 75\% * |spread(t)| \\ spread_{up}(t) &= spread(t) + \max\{40bps, \min(150bps, 75\% * |spread(t)|)\} \end{aligned}$$

ここで、 $spread(t)$ は関連するリスクフリー金利に対する現時点のスプレッドであり、bps で表される。

L2-219. ストレスが適用される保険負債の決定には、同じストレスが、関連するベースイールドカーブへのスプレッド調整値を算出するために用いられる入力値 (ただし  $t > 0$ ) に適用される。その後、セクション 3.2.5.3.2 に規定のものと同じ手法がこれらのストレス後の入力値に適用され、ストレス後の最終的なスプレッド調整値が決定される。

### 5.3.4 株式リスク

L1-118. 株式リスク・チャージは、経営措置後に、株式の公正価値の水準とボラティリティに影響を与えるストレスシナリオの発生による純資産価値の変化として計算される。水準のシナリオは、資産セグメントごとに規定される。ボラティリティシナリオは別個に測定される。ストレスシナリオはレベル 2 テキストに規定される。

L1-119. 株式リスク・チャージは、レベル 2 テキストに規定されるように、株式の公正価値の水準またはボラティリティの変化に感応的な価値を持つ全ての資産および負債の直接および間接的エクスポージャーに適用される。

L1-120. 株式リスク・チャージは、レベル 2 テキストに規定されるように、以下の資産セグメントを用いる。

- 以下に区分される先進国市場における株式
  - 上場株式（インフラ株式以外）
  - インフラ株式
- 以下に区分される新興国市場における株式
  - 上場株式（インフラ株式以外）
  - インフラ株式
- ハイブリッド債/優先株式
- その他の株式

L2-220. 以下の定義は、レベル 1 テキストに規定されている株式セグメントに適用される。

L2-221. 先進国市場の上場株式には、FTSE 先進国指数に含まれる株式市場の証券取引所に上場されているものが含まれる：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、および米国。

L2-222. FTSE 先進国指数に含まれない株式市場は、新興国市場とみなされる。

L2-223. インフラ株式は、Annex 3 のセクション 1 および 2 で規定された定義および規準を満たす株式資産から構成される。

L2-224. 劣後債への投資は、株式リスク・チャージ内のハイブリッド債/優先株式セグメントに含まれる。

L2-225. その他の株式のセグメントは、上記各株式セグメントに含まれない全ての投資で構成される。

L2-226. 4 つの水準シナリオ（各資産セグメントにつき 1 つ）とボラティリティシナリオは、以下のように定義される。

- a. 先進国市場の上場株式の市場価格が、中立的に調整された緩和措置（NAD）の適用前で、インフラ株式以外については 35%、インフラ株式については 27% 下落。上場株式およびインフラ株式の価値の減少の影響は、線形相関係数 1 を用いて合算される。
- b. 新興国市場の全上場株式の市場価格が、NAD の適用前で、インフラ株式以外については 48%、インフラ株式については 37% 下落。上場株式およびインフラ株式の価値の減少の影響は、線形相関係数 0.75 を用いて合算される。

- c. ハイブリッド債/優先株式の市場価格が x%下落。ただし x は表 17 に示す資産の ICS 格付カテゴリー (RC) に基づく。

**表 17: ハイブリッド債/優先株式のストレス係数**

ICS格付カテゴリー	x%
1-2	4%
3	6%
4	11%
5	21%
6-7	35%

- d. パラグラフ L2-225 に規定されているその他の株式に分類される全資産の市場価格が、NAD の適用前で 49%下落
- e. 上記の表の全ての資産クラスのインプライドボラティリティが x%絶対的に上昇。ただし x は表 18 に示した数値である。満期が特定されていない場合、上昇は線形に外挿される。

**表 18: 予想変動率の絶対的なストレス係数**

満期(月)	x%
0-1	42%
3	28%
6	23%
12	20%
24	17%
36	16%
48	15%
60	14%
84	14%
120	12%
144	11%
180	10%
240	7%
300	4%
360以上	0%

L2-227. NAD は景気連動抑制的に働く、加算される構成要素である。NAD は-10%から+10%の間であり、先進国市場、新興市場およびその他の株式資産のセグメントに適用される。NAD は以下の公式により計算する。

$$NAD = \left[ a \times \left( \frac{CI_i - AI_i}{AI_i} - b \right) \right]_{-c}^{+c}$$

ここで、

- $CI_i$  = カテゴリー*i* についての現在指標値
- $AI_i$  = カテゴリー*i* について 3 年間の移動平均指標値

- a = 50%
- b = 7%
- c = 10%

L2-228. 上述のストレスの結果は、2段階で合算される。

- ステップ 1: 以下の相関行列により、下限をゼロとする各水準シナリオに関するストレスのインパクトを合算することにより、合計レベルのリスクを計算する。

**表 19: 株式相関行列**

株式セグメント	先進国市場	新興市場	ハイブリッド債・優先株式	その他の株式
先進国市場	100%	75%	100%	75%
新興市場	75%	100%	75%	75%
ハイブリッド債・優先株式	100%	75%	100%	75%
その他の株式	75%	75%	75%	100%

ステップ 2: 合計レベルのリスク（ステップ 1）とボラティリティシナリオのもとでのストレスのインパクトを合計することにより、株式リスク・チャージ総額を算定する。

### 5.3.5 不動産リスク

L1-121. 不動産リスク・チャージは、経営措置後に、不動産価格の水準の変化に基づく、レベル 2 テキストに規定された所定のストレスシナリオ発生による純資産価値の変化として算定される。

L1-122. 不動産リスク・ストレス・シナリオは、不動産価格への直接および間接的両方のエクスポージャーに適用され、レベル 2 テキストに規定されているように、商業用、住宅用、および自社用不動産の区別はない（ルック・スルーに関するセクション 1.3 を参照）。

L2-229. レベル 1 テキストに示されているストレスシナリオは、不動産価格の 25% の下落である。ストレスを受ける資産と負債は以下のとおり。

- 商業用投資不動産
- 住居用投資不動産
- 自社用不動産
- 価値が不動産価格の変動により影響を受けるその他の資産
- 価値が不動産価格の変動により影響を受ける保険負債およびその他の負債

### 5.3.6 為替リスク

L1-123. 為替リスク・チャージは、IAIG の報告通貨と IAIG が資産および負債を有する通貨の 2 つの為替レート・ストレス・シナリオのもとでの損失合算額の大きい方と等しい。所定のストレスは、各関連通貨について定められる正味オープンポジションに適用される。

L1-124. 通貨の正味オープンポジションは、その通貨に対する全ての直接および間接的エクスポージャーを考慮する。該当する場合、その通貨の管轄区域の資本要件に相当する金額

を正味オープン未ポジションから控除することができるが、控除には上限が設けられる。

L1-125. 2つのストレスシナリオは以下のとおり。

- a) シナリオ 1 : IAIG が正味ロングポジションを持つ全ての通貨の価値が報告通貨に対して下落し、IAIG が正味ショートポジションを持つその他全ての通貨には変化がない。
- b) シナリオ 2 : IAIG が正味ショートポジションを持つ全ての通貨の価値が報告通貨に対して上昇し、IAIG が正味ロングポジションを持つその他全ての通貨には変化がない。

L1-126. 各シナリオ内で、通貨ごとの損失がレベル 2 テキストに規定された相関式により合算される。

L1-127. 各通貨ペアに対する所定のストレス、合算の計算式、および正味オープンポジションの算定に適用される規則は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-230. 為替リスク・チャージを算定するため、IAIG は報告通貨以外の全ての通貨について正味オープンポジションを算定する。各通貨の正味オープンポジションは以下を合計して計算する。

- a. 未払利息と未払費用を含め、全資産から全負債を差し引いたものと定義される純現物ポジション
- b. 通貨先物および通貨スワップの元本と利息を含め、先物為替取引の純総額と定義される純先物ポジション
- c. 通貨オプションのデルタ相当額
- d. 行使されることが確実であり、取消不能の見込みが高い保証またはその他の手段
- e. IAIG の裁量により、まだ発生していないがすでに全額ヘッジされている将来の純収入と支出
- f. 外貨建ての収益または損失となるその他全ての項目
- g. 以上から外貨建て取引を支えるのに必要な資本額を控除するが、その通貨建ての純保険負債の 10%を上限とする。

L2-231. パラグラフ L2-230 の g) に規定されている控除はロングポジションのみに適用され、ロングポジションをショートポジションに変えるものではない。この控除は IAIG がその通貨の管轄区域において活動している場合のみ適用される。

L2-232. 資本リソースからすでに全額差し引かれている資産、および連結資本リソースに組み込むことができる負債は、正味オープンポジションには含まれない。

L2-233. 各通貨について報告される純保険負債は、再保険資産を差し引いた現在推計と、現在推計および再保険資産に伴う全ての繰延税金資産と負債を合計したものである。

L2-234. 先物為替ポジションは、報告日現在の直物市場為替レートで評価される。

L2-235. 為替リスク・チャージは、以下の 2 つのシナリオのもとで発生する損失合算額の大きい方と等しい。

- a. シナリオ 1 : IAIG が正味ロングポジションを持つ全ての通貨の価値が下落し、IAIG が正味ショートポジションを持つ全ての通貨には変化がない。報告通貨と比較した各通貨の下落額は、下表 20 の為替ストレスマトリクスに示されている。表 20 に示されていない通貨ペアの下落率は 60%である。
- b. シナリオ 2 : IAIG が正味ショートポジションを持つ全ての通貨が上昇し、IAIG が正味ロングポジションを持つ全ての通貨には変化がない。報告通貨と比較した各通

貨の上昇額は、下表 20 の為替ストレスマトリクスに示されている。表 20 に示されていない通貨ペアの上昇率は 60%である。

**L2-236.** それぞれのシナリオについて、相関公式を使って通貨別の損失が合算される。対になる通貨間において想定される損失の相関は 50%である。

表 20: 為替リスクのストレス係数

参照通貨	対											
	AUD	BRL	CAD	CHF	CLP	CNY または CNH	COP	CZK	DKK	EUR	GBP	HKD
AUD	0%	50%	25%	40%	35%	40%	40%	35%	35%	35%	35%	40%
BRL	50%	0%	50%	65%	50%	55%	55%	60%	60%	60%	55%	55%
CAD	25%	50%	0%	35%	30%	25%	35%	35%	30%	30%	30%	25%
CHF	40%	60%	35%	0%	45%	30%	45%	25%	20%	20%	30%	35%
CLP	35%	50%	30%	45%	0%	30%	40%	40%	40%	40%	35%	30%
CNY または CNH	35%	55%	25%	35%	30%	0%	35%	35%	30%	30%	25%	5%
COP	40%	55%	35%	50%	40%	35%	0%	45%	45%	45%	40%	35%
CZK	35%	55%	35%	30%	40%	35%	45%	0%	15%	15%	30%	35%
DKK	35%	55%	30%	20%	35%	30%	40%	15%	0%	2%	25%	30%
EUR	35%	55%	30%	20%	35%	30%	40%	15%	2%	0%	25%	30%
GBP	35%	55%	30%	30%	35%	25%	40%	30%	25%	25%	0%	25%
HKD	35%	55%	25%	35%	30%	5%	35%	35%	30%	30%	25%	0%
HUF	40%	60%	40%	35%	45%	45%	50%	25%	25%	25%	35%	45%
IDR	45%	60%	40%	50%	45%	35%	45%	50%	45%	45%	45%	35%
ILS	35%	55%	30%	35%	35%	25%	35%	35%	30%	30%	30%	25%
INR	35%	50%	25%	35%	30%	20%	35%	35%	30%	30%	30%	15%
JPY	50%	65%	40%	35%	45%	30%	50%	45%	35%	35%	40%	30%
KRW	30%	50%	25%	40%	30%	25%	35%	35%	35%	35%	30%	25%
MXN	35%	50%	30%	45%	35%	30%	35%	40%	40%	40%	40%	30%
MYR	35%	50%	25%	35%	30%	15%	30%	35%	30%	30%	25%	15%
NOK	35%	55%	30%	30%	40%	35%	40%	25%	20%	20%	30%	35%
NZD	20%	55%	30%	40%	40%	40%	45%	40%	35%	35%	35%	40%
PEN	35%	50%	25%	35%	30%	15%	30%	35%	30%	30%	30%	15%
PHP	35%	50%	25%	35%	30%	15%	35%	35%	30%	30%	30%	15%
PLN	35%	55%	35%	40%	40%	40%	45%	25%	25%	25%	35%	40%
RON	35%	50%	35%	30%	40%	30%	45%	25%	20%	20%	30%	30%
RUB	45%	60%	40%	50%	40%	35%	45%	45%	40%	40%	45%	35%
SAR	40%	55%	25%	35%	30%	5%	35%	35%	30%	30%	25%	2%
SEK	35%	55%	30%	30%	40%	35%	45%	25%	20%	20%	30%	35%
SGD	30%	50%	20%	30%	30%	15%	30%	30%	25%	25%	25%	15%
THB	35%	55%	30%	35%	30%	20%	35%	35%	30%	30%	30%	20%
TRY	70%	75%	70%	75%	70%	70%	75%	70%	70%	70%	70%	70%
TWD	35%	50%	25%	30%	30%	10%	35%	35%	25%	25%	25%	10%
USD	40%	55%	25%	35%	30%	5%	35%	35%	30%	30%	25%	2%
ZAR	45%	60%	45%	55%	50%	55%	55%	50%	50%	50%	50%	55%

参照通貨	対											
	HUF	IDR	ILS	INR	JPY	KRW	MXN	MYR	NOK	NZD	PEN	PHP
AUD	40%	45%	35%	35%	50%	30%	35%	35%	35%	20%	40%	35%
BRL	60%	60%	55%	55%	70%	50%	50%	50%	55%	55%	55%	55%
CAD	40%	40%	30%	25%	40%	25%	30%	25%	30%	30%	25%	25%
CHF	35%	50%	35%	35%	35%	40%	45%	35%	25%	40%	35%	35%
CLP	45%	45%	35%	30%	45%	30%	35%	30%	40%	40%	30%	30%
CNY または CNH	45%	35%	25%	15%	30%	25%	30%	15%	35%	40%	15%	15%
COP	50%	45%	35%	35%	50%	35%	35%	30%	40%	45%	35%	35%
CZK	25%	50%	35%	35%	45%	35%	40%	35%	25%	40%	35%	35%
DKK	25%	45%	30%	30%	35%	30%	40%	30%	20%	35%	30%	30%
EUR	25%	45%	30%	30%	35%	35%	40%	30%	20%	35%	30%	30%
GBP	35%	45%	30%	30%	40%	30%	35%	25%	30%	35%	30%	30%
HKD	45%	35%	25%	15%	30%	25%	30%	15%	35%	40%	15%	15%
HUF	0%	55%	40%	40%	55%	40%	45%	40%	30%	40%	45%	45%
IDR	55%	0%	40%	35%	50%	40%	45%	35%	45%	50%	35%	35%
ILS	40%	40%	0%	25%	40%	30%	30%	25%	35%	40%	25%	25%
INR	40%	35%	25%	0%	35%	25%	30%	20%	35%	35%	20%	20%
JPY	50%	50%	40%	35%	0%	40%	50%	35%	40%	50%	35%	35%
KRW	40%	40%	30%	25%	40%	0%	30%	25%	35%	35%	25%	25%
MXN	45%	45%	35%	30%	50%	30%	0%	25%	40%	40%	30%	30%
MYR	40%	35%	25%	20%	35%	25%	25%	0%	30%	35%	20%	20%
NOK	30%	45%	35%	35%	40%	35%	40%	30%	0%	35%	35%	35%
NZD	40%	50%	40%	35%	50%	35%	40%	35%	35%	0%	40%	40%
PEN	45%	35%	25%	20%	35%	25%	30%	20%	35%	40%	0%	20%
PHP	40%	35%	25%	20%	35%	25%	30%	20%	35%	35%	20%	0%
PLN	25%	50%	40%	40%	55%	35%	40%	40%	30%	40%	40%	40%
RON	30%	45%	30%	30%	40%	35%	40%	30%	30%	40%	35%	35%
RUB	50%	50%	40%	35%	50%	40%	40%	35%	40%	50%	35%	40%
SAR	45%	35%	25%	15%	30%	25%	30%	15%	35%	40%	15%	15%
SEK	25%	45%	35%	35%	45%	35%	40%	30%	20%	35%	35%	35%
SGD	35%	35%	20%	15%	30%	20%	30%	15%	25%	30%	15%	15%
THB	40%	35%	25%	20%	35%	25%	35%	20%	35%	35%	20%	20%
TRY	70%	75%	70%	70%	75%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
TWD	40%	35%	25%	15%	30%	20%	30%	15%	30%	35%	15%	15%
USD	45%	35%	25%	15%	30%	25%	30%	15%	35%	40%	15%	15%
ZAR	50%	60%	50%	50%	65%	45%	50%	45%	45%	50%	50%	50%

	対										
参照通貨	PLN	RON	RUB	SAR	SEK	SGD	THB	TRY	TWD	USD	ZAR
AUD	35%	40%	45%	40%	35%	30%	35%	55%	35%	40%	45%
BRL	55%	50%	60%	55%	55%	50%	55%	70%	55%	55%	65%
CAD	35%	30%	40%	25%	30%	20%	30%	55%	25%	25%	45%
CHF	35%	30%	45%	35%	30%	25%	35%	65%	30%	35%	55%
CLP	40%	40%	40%	30%	40%	30%	35%	60%	30%	30%	50%
CNY または CNH	40%	30%	35%	5%	35%	15%	20%	60%	10%	5%	50%
COP	45%	45%	45%	35%	45%	35%	35%	60%	35%	35%	55%
CZK	25%	25%	45%	35%	25%	30%	35%	60%	35%	35%	50%
DKK	25%	20%	40%	30%	20%	25%	30%	60%	25%	30%	50%
EUR	25%	20%	40%	30%	20%	25%	30%	60%	25%	30%	50%
GBP	35%	30%	40%	25%	30%	25%	30%	60%	25%	25%	50%
HKD	40%	30%	35%	2%	35%	15%	20%	60%	10%	2%	55%
HUF	25%	30%	50%	45%	25%	35%	40%	60%	40%	45%	50%
IDR	50%	45%	50%	35%	45%	35%	35%	70%	35%	35%	60%
ILS	35%	30%	40%	25%	35%	20%	25%	55%	25%	25%	50%
INR	40%	30%	35%	15%	35%	15%	20%	55%	15%	15%	50%
JPY	50%	40%	50%	30%	40%	30%	35%	70%	30%	30%	65%
KRW	35%	35%	40%	25%	35%	20%	25%	55%	20%	25%	45%
MXN	40%	40%	40%	30%	40%	30%	35%	60%	30%	30%	50%
MYR	35%	30%	35%	15%	30%	15%	20%	55%	15%	15%	45%
NOK	30%	30%	40%	35%	20%	25%	35%	60%	30%	35%	45%
NZD	40%	40%	50%	40%	35%	30%	35%	60%	35%	40%	50%
PEN	40%	30%	35%	15%	35%	15%	20%	60%	15%	15%	50%
PHP	40%	30%	40%	15%	35%	15%	20%	55%	15%	15%	50%
PLN	0%	30%	45%	40%	30%	35%	40%	55%	40%	40%	50%
RON	30%	0%	40%	30%	25%	25%	35%	60%	30%	30%	50%
RUB	45%	40%	0%	35%	45%	35%	40%	65%	35%	40%	55%
SAR	40%	30%	35%	0%	35%	15%	20%	60%	10%	2%	55%
SEK	30%	25%	45%	35%	0%	30%	35%	60%	30%	35%	50%
SGD	35%	25%	35%	15%	30%	0%	15%	55%	10%	15%	45%
THB	40%	30%	40%	20%	35%	15%	0%	55%	20%	20%	50%
TRY	70%	70%	75%	70%	70%	65%	70%	0%	70%	70%	75%
TWD	35%	30%	35%	10%	30%	10%	20%	55%	0%	10%	50%
USD	40%	30%	35%	2%	35%	15%	20%	60%	10%	0%	55%
ZAR	50%	50%	55%	55%	50%	45%	50%	60%	50%	55%	0%

### 5.3.7 資産集中リスク

L1-128. 資産集中リスク・チャージとは、市場リスク・チャージと信用リスク・チャージを超える増加リスク・チャージであり、IAIG が保有する資産が完全に分散されていないことを認める場合に認識するものである。特別勘定の資産または投資リスクの全額が保険契約者に転嫁<sup>22</sup>される資産は、資産集中リスク・チャージの計算から除外される。

L1-129. 不動産については、規定の閾値を超える資産には固有の係数が適用される。資産集中リスク・チャージの計算方法はレベル 2 テキストに規定される。

L2-237. 資産集中リスク・チャージの計算方法は以下に規定される。

#### 5.3.7.1 不動産以外の資産

L2-238. 不動産以外の資産について、資産集中リスクは以下のように計算される。

$$f \times \left( \frac{\sum_{E_i > T} (E_i - T)(d \cdot K_i^{eq} + K_i^{cr})}{(d \cdot K^{eq} + K^{cr})} + T \right)$$

- $f = 0.71656$
- $d = 0.95$
- $E_i$ は、関係を有するカウンターパーティー*i*のグループに対する正味エクスポージャー
- $T$ は、 $E_i > T$ である関係を有するカウンターパーティー*i*のグループの数が 10 以上 100 以下になるよう IAIG が定めたエクスポージャー閾値
- $K_i^{eq}$ は、分散化と経営措置前のカウンターパーティー*i*に付随する株式リスク・チャージ
- $K_i^{cr}$ は、分散化と経営措置前のカウンターパーティー*i*に付随する信用リスク・チャージ
- $K^{eq}$ は、分散化と経営措置前の IAIG の合計株式リスク・チャージ
- $K^{cr}$ は、分散化と経営措置前の IAIG の合計信用リスク・チャージ

L2-239. 関係を有するカウンターパーティーグループは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)<sup>23</sup>が定める定義に従って判定される。具体的には、以下の規準のうち少なくとも 1 つを満たせば、2 人以上の個人または 2 つ以上の法人は関係を有するカウンターパーティーグループとみなされる。

- a. 支配関係：カウンターパーティーのうちの 1 つが相手側に対し直接的もしくは間接的に支配力を持っていること
- b. 経済的相互依存：いずれかのカウンターパーティーに経済的問題が生じた場合、相手側もその結果として財務問題に直面する見込みが高いこと

L2-240. 国の政府に対するエクスポージャーは、資産集中リスク・チャージの計算から除外される。国の政府ではなく、県、州、市町村などが発行または保証する公的部門のエクスポージャーは、相当する信用リスク・チャージおよび株式リスク・チャージと合わせて資産集中リスク・チャージの計算に含まれる。

<sup>22</sup> 変額年金商品のような、投資資金の全体の価値に対して存在する場合がある保険契約者への保証は考慮しない。

<sup>23</sup> 「支配関係」または「経済的相互依存」が存在するかどうかという規準の概要も示されている BCBS 刊行物、*Supervisory framework for measuring and controlling large exposures* (大きいエクスポージャーを測定し制御する監督枠組) (2014 年 4 月) を参照

L2-241. カウンターパーティーに対する合計エクスポージャーの算定には、バランスシート上およびバランスシート外のポジション両方が含まれ、以下が考慮される。

- a. 再保険カウンターパーティーに対するエクスポージャーは、ストレス前ベース<sup>24</sup>で含まれる。
- b. OTC（店頭）デリバティブのエクスポージャーの算定は、該当する場合には信用リスク相当に基づいて計算され、中央清算機関に対するエクスポージャーは除外される。
- c. 投資ファンドと仕組商品については、エクスポージャーはルック・スルー方式に基づく。
- d. 系列外（外部）の保証、コミットメント、銀行預金、受取勘定、その他カウンターパーティーのデフォルトによる財務損失の可能性にさらされる全ての項目が含まれる。
- e. 別途明記されていない限り、総額エクスポージャーはセクション 3 に規定されている MAV（市場価値調整ベース評価）に基づいて計算される。

L2-242. カウンターパーティーに対する正味エクスポージャーの算定には、以下が考慮される。

- a. 特別勘定内の資産および投資リスクが完全に保険契約者にかかる生命保険契約のエクスポージャーは除外される。しかし保険契約者に対する何らかの保証を裏付ける資産は含まれる。
- b. 資産エクスポージャーは、法的に強制力を持つ相殺の権利が適用される限りにおいて、負債エクスポージャーと相殺することができる。
- c. 担保または無条件で取消不能の保証によりカバーされるエクスポージャーについては、担保または保証によりカバーされるエクスポージャー部分にセクション 5.4.2.1.1 および 5.4.2.2.3 に規定されている代替法を適用することができる。その場合、主要カウンターパーティーに対するエクスポージャーは担保または保証人に対するエクスポージャーに置き換えられる。このアプローチは、明確な保証が存在する場合（国の政府による保証等）には銀行預金に対しても用いられる。国の政府のエクスポージャーが企業エクスポージャーにより代替される場合、パラグラフ L2-240 の規定に従い、相当する金額が資産集中リスク・チャージの計算から除外される。
- d. 担保付損保再保険エクスポージャーについては、セクション 5.4.2.1.2 に規定されているヘアカットの手法が代替法に代わって適用される。再保険会社に対するエクスポージャーは、信用リスクに関するセクション 5.4 で計算される調整済みのネットエクスポージャーである。受け取った担保はカウンターパーティーエクスポージャーから除外される。ただし、スタンドアローンベースで計算される担保についての資産集中リスクは、担保に適用されるヘアカットの構成要素の 1 つとなる。

### 5.3.7.2 不動産

L2-243. 不動産の資産集中リスク・チャージを計算するためには、単独物件または半径 250 メートル以内の物件グループに基づいて不動産エクスポージャーが算定され、直接および間接的所有によるエクスポージャー（不動産ファンド等）が含まれる。

L2-244. 上記の定義による不動産エクスポージャーに関する資産集中リスクは、保険業務に関連する IAIG の正味投資資産総額の 3% を超える正味不動産エクスポージャーの 25% として計算される。正味不動産エクスポージャーはパラグラフ L2-241 および L2-242 に従って計算される。

---

<sup>24</sup> 巨大災害シナリオに伴う偶発的リスクはエクスポージャーに含まれない。

## 5.4 信用リスク

### 5.4.1 信用リスク・チャージの計算

L1-130. 信用リスク・チャージは所定のストレス係数を、特定された正味エクスポージャー額に適用することによって算定される。信用リスク・チャージの計算では経営措置が考慮される。

L1-131. 所定のストレス係数は、エクスポージャー・クラス、格付のカテゴリー、および満期によって異なる。カテゴリー間のエクスポージャーの分類とこれに付随するストレス係数は、レベル 2 テキストに規定される。

#### 5.4.1.1 エクスポージャー・クラス

L2-245. 信用リスク・チャージは、債務者の規定エクスポージャー・クラスの全ての優先債務に適用される。優先株式とハイブリッド債は、劣後債を含め、信用リスク・チャージの計算から除外され、代わりに 5.3.4 に規定されているハイブリッド債/優先株式の株式リスク・チャージが適用される。

L2-246. 国の政府、国際開発銀行、および国際機関に対する信用エクスポージャーには信用リスク・チャージは適用されない。国の政府がその債務を発行または保証していない地方政府や市町村政府、その他の政府機関などは、公共法人に分類される。政府または自治体当局が所有しているが保証していない営利事業に対するエクスポージャーは、企業カテゴリーに分類される。

L2-247. 企業カテゴリーは銀行および証券ディーラーに対するエクスポージャーを含むが、再保険者に対するエクスポージャーは除外される。格付のある商業用不動産ローンは、企業エクスポージャーのクラスに分類される。

L2-248. インフラのカテゴリーには、インフラ・プロジェクトならびに、Annex 1 のセクション 1 および 3 で規定された定義および規準を満たす企業に対する債務エクスポージャーが含まれる（ただし、エクスポージャーが上記の定義および規準を適用される前にパラグラフ L2-247 で規定された企業カテゴリーに属している場合に限る）。

L2-249. 証券化カテゴリーは、全ての不動産ローン証券およびその他の資産担保証券の保有を含む。また、基礎となるエクスポージャープールからのキャッシュフローが、債券保有者に対する SPV による支払に使用されるその他全ての資産も含まれる。証券化エクスポージャーの基礎となるエクスポージャープールに含まれるいずれかの資産がそれ自体証券化されている場合、エクスポージャーは再証券化カテゴリーに分類される。

L2-250. 規制対象銀行の短期債務カテゴリーは、要求払預金および当初の満期が 3 か月未満で、バーゼルフレームワークのソルベンシー要件に基づいて銀行宛てに振り出される全ての債務を含む。その他全ての銀行エクスポージャーは、企業カテゴリーに含まれる。

L2-251. ユニットリンク商品のための資産、または特別勘定に保有される資産で、資産に対する信用リスクが全て保険契約者に帰属するものは、信用リスク・チャージから除外される。ただし IAIG は、これらの資産の信用リスクによる損失から生じる関連負債の増加（将来の手数料収入の減少によるものなど）に関する信用リスク・チャージを本セクションに従って計算する。

L2-252. 資本リソースに含めることができる払込未済の金融商品には、偶発的資金提供者の直接的信用エクスポージャーと同じ信用リスク・チャージが適用される。

L2-253. バランスシート外のエクスポージャーの信用リスク・チャージはセクション 5.4.1.4 に示すように計算した信用リスク相当額に基づく。

#### 5.4.1.2 満期別のエクスポージャー配分

L2-254. 信用リスク・チャージを計算する場合、実質的満期は各信用エクスポージャーについて以下のように計算される。

$$\text{Effective Maturity} = \frac{\sum_t t * CF_t}{\sum_t CF_t}$$

ここでは  $CF_t$  は期間  $t$  において債務者が契約に基づいて支払うキャッシュフロー（元本、利息、および手数料）を表す。

L2-255. 契約に基づく支払の実質的満期を上述のように計算することができない場合、債務者がローン契約の規定に基づく契約上の義務（元本、利息、および手数料）を完全に履行するために認められる最大残余期間（年単位）などの保守的手法が用いられる。

L2-256. マスター・ネットリング契約が適用される OTC デリバティブについては、満期はネットリング対象となる取引の満期の加重平均として計算され、ウェイトは取引の想定元本に比例する。

L2-257. 実質的満期を計算する前に、グループに対する全てのエクスポージャーは合算され、格付カテゴリーごとに分割される。

L2-258. 適格保証または担保が存在することでエクスポージャーが他の格付カテゴリーに再配分される場合、実質的満期は保証または担保の条件ではなく、基礎となるエクスポージャーの条件に基づいて計算される。

#### 5.4.1.3 再保険エクスポージャー

L2-259. 再保険エクスポージャーは、バランスシート上の全てのプラスの再保険資産と再保険債権を含む。マイナスのエクスポージャーは含まれない。

L2-260. 再保険エクスポージャーは、政府機関、または保険市場が共同で担保する義務的保険プールへの出再をネットして考慮される。このような義務的プールへの出再には別の計算が適用される。

L2-261. 再保険エクスポージャーは、再保険の存在により ICS リスク・チャージにおいて認識される全ての信用を含む。

L2-262. 巨大災害シナリオおよび生命保険ストレスの場合、シナリオおよびストレスの（経営措置前の）影響は、再保険込みの総額および除きのネットで計算される。総額とネットの差は、保障を提供する再保険会社のプロフィールに基づいて信用リスクカテゴリーに割り当てられる。この計算は巨大災害リスク・チャージおよび生命保険リスク・チャージのレベルで（すなわちこれらのリスク・チャージの要素が分散された後で）行われる。

L2-263. 修正共同保険式再保険および資産留保取決めは、バランスシート上に再保険資産がない、または再保険資産が支払勘定により完全に相殺されている場合であってもリスク・チャージが適用される。

L2-264. 資産留保および類似の取決めについては、かかる取決めが以下の規準を全て満たす限り、IAIG は再保険者に対する支払勘定およびその他の負債を担保と同じ方法で扱うことができる。

- a. IAIG が資産を受け取ることになっている再保険者との間で、単一の法的義務となる書面による二者間ネットティング契約または合意を交わしていること。かかる契約の結果として、再保険者がデフォルト、破産、清算、または類似の状況により義務を履行しなかった場合に、IAIG は負債と受け取るべき金額の正味合計額に基づく1つの支払義務または1つの支払請求権のみを持つこととなる。
- b. 何らかの法的問題が起きた場合、関連の裁判所または行政当局が、ネットティング契約のもとで支払義務を負う金額が、関連する全ての管轄区域の法律に基づいて正味金額であるとみなすことを示す、書面による合理的な法的意見書を IAIG が有していること。法的意見書においてこの結論に達する際に、全ネットティング契約の条件に基づくその有効性と法的強制力が検証されていなければならない。
  - i. 関連する全ての管轄区域の法律とは、
    - 再保険会社が法人登録をしている管轄区域の法律、また再保険会社の外国支社が関与している場合、支社が所在する管轄区域の法律
    - 個々の保険取引に適用される法律
    - ネットティングの取決めを執行するのに必要な全ての契約または合意に適用される法律
  - ii. 法的意見書とは、IAIG の自国の管轄区域における法曹界、または関連するあらゆる問題を合理的な方法で扱う法律趣意書により認められたものである。
- c. IAIG が必要に応じて法的意見書を更新する手順を定め、関連法規に変更があった場合にネットティングの取決めの法的強制力が継続されるようにしていること

#### 5.4.1.4 バランスシート外のエクスポージャー

##### 5.4.1.4.1 OTC デリバティブの信用リスク相当額

L2-265. OTC デリバティブの信用リスク相当額は、バーゼルフレームワーク <sup>25</sup>Annex 4 セクション VII に示されたカレントエクスポージャー方式を使って計算される。この方式のもとで、IAIG は以下を合計することにより現在の置換えコストを計算する。

- a. プラスの価値を持つ全ての契約の置換えコスト総額（時価評価による）
- b. 帳簿上の想定元本額に基づいて計算した将来の潜在的信用エクスポージャーの額を表 21 の残余期間別に配分したもの

---

<sup>25</sup> <http://www.bis.org/publ/bcbs128.pdf> においてアクセス可能

表 21: 将来の潜在的な信用エクスポージャーの計算

残存期間	金利関連取引	外国為替関連取引および金関連取引	株式関連取引	貴金属関連取引（金関連取引を除く）	その他商品取引
1年以内	0.0%	1.0%	6.0%	7.0%	10.0%
1年超 5年以内	0.5%	5.0%	8.0%	7.0%	12.0%
5年超	1.5%	7.5%	10.0%	8.0%	15.0%

L2-266. クレジットデリバティブにはカレントエクスポージャー方式は適用されない。受け取るクレジットプロテクションは保証とクレジットデリバティブに関する規定に従って扱われる（セクション 5.4.2.2 を参照）が、売却されるクレジットプロテクションはバランスシート外の信用供与直接代替手段として扱われ、信用リスク換算係数 100%が適用される（セクション 5.4.1.4.2 を参照）。

L2-267. 複数の元本交換がある契約については、係数に契約における残余支払回数が乗じられる。

L2-268. 規定の支払日後のエクスポージャー残高を清算するよう構築されている契約で、条件がリセットされて契約の市場価格がその規定日にゼロとなるものについては、残余期間は次のリセット日までの時間とみなされる。残余期間が 1 年超で上記の規準を満たす金利関連取引の場合、アド・オン係数に 0.5%の下限が適用される。

L2-269. 表 21 のどのカテゴリーにも含まれない契約は、その他商品として扱われる。

L2-270. 同一通貨建ての変動金利間の金利スワップについては、潜在的信用エクスポージャーは計算されない。これらの契約に対する信用エクスポージャーは、その時価のみに基づいて評価される。

L2-271. アド・オンは表面上の名目元本額ではなく実質元本額に基づく。表面上の名目元本額が取引の構造によりレバレッジまたは増強される場合、IAIG は実際の、または実質的元本額を使って将来の潜在的エクスポージャーを算定する。

L2-272. 潜在的信用エクスポージャーは、置換えのコストがマイナスかプラスかにかかわらず、全ての OTC 契約について計算される（同一通貨建ての変動金利間の金利スワップを除く）。

L2-273. IAIG は、以下の条件が満たされることを条件として、更改<sup>26</sup>またはその他何らかの法的に有効なネッティング手法が適用される契約をネッティングすることができる。

- a. IAIG が単一の法的義務を生じる書面による二者間ネッティング契約または合意を各カウンターパーティーとの間で締結し、ネッティングの対象となる全ての二者間取引がカバーされていること。かかる取決めの結果、カウンターパーティーがデフォルト、破産、清算、または類似の状況により義務を履行しなかった場合に、IAIG

<sup>26</sup> 更改とは、契約のカウンターパーティーに対して特定の通貨を特定の日に引き渡す相互の義務が、自動的に同じ通貨および受渡日のその他全ての義務と自動的に融合され、それまでの合計債務が単一金額により法的に代替される、書面による二者間契約を意味する。

はその当事者との間の全ての取引の、プラスとマイナスを合わせた時価評価による正味総額に基づく 1 つの支払義務、または 1 つの支払請求権のみを持つこととなる。

- b. 何らかの法的問題が起きた場合、関連の裁判所または行政当局が、ネットティング契約のもとで支払義務を負う金額が、関連する全ての管轄区域の法律に基づいて正味金額であるとみなすことを示す、書面による合理的な法的意見書を IAIG が有していること。法的意見書においてこの結論に達する際に、全ネットティング契約の条件に基づくその有効性と法的強制力が検証されていなければならない。
- i. 全ての管轄区域の法律とは、
- 再保険会社が法人登録をしている管轄区域の法律、また再保険会社の外国支社が関与している場合、支社が所在する管轄区域の法律
  - 個々の保険取引に適用される法律
  - ネットティングの取決めを執行するのに必要な全ての契約または合意に適用される法律
- ii. 法的意見書とは、IAIG の自国の管轄区域における法曹界、または関連するあらゆる問題を合理的方法で扱う法律趣意書により認められたものである。
- c. 取引が資本目的でネットティングの対象であることを認識する前に、取引が上記の規準を満たす法的意見にカバーされていることを確認するための内部手順を IAIG が定めていること
- d. IAIG が必要に応じて法的意見書を更新する手順を定め、関連法規に変更があった場合にネットティングの取決めの法的強制力が継続されるようにしていること
- e. IAIG が全ての必要文書を保存していること

L2-274. ウォークアウェイ条項<sup>27</sup>を含む契約は、信用リスク・チャージ計算目的でネットティング適格とは認められない。

L2-275. 二者間でネットティングされている先渡契約、スワップ、買建オプション、および類似のデリバティブ取引に対する信用エクスポージャーは、正味時価評価による置換えコスト（プラスである場合）と、個々の基本契約の想定元本額に基づいたアド・オンを合計して計算される。ただし、法的強制力を持つネットティング合意が適用され、その想定元本額がキャッシュフローに相当する契約における、将来の潜在的信用エクスポージャーを計算する目的では、想定元本額は各通貨建てによるそれぞれの受渡日に満期となる正味受取金額と定義される。

L2-276. 総アド・オンの計算は、全ての通貨建ての法的キャッシュフロー債務に基づく。これは各受渡日に同じ通貨建ての全ての受取および支払額をネットティングすることにより算定される。ネットティングされたキャッシュフロー債務は、各受渡日におけるフォワードレートにより報告通貨に換算される。換算された後、受渡日に受け取る額を全て合計し、これに適切なアド・オン係数を乗じて総アド・オンを計算する。

L2-277. ネットティングされる取引の将来の信用エクスポージャーは以下の合計である。

- a. パラグラフ L2-276 に従って計算したアド・オンの 40%
- b. プラスの置換えコストに対するネットの現在置換えコストの比率（NGR）をかけたアド・オンの 60%。ここでは

$$NGR = \frac{\text{ネットの置換えコスト}}{\text{法的強制力を持つネットティングの取決めが適用される取引のプラスの置換えコスト}}$$

<sup>27</sup> ウォークアウェイ条項とは、非債務不履行側の当事者が債務不履行者に対し限定的支払のみを行う、または全く支払を行わないことを認める契約内の規定である。

#### 5.4.1.4.2 その他のバランスシート外エクスポージャーの信用リスク相当額

L2-278. OTC デリバティブから生じるものではないバランスシート外エクスポージャーは、項目の名目額に適用される信用リスク換算係数 (CCF) を使って信用リスク相当額に換算される。

- a. 当初の満期が 1 年以下または当初の満期が 1 年を超えるコミットメントは、それぞれ 20% または 50% の CCF を与えられる。ただし IAIG が随時事前の通告なしに無条件に取り消すことができるコミットメント、または債務者の信用度の低下による自動取消を定める有効な規定があるコミットメントは 0% の CCF を与えられる。
- b. 信用供与を直接代替できる手段は 100% の CCF を与えられる。IAIG が債券を保証した、またはそのためにクレジットデリバティブを売った、もしくはその他の形でその信用リスクを引き受けた場合、リスク・チャージは IAIG が直接その証券を保有していた場合と同じである。
- c. 買戻し条件付販売契約と償還請求権付資産売却は、信用リスクが IAIG に残っている場合には CCF 100% となる。
- d. 先渡資産購入、先渡預金、および分割払込株式や債券で、一定の資金引出を伴うコミットメントを表すものは CCF 100% となる。
- e. 取引関連の偶発的項目は 50% の CCF を与えられる。
- f. ノート・イッシュアンス・ファシリティ (NIF) およびリボルビング引受ファシリティ (RUF) は 50% の CCF を与えられる。
- g. IAIG が発行する、または財物の動きから生じたものであることを確認する短期の自己清算的貿易信用状は、20% の CCF を与えられる。
- h. バランスシート外の項目にコミットメントを与えるという保証がある場合、IAIG は該当する 2 つの CCF のうちの低い方を適用する。
- i. バランスシート外の証券化エクスポージャーは 100% の CCF を与えられる。

#### 5.4.1.5 証券金融取引

L2-279. 証券金融取引の格付カテゴリーは、取引のカウンターパーティーのもの、または貸し付けた証券のものいずれか低い方となる。証券金融取引のもとで受け取った担保は、通常の融資取引のもとで受け取った担保と同じ規準に従って認識される (セクション 5.4.2.1 を参照)。

#### 5.4.1.6 信用リスクのストレス係数

L2-280. 以下の表は、ICS RC および満期ごとのエクスポージャー・クラスに関する ICS 信用リスクのストレス係数を示したものである。

表 22: 公共法人の信用リスクのストレス係数

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
1 or 2	0.1%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%
3	0.4%	1.0%	1.3%	1.5%	1.8%	2.0%	2.2%	2.4%	2.5%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%	3.0%	3.1%
4	1.0%	2.2%	2.6%	3.0%	3.3%	3.6%	3.9%	4.1%	4.2%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%
5	2.5%	5.1%	6.0%	6.6%	7.0%	7.3%	7.5%	7.6%	7.6%	7.7%	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	7.9%
6	6.3%	10.8%	11.8%	12.3%	12.5%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%
7	22.0%	24.7%	25.2%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
無格付	2.5%	5.1%	6.0%	6.6%	7.0%	7.3%	7.5%	7.6%	7.6%	7.7%	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	7.9%
不履行	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%

表 23: 社債および再保険の信用リスクのストレス係数

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
1 or 2	0.2%	0.7%	0.9%	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%	2.5%
3	0.6%	1.3%	1.6%	1.8%	2.1%	2.3%	2.6%	2.8%	3.0%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%
4	1.4%	3.0%	3.6%	4.1%	4.5%	4.9%	5.1%	5.3%	5.4%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%	6.0%
5	3.6%	7.1%	8.3%	9.0%	9.4%	9.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
6	8.9%	14.4%	15.3%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%
7	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%
無格付	6.3%	10.7%	11.8%	12.3%	12.5%	12.6%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%
不履行	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%

表 24: 証券化商品の信用リスクのストレス係数

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
1 or 2	0.2%	0.7%	0.9%	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%	2.5%
3	0.6%	1.3%	1.6%	1.8%	2.1%	2.3%	2.6%	2.8%	3.0%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%
4	1.4%	3.0%	3.6%	4.1%	4.5%	4.9%	5.1%	5.3%	5.4%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%	6.0%
5	10.8%	21.3%	24.9%	27.0%	28.2%	29.1%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%
6	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
無格付	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
不履行	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表 25: 再証券化商品の信用リスクのストレス係数

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
1 or 2	0.4%	1.4%	1.8%	2.4%	2.8%	3.2%	3.4%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%	4.6%	4.8%	4.8%	5.0%
3	1.2%	2.6%	3.2%	3.6%	4.2%	4.6%	5.2%	5.6%	6.0%	6.4%	6.6%	6.8%	7.0%	7.2%	7.4%
4	2.8%	6.0%	7.2%	8.2%	9.0%	9.8%	10.2%	10.6%	10.8%	11.2%	11.4%	11.6%	11.8%	12.0%	12.0%
5	21.6%	42.6%	49.8%	54.0%	56.4%	58.2%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%	58.8%
6	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
無格付	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
不履行	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

表 26: インフラ債およびインフラ株式の信用リスクのストレス係数

ICS RC	満期:														
	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14+
1 or 2	0.2%	0.7%	0.9%	1.2%	1.4%	1.6%	1.7%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%	2.5%
3	0.6%	1.3%	1.6%	1.8%	2.1%	2.3%	2.6%	2.8%	3.0%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%
4	1.4%	3.0%	3.6%	4.1%	4.5%	4.9%	5.1%	5.3%	5.4%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%	6.0%
5	3.6%	7.1%	8.3%	9.0%	9.4%	9.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
6	8.9%	14.4%	15.3%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%	15.6%
7	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%
無格付	4.7%	8.0%	8.9%	9.2%	9.4%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
不履行	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%	35%

L2-281. 保険契約者貸付の信用リスクのストレス係数は 0%である。パラグラフ L2-250 に定義した規制銀行の短期債務のストレス係数は 0.4%である。エージェントおよびブローカーからの受取勘定のストレス係数は 6.3%である。その他全ての資産はストレス係数 8%が適用される。未収保険料と関係する契約の保険負債が記録され、かつ保険契約者のデフォルトにより契約が失効した際に保険負債が解消されることに合わせて未収保険料が記録されていない場合、IAIG は未収保険料をエクスポージャーから除外することができる。

#### 5.4.1.7 不動産ローン

##### 5.4.1.7.1 返済が財産収益に依存する商業用および農業用不動産ローン

L2-282. 入手可能なデータにより、リスク・チャージは以下の 3 つの手法のいずれかを使って計算されるが、上から順に優先順位が高い。

- a. 手法 1: 融資比率 (LTV) とデット・サービス・カバレッジ・レシオ (DSCR) によって決まる ICS 商業用不動産ローン (CM) カテゴリーに基づくリスク・チャージ
- b. 手法 2: LTV のみによって決まる ICS CM カテゴリーに基づくリスク・チャージ

c. 手法 3：信用状態差別化要素を使わない方法

L2-283. 農業用および商業用の手法 1 について、LTV および DSCR に対する ICS CM カテゴリー1~5 のマッピングが表 27 に示されている。カテゴリーCM6 と CM7 はそれぞれ延滞融資と担保権行使融資に関するものである。

**表 27: ICS の CM (商業用不動産ローン)カテゴリーのマッピング、手法 1**

		LTV					
CM		<60%	60% to 69.9%	70% to 79.9%	80% to 89.9%	90% to 99.9%	>= 100%
DSCR	< 0.6	CM3	CM3	CM3	CM4	CM4	CM5
	0.6 to 0.79	CM3	CM3	CM3	CM4	CM4	CM5
	0.8 to 0.99	CM3	CM3	CM3	CM4	CM4	CM5
	1 to 1.19	CM2	CM2	CM3	CM3	CM4	CM4
	1.2 to 1.39	CM2	CM2	CM3	CM3	CM3	CM3
	1.4 to 1.59	CM1	CM2	CM2	CM2	CM3	CM3
	1.6 to 1.79	CM1	CM1	CM1	CM2	CM3	CM3
	1.8 to 1.99	CM1	CM1	CM1	CM2	CM2	CM2
	>= 2	CM1	CM1	CM1	CM2	CM2	CM2

L2-284. 農業用および商業用の手法 1 について、以下のストレス係数が用いられる。

**表 28: 農業用および商業用不動産ローンのストレス係数、手法 1**

ICS CM カテゴリー	ストレス係数
CM1	4.8%
CM2	6.0%
CM3	7.8%
CM4	15.8%
CM5	23.5%
CM6	35%
CM7	35%

L2-285. LTV データのみ利用可能である場合の農業用および商業用手法 2 について、LTV に対する ICS CM カテゴリー1~4 のマッピングとこれに伴うストレス係数が表 29 に示されている。手法 1 と同様、カテゴリーCM6 と CM7 はそれぞれ延滞融資と担保権行使融資に関するものである。

表 29: 農業用および商業用不動産ローンのストレス係数、手法2

ICS CM カテゴリー	ストレス係数	LTV 最小値	LTV 最大値
CM1	4.8%	0%	59%
CM2	6.0%	60%	79%
CM3	7.8%	80%	99%
CM4	15.8%	100%	非該当
CM5	非該当		
CM6	35%		
CM7	35%		

L2-286. LTV データも DSCR データもない農業用および商業用手法 3 の場合、一律にストレス係数 8%が適用される。

#### 5.4.1.7.2 返済が財産収益に依存しない商業用および農業用不動産ローン

L2-287. 不動産ローンの LTV 比率が 60%を上回る場合、リスク係数は債務者の通常の信用エクスポージャーのものである。不動産ローンの LTV 比率が 60%以下の場合、リスク係数は 3.6%または債務者の通常の信用エクスポージャーのいずれか低い方である。

#### 5.4.1.7.3 住宅ローン

L2-288. 返済が原資産から生じる収益に依存する稼働<sup>28</sup>住宅ローンの場合、適用される係数は以下の表に示した住宅ローンの LTV 比率に基づく。

表 30: 返済が原資産から生じる収益に依存する住宅抵当証券の係数

LTV	ストレス係数
LTV ≤ 60%	4.2%
60% < LTV ≤ 80%	5.4%
LTV > 80%	7.2%

L2-289. 返済が原資産から生じる収益に依存しない稼働住宅ローンの場合、適用される係数は以下の表に示した住宅ローンの LTV 比率に基づく。

<sup>28</sup> 稼働と不稼働の区別は、延滞状況（90 日の延滞）および返済の見込みがないことに基づいてローンや債券を分類する規準を定めたバーゼル委員会の定義と一致している。これによると、不稼働のエクスポージャーは以下を含む：(1) バーゼルフレームワークの定義に基づく全てのデフォルトエクスポージャー、または(2) 全ての減損エクスポージャー（信用度の低下により評価額が下方調整されたエクスポージャー）、または(3) 期限を 90 日以上超過した、もしくは超過日数にかかわらず担保の現金化なしに元本と利息を全額返済できる見込みがないという証拠がある重要なエクスポージャー

**表 31: 返済が原資産から生じる収益に依存しない住宅抵当証券の係数**

LTV	ストレス係数
LTV ≤ 40%	1.5%
40% < LTV ≤ 60%	1.8%
60% < LTV ≤ 80%	2.1%
80% < LTV ≤ 90%	2.7%
90% < LTV ≤ 100%	3.3%
LTV > 100%	4.5%

L2-290. 非稼働不動産ローンに適用される係数は 35%である。

#### 5.4.2 担保、保証、およびクレジットデリバティブの認識

L1-132. 正味エクスポージャー価値を算定するときには、担保と保証が考慮される場合がある。レベル 2 テキストには、担保、保証、およびクレジットデリバティブの認識規準が規定される。

##### 5.4.2.1 担保の認識

L2-291. 有担保取引とは以下のものをいう。

- a. IAIG が信用エクスポージャーまたは潜在的信用エクスポージャーを持っていること、かつ
- b. 信用エクスポージャーまたは潜在的信用エクスポージャーが、カウンターパーティーまたはカウンターパーティーに代わる第三者から提供された担保により全額または部分的にヘッジされていること

L2-292. 認識することができるのは以下の担保カテゴリーのみである。

- a. ソブリンが発行した、または ICS RC 4 以上の債券
- b. 金
- c. 投資信託、ただし以下の場合のもの
  - 毎日公開で値付けされている。
  - 投資信託の投資先が上述の適格担保に限定されている。
- d. 信用状
- e. 現金

L2-293. 信用リスク・チャージの計算では、以下の要件が全て満たされていれば担保が考慮される。

- a. 担保の効果が二重にカウントされないこと。特にすでに担保を反映した発行別格付が使用されている請求について、その担保は認識されない。格付の使用に関する全ての規準が担保にも適用される。
- b. 有担保取引に用いられた全ての文書が全当事者に対して拘束力を持ち、関連する全ての管轄区域において法的強制力を持つこと。IAIG がこのことを確認するため十分な法的レビューを実施し、この結論に到達できるだけの正当な法的根拠を持っていること、また強制力の継続を確保するため必要に応じてさらなるレビューを行っていること
- c. 担保が設定または移転された法的仕組みのもとで、カウンターパーティー（および該当する場合には担保を保有する財産管理人）のデフォルト、支払不能、破産（ま

たは取引の契約文書に定められたその他の信用事由) などの場合に、IAIG が適時担保を現金化する、または法的に所有する権利を確保されていること。さらに、IAIG が法的強制力を持つ担保権を取得し維持するため、登録機関への登録、あるいは権原移転担保に関連した相殺を行う権利の行使等、担保権に適用される法律に基づく要件の履行に必要な措置を全て取っていること

- d. カウンターパーティーの信用の質と担保の価額が重大な正の相関を持たないこと。例えば、カウンターパーティー（または関係するグループ会社）が発行する債券は認められない。
- e. IAIG が担保の適時現金化のための明確かつ堅固な手順を定め、カウンターパーティーのデフォルトを宣言し担保を現金化するのに必要な法的要件が順守され、担保の速やかな現金化が可能になっていること
- f. 担保が財産管理人により保有されている場合、IAIG が財産管理人に自身の資産から担保を分離させるための合理的対策をとること
- g. 少なくともエクスポージャーの期間中は担保が設定されていること

L2-294. 担保がエクスポージャーのものとは異なる通貨建てになっている場合、保護されるとみなされるエクスポージャーの金額は、現在の為替レートで換算された担保額の 80% である。

#### 5.4.2.1.1 担保認識の規定アプローチ: 置換方式

L2-295. 時価評価された適格金融担保により担保されているエクスポージャーの部分は、担保手段に適用される格付カテゴリーに再配分され、残りのエクスポージャーはカウンターパーティーに該当する格付カテゴリーに割り当てられる。

#### 5.4.2.1.2 有担保損害保険エクスポージャーのための代替アプローチ: ヘアカット方式

L2-296. ヘアカット方式では、担保がパラグラフ L2-293 の a. から f. までの要件を満たし、少なくとも 1 年間設定されていれば認識される。

L2-297. ヘアカット方式では、出再保険会社が保有する担保を考慮し、エクスポージャー額を減らす。調整された再保険エクスポージャーは以下のように定義される。

$$\text{調整後再保険エクスポージャー} = \text{再保険資産および受取勘定} + \text{所要資本} - \text{担保}$$

ここでは、所要資本は、再保険ビジネスおよび/またはこれを支える担保の損保リスク、巨大災害リスク、市場リスク、および信用リスクのリスク・チャージをセクション 5.6 に定める相関係数を用いて合算したものである。

L2-298. 損保リスクと巨大災害リスクのリスク・チャージは、再保険の取決めに適用される ICS リスク・チャージの削減額と等しい。この額に、25%の相関係数を用いて市場リスク・チャージと信用リスク・チャージを合算する。

L2-299. 信用リスク・チャージと市場リスク・チャージは次のように規定される。

- a. 信用リスク・チャージは、担保として保有される全ての資産について計算される。
- b. 資産集中リスク・チャージは、担保として保有される全ての資産に関する粒度を調整のうえ、独立して（すなわち出再保険会社自身の資産ポートフォリオと分けて）計算される。
- c. 為替リスク・チャージは、担保として保有される資産と合わせて、再保険負債について独立して計算される。この計算の目的では、再保険負債の通貨が基本通貨となり、パラグラフ L2-230 の g) に規定されている控除は適用されない。

- d. 金利リスク・チャージと非債務不履行スプレッドリスク・チャージは、再保険負債について担保として保有される資産と合わせて独立して計算される。
- e. 株式リスク・チャージと不動産リスク・チャージは、担保として保有される全ての資産について計算される。
- f. 資産集中、為替、金利、非債務不履行スプレッド、株式、および不動産リスク・チャージをセクション 5.3.1 の相関係数を使って合算し、市場リスク・チャージが算定される。

L2-300. 結果として得られた有担保損保再保険の信用リスク・チャージは、調整後再保険エクスポージャーに、再保険者に適用される信用リスク係数をかけたものと等しい。

#### 5.4.2.2 保証およびクレジットデリバティブの認識

L2-301. カウンターパーティーの ICS RC を判定するため、IAIG は以下の条件が全て満たされていれば保証およびクレジットデリバティブによるクレジットプロテクションを考慮することができる。

- a. 保証またはクレジットデリバティブが直接的、明示的、取消不能、および無条件であること
- b. 保証者またはプロテクション提供者が、保証またはプロテクションによりカバーされるカウンターパーティーより高い格付カテゴリーに属すること
- c. IAIG がセクション 5.4.2.2.1 に規定されているリスク・マネジメントに関連した特定の最低条件を満たしていること

L2-302. 資本の扱いは置換アプローチに基づいており、それによるとカウンターパーティーのエクスポージャーの保護されている部分は保証者またはプロテクション提供者の格付カテゴリーに割り当てられるが、カバーされていない部分は原カウンターパーティーの格付カテゴリーが維持される。

##### 5.4.2.2.1 リスク・マネジメント要件

L2-303. パラグラフ L2-301 に規定されている保証およびクレジットデリバティブの両方に適用される最低条件は以下のものである。

- a. クレジットプロテクションの効果が二重にカウントされないこと。特にすでにプロテクションを反映した発行別格付が使用されている請求について、クレジットプロテクションは認識されない。格付の使用に関する全ての規準が保証とクレジットデリバティブにも適用される。
- b. パラグラフ L2-317 に規定されているソブリンが提供するクレジットプロテクションを除き、保証、再保証、またはクレジットデリバティブはプロテクション提供者に対する直接の請求権を有し、カバーの範囲が明確に定義され争う余地がないようにするため、具体的なエクスポージャーまたはエクスポージャープールが明示されていなければならない。
- c. クレジットプロテクション契約が取消不能であること、ただしプロテクションの買い手がクレジットプロテクション契約に関連して支払うべき金額を支払わない場合を除く。
- d. ヘッジされたエクスポージャーの信用の質の低下の結果として、プロテクション提供者が一方的にクレジットプロテクションを取り消す、またはプロテクションの実質的コストを引き上げることを認める条項が契約に含まれていないこと
- e. 契約が無条件であること、すなわち IAIG の直接的支配がおよぶ範囲外で、原カウンターパーティーが期限内に支払を行わなかった場合にプロテクション提供者が適時支払を行う義務を阻止する可能性のある条項がプロテクション契約に含まれていないこと

- f. 保証およびクレジットデリバティブの記録に用いられた全ての文書が全当事者に対して拘束力を持ち、関連する全ての管轄区域において法的強制力を持つこと。IAIGがこのことを確認するため十分な法的レビューを実施し、この結論に到達できるだけの正当な法的根拠を持っていること、また強制力の継続を確保するため必要に応じてさらなるレビューを行っていること

L2-304. パラグラフ L2-303 に定められた要件に加え、保証の認識には以下の全ての条件が適用される。

- a. カウンターパーティーの適格デフォルト/不払いが確認された際に、IAIG が取引について定める文書の規定のもとで未払金額を適時保証提供者に要求すること。保証提供者は、かかる文書に基づく金額を全額一括で IAIG に支払うか、または保証によりカバーされるカウンターパーティーの将来の支払義務を引き受けること。IAIG は、カウンターパーティーに支払を要求するための法的手段を取るより前に、かかる支払を保証提供者から受け取る権利を有すること
- b. 保証は、保証提供者が引き受ける明示的に文書化された義務であること
- c. 以下の文に示す場合を除き、保証は取引について定める文書のもとで原債務者が行うと予測される全ての支払を対象としていること。例えば、想定元本や手数料の支払など。特定の種類の支払が保証から除外されている場合、それに相当する金額は無担保金額として扱われること

L2-305. パラグラフ L2-303 に定められた要件に加え、クレジットデリバティブ契約の認識には以下の全ての条件が適用される。

- a. 契約当事者により規定される信用事由が少なくとも以下を含むこと
  - i. その時点で効力を持つ原債務の条件のもとで支払うべき金額が支払われないこと（猶予期間は原債務の猶予期間と一致すること）
  - ii. 債務者の破産、支払不能または債務を払えない状態となること、もしくは満期となった債務の支払ができない状況で、実際に履行を怠る、または書面でその旨を認めること、およびこれらに類似する事象
  - iii. 信用損失事由をもたらす元本、利息、または手数料の返済免除または延期を伴う原債務のリストラクチャリング（すなわち貸倒償却、個別引当金、その他損益勘定の借方に計上される類似のもの）
- b. クレジットデリバティブが原債務を含まない義務をカバーする場合、以下の g) に基づいて資産ミスマッチが認められるかどうか判定される。
- c. クレジットデリバティブが、不払いの結果として発生する原債務の不履行について必要な猶予期間が満了する前に終了されないこと
- d. 現金決済が認められるクレジットデリバティブは、損失を信用できる形で見積もるための堅固な評価プロセスがある限り、資本目的で認識される。原債務の信用事由後の評価を得るための期間が明確に規定されていること。現金決済目的でクレジットデリバティブに定められた参照債務が原債務と異なる場合、以下の g) に基づいて資産ミスマッチが認められるかどうか判定される。
- e. 決済において買い手が原債務をプロテクション提供者に移転する権利/能力が必要である場合、かかる移転に必要な同意が不合理に留保されてはならないことが原債務の規定に定められていること
- f. 信用事由が発生したかどうかを判定する責任を負う当事者の身分が明確に定められていること。この判定は、プロテクションの売り手のみの責任ではない。プロテクションの買い手は信用事由の発生をプロテクション提供者に知らせる権利/能力を有する。
- g. 原債務とクレジットデリバティブの参照債務のミスマッチ（すなわち現金決済価額または引渡債務決定の目的で用いられる債務）とのミスマッチは、以下の場合に認められる。
  - i. 参照債務が原債務と同順位、またはこれより下位の順位にあり、かつ

- ii. 原債務と参照債務が同じ債務者（すなわち同じ法主体）を共有し、法的強制力を持つクロス・デフォルトまたはクロス・アクセラレーション条項が定められていること
- h. 原債務と、信用事由発生を判定する目的で使用される債務との間のミスマッチは、以下の場合に認められる。
  - i. 後者の債務が原債務と同順位またはこれより下位の順位にあり、かつ
  - ii. 原債務と参照債務が同じ債務者（すなわち同じ法主体）を共有し、法的強制力を持つクロス・デフォルトまたはクロス・アクセラレーション条項が定められていること
- i. 保証と同等のクレジットプロテクションを提供するクレジットデフォルト・スワップとトータルリターン・スワップのみが認識適格とされる。IAIG がトータルリターン・スワップを通じてクレジットプロテクションを購入し、スワップにおいて受け取る正味支払額を正味所得として記録するが、相殺される保護資産の価値低下（評価額の低下または引当金の増加によるもの）を記録しない場合、クレジットプロテクションは認識されない。

**L2-306.** 原債務のリストラクチャリングがクレジットデリバティブによってカバーされないが、上述の他の要件が満たされている場合には、以下のいずれか低いほうの 60%を上限として、クレジットデリバティブの部分的認識が認められる。

- a. クレジットデリバティブの価額
- b. 原債務の価額

#### 5.4.2.2.2 適格保証提供者

**L2-307.** 以下のカウンターパーティーにより提供されるクレジットプロテクションのみが認識適格とされる。

- a. ソブリン
- b. カウンターパーティーより高い格付カテゴリーの外部格付を受けた公共法人、銀行、および証券会社
- c. 債務者より高い格付カテゴリーを持つ、債務者の親会社、子会社、および系列会社を含むその他の事業体

また、IAIG の関係当事者（親会社、子会社、または関連会社）が提供する保証またはクレジットプロテクションは認識適格とはされない。

#### 5.4.2.2.3 資本の扱い

**L2-308.** カウンターパーティーにおけるエクスポージャーの保護されている部分には、プロテクション提供者の格付カテゴリーが割り当てられる。エクスポージャーのカバーされていない部分は原カウンターパーティーの格付カテゴリーが割り当てられる。

**L2-309.** クレジットプロテクションにより保証またはカバーされる金額がエクスポージャーの総額より小さく、有担保部分と無担保部分の弁済順位が等しい場合（すなわち IAIG と保証提供者が比例配分的に損失を分け合う場合）、エクスポージャーの保護されている部分は適格保証およびクレジットデリバティブに適用される扱いを受け、残りは無担保として扱われる。

**L2-310.** IAIG がエクスポージャーのリスクの一部を 1 つまたは複数のトランシェに分けてプロテクションの売り手に移転しつつ一定のリスクを維持し、移転したリスクと維持しているリスクの弁済順位が異なる場合、全てのトランシェは保証提供者の格付に基づく証券化エクスポージャーとみなされる。トランシェが格付されていない場合、基礎となるエク

スポンジャーが格付されていたとしても無格付証券化エクスポージャーとみなされる。このような扱いにより信用リスク・チャージが保証を考慮せずに計算したリスク・チャージより高くなる場合、IAIGは保証を無視することができる。

L2-311. 損失の場合、それ以下では支払が行われないという債務金額の重要性閾値は無格付証券化エクスポージャーとみなされる。

#### 5.4.2.2.4 通貨ミスマッチ

L2-312. クレジットプロテクションがエクスポージャーの通貨と異なる通貨建てである場合、保護されるとみなされるエクスポージャーの金額は現在の為替レートで換算されたクレジットプロテクションの想定元本の80%である。

#### 5.4.2.2.5 満期ミスマッチ

L2-313. クレジットプロテクションの残余期間が基礎となるエクスポージャーのものより短く（満期ミスマッチ）、クレジットプロテクションが1年未満の当初満期または3か月未満の残余期間を持つ場合には、プロテクションは認識されない。

L2-314. 満期ミスマッチのその他のケースについては、以下の調整が適用される。

$$P_a = P * \frac{t - 0.25}{T - 0.25}$$

ここで、

- $P_a$ は、満期ミスマッチについて調整されたクレジットプロテクションの価額
- $P$ は、該当する場合には通貨ミスマッチについて調整されたクレジットプロテクションの想定元本
- $T$ は、5またはエクスポージャーの残余期間を年で表した数値のいずれか低い方
- $t$ は、 $T$ またはクレジットプロテクションの取り決めの残余期間を年で表した数値のいずれか低い方

L2-315. 原債務の残余期間はカウンターパーティーが債務の履行を予定している日時以前の可能な限り長い期間とみなされ、該当する猶予期間が考慮される。

L2-316. クレジットプロテクションについては、可能な限り短い実質的満期が用いられるようにするため、保護の期間を短縮する可能性のある組込オプションが考慮される。特に、

- a. コールがプロテクションの売り手の裁量で行われる場合、残余期間は最初のコール日までの残り時間に相当する。
- b. コールはプロテクションを購入するIAIGの裁量であるが、開始時の取決めの条件の中に契約満期前にコールを行うというIAIGにとってポジティブなインセンティブが含まれている場合には、残余期間は最初のコール日までの残り時間に相当する。

#### 5.4.2.2.6 ソブリンのカウンター・ギャランティ

L2-317. ソブリンによる間接的カウンター・ギャランティを受ける保証によりカバーされる支払請求は、以下である限りにおいてソブリン保証によりカバーされたものとして扱われる。

- a. ソブリンのカウンター・ギャランティが支払請求の全ての信用リスク要素をカバーしていること

- b. もとの保証とカウンター・ギャランティがいずれも保証の運用要件を全て満たしていること。ただしカウンター・ギャランティはもとの支払請求に対して直接的また明示的である必要はない。
- c. カバーが堅固であり、カウンター・ギャランティのカバー範囲が直接的ソブリン保証によるものと実質的に同等以下であることを示す過去の証拠がないこと

#### 5.4.2.2.7 その他の項目

L2-318. IAIG が 1 つのエクスポージャーをカバーする数種類のリスク軽減の取決めを有する場合、このエクスポージャーはリスク軽減の取決めの種類別に細分され、各部分の格付カテゴリーは個別に判定される。

L2-319. 単一のプロテクション提供者により提供されているクレジットプロテクションが異なる満期を持つ場合、個別のプロテクションに細分される。

### 5.4.3 外部信用格付の使用

L1-133. 外部信用格付を信用リスク・チャージの計算に使用することができるが、格付機関が十分長期にわたるデフォルトおよび格付推移の統計値を公表しており、客観性、独立性、国際的なアクセス/透明性、開示、リソースおよび信頼性に関連する 6 つの規準を満たしていることを条件とする。これらの規準および統計が公開されるべき期間の長さはレベル 2 テキストに規定される。

L1-134. パラグラフ L1-133 に従って外部信用格付を使用する場合、セクション 1.4 およびレベル 2 テキストに規定されるように、ICS 格付カテゴリーにマッピングされる。

L1-135. IAIG は、ローカルでの自己資本算定目的のため、本店所在地の保険規制当局によって現在認められている格付機関による格付を使用することができるが、本店所在地の保険規制当局がその機関の格付を ICS 格付カテゴリーにどのようにマッピングするかを明確に指示し、IAIS によりその格付の使用が明示的に許可されていることを条件とする。

#### 5.4.3.1 適格な外部信用格付

L2-320. IAIG は、パラグラフ L1-135 に規定されている格付機関によるものとは別の格付を使用することができるが、そのためには以下の要件が 2 つとも満たされなければならない。

- a. 格付機関が、IAIG が使用を望む格付を発行している全ての管轄区域において適切な政府機関から規制または認可されていること
- b. 格付機関が年 1 回以上の頻度で少なくとも 7 年前まで遡るデフォルトと格付推移の統計を公表し、以下の 6 つの規準を全て満たしていること
  - i. 客観性：格付機関の信用評価を行う手法が厳格かつ体系的で、過去の経験に基づく何らかの検証が行われていること。さらに、評価には継続的レビューが行われ、金融環境の変化に対応していること。格付機関が市場セグメントごとの評価手法を持ち、1 年以上、できれば少なくとも 3 年間の厳格なバックテストイングなどが行われていること
  - ii. 独立性：格付機関が独立し、格付に影響を及ぼす可能性のある政治的または経済的圧力を受けていないこと。評価プロセスは、評価機関の取締役構成や株主構造が利益相反を生むとみなされる状況において生じる可能性のある制約の影響を受けないこと
  - iii. 国際的なアクセス/透明性：個々の評価、評価の基礎となる主な要素、および発行体が評価プロセスに参加したかどうか为非選択的に公開されること。さら

に、格付機関が評価に達するのに使用した全般的な手順、方法論、および前提が公開されていること

- iv. 開示：格付機関が以下の情報を開示していること：行動規範、評価対象事業体との報酬の取決めの概要、評価手法（デフォルトの定義、計測期間、各格付の意味を含む）、各評価カテゴリーにおけるこれまでの実際のデフォルト率、および評価の推移（例えば、AA 格付が時間の経過とともに A になる見込み度など）
- v. 資源：格付機関が質の高い評価を実行できるだけの十分な資源を持つこと。信用評価に価値を付加するため、この資源により、評価対象となる事業体の上層部および業務レベルとの間で相当の継続的接触を維持できること。かかる評価が定性的および定量的アプローチを組み合わせた手法に基づいていること
- vi. 信頼性：格付機関の外部信用評価が独立の関係者（投資家、保険会社、取引先など）により広く使用されていること。さらに、格付機関が機密情報の誤用を防止する内部手順を定めていること

#### 5.4.3.2 格付カテゴリーの定義

L2-321. ICS RC に対する格付機関の格付のマッピングは、以下のように機関の格付の 3 年間の累積デフォルト率（CDR）の平均値に基づいている。

表 32: 他の格付機関による格付のマッピング

ICS格付カテゴリー	20年超の公表データに基づく3年CDRの平均値	7～20年の公表データに基づく3年CDRの平均値
1		
2	$0 \leq \text{CDR} \leq 0.15\%$	
3	$0.15\% < \text{CDR} \leq 0.35\%$	$0 \leq \text{CDR} \leq 0.15\%$
4	$0.35\% < \text{CDR} \leq 1.20\%$	$0.15\% < \text{CDR} \leq 0.35\%$
5	$1.20\% < \text{CDR} \leq 10.00\%$	$0.35\% < \text{CDR} \leq 1.20\%$
6	$10.00\% < \text{CDR} \leq 25.00\%$	$1.20\% < \text{CDR} \leq 10.00\%$
7	$\text{CDR} > 25\%$	$\text{CDR} > 10\%$

#### 5.4.3.3 格付の使用

L2-322. IAIG は、利用する格付機関を選び、各信用エクスポージャーについてその格付を一貫して使用する。

L2-323. ICS RC を判定するのに使用した格付は公表されていなければならない。すなわち、格付がアクセス可能な形で公開され、格付機関の遷移行列に記載されている必要がある。

L2-324. IAIG が複数の格付機関を利用し、特定の証券について 1 つの格付しかない場合、その評価を使用して ICS RC が判定される。IAIG が使用する格付機関による格付が 2 つあり、その 2 つの格付が異なる ICS RC にマッピングされる場合、IAIG は 2 つの格付のうち低い方に相当する ICS RC を使用する。1 つの証券について IAIG が選択した格付機関による格付が 3 つ以上ある場合、最も高い ICS RC に相当する格付が除外され、残ったもののうち最高の格付カテゴリーに相当する格付を使って証券の ICS RC が決定される。

L2-325. 特定の証券が複数の発行別格付を持つ場合、その証券の ICS RC はこれらの格付に基づく。そうでない場合には以下の原則が適用される。

- a. 発行体が、IAIG が投資したものと異なる発行済債券に対する特定の格付を持つ場合、IAIG の無格付投資が全てにおいて格付のある証券と同等またはこれより上位にランクすれば、格付のある証券に ICS RC 4 以上が適用される。そうでない場合には、信用格付を使用することはできず、IAIG の投資は無格付債務として扱われる。
- b. 発行体が格付を持つ場合、その発行体が発行するシニア証券のみが投資適格 (ICS RC 4 以上) 発行体の評価を受けることができる。その発行体が発行するその他の未評価証券は無格付として扱われる。発行体またはそのいずれかの証券が ICS RC 5 以下である場合、発行体に対する無格付支払請求はこの格付を使って ICS RC を決定される。
- c. 特定の証券またはファシリティの短期評価は、その証券あるいは格付をもつそのファシリティにより発行されている証券に限り使用可能である。他の短期証券に一般的に使用してはならず、無格付長期債券に対する格付カテゴリー割当の根拠とすることもできない。
- d. 無格付エクスポージャーの格付カテゴリーが発行体に対する同等のエクスポージャーの格付に基づいている場合、外貨建て格付はその通貨建てのエクスポージャーにのみ使用できる。国内通貨建て格付が個別で存在する場合には、国内通貨建証券の格付カテゴリー決定にのみ使用される。

L2-326. 格付の使用には以下の追加条件が適用される。

- a. 企業グループ内の 1 つの事業体の外部評価が、同じグループの別の事業体の格付カテゴリー決定に使用されないこと
- b. 無格付事業体について、保有する資産に基づく格付が類推されないこと。内部格付の使用は認められないこと
- c. 担保または保証による信用補完がすでに発行体固有の格付に反映されている場合、IAIG は信用リスク・チャージの計算においてその担保または保証を認識しないこと
- d. 少なくとも部分的に、IAIG 自身またはそのいずれかの系列会社が提供する非資金性支援 (保証、信用補完、流動性ファシリティなど) に基づく格付を IAIG が使用しないこと
- e. 使用されるどの評価においても、IAIG が保有する全ての支払債権における信用リスク・エクスポージャーの総額が考慮されていること。特に元本と利息の両方が IAIG の債権になっている場合、評価においては元本と利息両方の返済に伴う信用リスクが完全に考慮されていること

#### 5.4.3.4 債務不履行のエクスポージャー

L2-327. 契約上 90 日以上延滞しているものなど、元本と利息全額の適時の回収について合理的疑いのある資産は、信用リスク・チャージの計算においてデフォルトエクスポージャーとみなされる。

L2-328. デフォルト資産のエクスポージャー額は、その資産について計上されたバランスシート上の全ての償却および個別引当金抜きで計上される。

### 5.5 オペレーショナル・リスク

L1-136. オペレーショナル・リスク・チャージは、定められたリスク・エクスポージャーに所定のストレス係数を適用することによって算定される。

L1-137. オペレーショナル・リスク・チャージの計算は、地理的セグメントおよび以下の事業種目セグメント別に分けられたデータ項目に基づき行われる。

- 損害保険－生命保険または生命保険類似の医療保険事業に関係しない保険商品で、しばしばプロパティ－アンド－カジュアリティー保険、あるいはジェネラル保険ともいわれる。
- 生命保険（有リスク）－生命保険または生保類似の医療保険事業に関係し、保険会社が投資リスクを負うもの
- 生命保険（無リスク）－保険契約者が投資リスクを負う商品

L1-138. オペレーショナル・リスクのエクスポージャーおよびストレス係数は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-329. オペレーショナル・リスク・チャージは以下のように算定される。

$$\begin{aligned} & \text{オペレーショナル・リスク・チャージ} \\ & = \max[\text{損害保険料エクスポージャー} \times \text{係数}, \text{損害保険負債エクスポージャー} \times \text{係数}] \\ & + \text{損害保険増加エクスポージャー} \times \text{係数} \\ & + \max[\text{生命保険料（リスク）エクスポージャー} \times \text{係数}, \text{生命保険（有リスク）負債} \\ & \text{エクスポージャー} \times \text{係数}] \\ & + \text{生命保険（有リスク）増加エクスポージャー} \times \text{係数} \\ & + \text{生命保険（無リスク）負債エクスポージャー} \times \text{係数} \end{aligned}$$

L2-330. オペレーショナル・リスクの構成要素は、リスク・エクスポージャーに係数を乗じて計算される。同じ係数が 5.1.2 に定義された地理的セグメントに渡って適用される。

L2-331. オペレーショナル・リスクのエクスポージャーとストレス係数を以下の表に規定する。

**表 33: オペレーショナル・リスクのエクスポージャーおよびリスク係数**

	保険料	増加額	負債
<b>損害保険のオペレーショナル・リスク</b>			
エクスポージャー	直近年度のグロス 収入保険料(GWP)	前年度のGWPと比較し、 増加額の閾値(20%)を 超過した、直近年度のGWP	現在推計の総額
係数	2.75%	2.75%	2.75%
<b>生命保険のオペレーショナル・リスク</b>			
エクスポージャー	生命保険(有リスク): 直近年度のGWP	生命保険(有リスク): 前年度のGWPと比較し、 増加額の閾値(20%)を 超過した、直近年度のGWP	生命保険(有リスク): 現在推計の総額 生命保険(無リスク): 現在推計の総額
係数	生命保険(有リスク): 4%	生命保険(有リスク): 4%	生命保険(有リスク): 0.45% 生命保険(無リスク): 0.40%

L2-332. GWP は、再保険またはその他関連の回収見込額の引当前の所定の会計年度中に計上された全ての商品（新規および更新）を含む。一時払保険については、保険料はその年に計上された全額が含まれる。他の保険契約については、GWP は所定期間（会計年度）において有効な全契約について IAIG に支払われるべき保険料を含む。

L2-333. 現在推計の総額は、再保険またはその他関連の回収見込額の引当前で考慮される。

L2-334. オペレーショナル・リスクの増加リスク要素を計算するには、損保および生保（リスク）に関する直近の 2 会計年度の GWP が用いられる。数値は出再の影響前、また連結ベースで考慮される。

## 5.6 ICS リスク・チャージの合算/分散

L1-139. ICS リスク・チャージは複数のレベルで合算される。

- 相関行列を使った主要リスクカテゴリー（生命保険リスク、損害保険リスク、巨大災害リスク、市場リスク、信用リスク、およびオペレーショナル・リスク）間のトップレベルでの合算
- 相関行列を使った生命保険リスク、巨大災害リスク、および市場リスクのサブリスク間の中間レベルでの合算
- 個々のリスク・チャージ内（例えば、金利リスク、損害保険リスク）での合算

L1-140. リスク・チャージの合算は、リスク間における特定の依存度に基づき、個々のリスク間で一定の分散を含む。

L1-141. 個々の生命保険リスク・チャージの合算および個々の市場リスク・チャージの合算について相関行列が規定される。生命保険、損害保険、巨大災害、市場、および信用リスク・チャージの合算について、トップレベルの相関行列が規定される。その後オペレーショナル・リスク・チャージがこれらを合算したものに加えられ、全体的な ICS 保険リスク・チャージが算定される。

L1-142. ICS リスク・チャージを統合するのに用いられる相関行列はレベル 2 テキストに規定される。個々のリスク・チャージにおいて使用される合算アプローチは、レベル 1 および 2 テキストの具体的リスクのセクションに規定される。

L2-335. 主要リスクカテゴリー間のトップレベルの合算マトリクスは、以下のとおり。

**表 34: リスク間の合算行列**

	生命保険	損害保険	巨大災害	市場	信用
生命保険	100%	0%	25%	25%	25%
損害保険	0%	100%	25%	25%	25%
巨大災害	25%	25%	100%	25%	25%
市場	25%	25%	25%	100%	25%
信用	25%	25%	25%	25%	100%

## 5.7 非保険リスク・チャージ

L1-143. ICS 所要資本には非保険事業体についてのリスク・チャージが含まれ、セクション 5.1 および 5.6 に示すように計算された所要資本に加算される。非保険リスク・チャージの計算は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-336. セクター別の所要資本を持つ非保険金融事業体における所要資本は、以下のとおり。

- a. 連結銀行事業体の場合、所要資本はバーゼル規制に沿って計算される。
- b. 連結非銀行事業体の場合、以下に等しい。
  - i. セクター別の所要資本の最大値および 3 年間の平均総収益の 15%<sup>29</sup>
  - ii. グループ全体の監督者の要求がある場合には、セクター別の所要資本およびバーゼル規制のオペレーショナル・リスクの計算により算出されたオペレーショナル・リスク所要資本<sup>30</sup>。いずれのオペレーショナル・リスクのタイプ別チャージも事業体の追加的で重大なリスクを捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように追加的なリスク・チャージを要求する場合がある。
- i. または ii. のいずれもグループ全体への追加的で重大なリスクを適切に捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように i. または ii. に追加的な資本チャージを課す。
- c. 持分法投資として報告される銀行の場合、議決権または資本所有割合に応じたセクター別チャージと等しい。
- d. 持分法投資として報告される非銀行事業体の場合、議決権または資本所有割合に応じた以下と等しい。
  - i. セクター別の所要資本の最大値および 3 年間の平均総収益の 15%
  - ii. グループ全体の監督者の要求がある場合には、セクター別の所要資本およびバーゼル規制のオペレーショナル・リスクの計算により算出されたオペレーショナル・リスク所要資本
- i. または ii. のいずれもグループ全体への追加的で重大なリスクを適切に捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように i. または ii. に追加的な資本チャージを課す。
- e. 時価投資として報告される銀行および非銀行事業体の場合、セクション 5.3.4 に規定されている投資に対する株式チャージと等しい。

L2-337. セクター別の所要資本がない非保険金融事業体の所要資本は、以下のとおり。

- a. 連結銀行事業体の場合、バーゼル規制に従って算出されたレバレッジ比により算定されるエクスポージャーの 4% に等しい。
- b. 連結非銀行事業体の場合、以下に等しい。
  - i. 3 年間の平均総収益の 15%
  - ii. グループ全体の監督者の要求がある場合には、バーゼル規制のオペレーショナル・リスクの計算により算出されたオペレーショナル・リスク所要資本<sup>35</sup>。
- i. または ii. のいずれもグループ全体への追加的で重大なリスクを適切に捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように i. または ii. に追加的な資本チャージを課す。
- c. 持分法投資として報告される銀行事業体の場合、議決権または資本所有割合に応じたセクター別のレバレッジ比に等しい。

<sup>29</sup> アセットマネージャーにとっては、総収益は、リスクが他の部分で捕捉される IAIG 自身の資産の管理ではなく、第三者の資産の管理に係る部分のみが対象。総収益はバーゼル II 全体版の paragraph 650 で定義される (<http://www.bis.org/publ/bcb128.pdf>)。

<sup>30</sup> オペレーショナル・リスク所要資本に関するバーゼル III の計算は以下の文書で規定される。

[https://www.bis.org/basel\\_framework/chapter/OPE/25.htm?inforce=20230101&published=20221208&export=pdf](https://www.bis.org/basel_framework/chapter/OPE/25.htm?inforce=20230101&published=20221208&export=pdf)

- d. 持分法投資として報告される非銀行事業体の場合、議決権または資本所有割合に応じた以下と等しい。
  - i. 3年間の平均総収益の15%
  - ii. グループ全体の監督者の要求がある場合には、バーゼル規制のオペレーショナル・リスクの計算により算出されたオペレーショナル・リスク所要資本<sup>35</sup>。
- i. または ii. のいずれもグループ全体への追加的で重大なリスクを適切に捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように追加的なリスク・チャージを課す。
- e. 時価投資として報告される銀行および非銀行事業体の場合、セクション 5.3.4 に規定されている投資に対する株式チャージと等しい。

L2-338. 非金融事業体の所要資本はパラグラフ L2-226 の a. から d. に示す、連結の場合の純資産価値、持分法または時価投資に適用される株式チャージと等しい。マイナスの値を持つ純資産価値または持分法投資については、株式リスク・チャージは投資の絶対額を基に算出され、潜在的な最大損失額を超えることはない。株式リスク・チャージがグループ全体への全ての重大なリスクを適切に捕捉しない場合には、グループ全体の監督者は、これらのリスクをカバーするように追加的なリスク・チャージを課す。

## 6. 税

### 6.1 一般原則

L1-144. 連結 GAAP または SAP バランスシート上（総称して、連結 GAAP）で認識された繰延税金は、ICS バランスシート上でも認識される。連結 GAAP における DTA および DTL は、2 つの数値であっても単一の数値であっても ICS バランスシートにおいて同様の方法で報告される。

L1-145. 税の影響を受ける ICS の分野は 2 つある。

- 管轄区域の連結 GAAP とセクション 3.1 に基づいて作成される ICS バランスシート（ICS 調整）の間の評価の差
- ICS 保険所要資本

L1-146. ICS ではグループの実効税率（G-ETR）を用いたグループレベルの計算を適用し、ICS 調整による繰延税金の変化および ICS 保険所要資本に関する税効果を計算する。

L1-147. G-ETR 計算方法はレベル 2 テキストに規定される。

L2-339. G-ETR は、サブ・グループ/事業体レベルの GAAP 税引前利益の直近 3 年間の平均値を使って加重した加重平均実効税率として計算される。加重平均計算の適用範囲は、保険関連の活動に限定され、税引前 GAAP 利益は下限がゼロに設定される。

L2-340. 報告日時点で制定または実質的に制定されている法定税率が G-ETR 計算に使用される<sup>31</sup>。

### 6.2 ICS 調整による繰延税金

L1-148. ICS バランスシートを作成するため連結 GAAP に対して行われる評価調整は、繰延税金資産および負債に対応する調整を生じさせる。ICS 調整の結果として生じるあらゆる追加的な DTA（繰延税金資産）には利用可能性評価が行われる。このような繰延税金の調整の計算と認識の条件は、利用可能性評価、ならびに調整が相殺されるための条件を含め、レベル 2 テキストに規定される。

L2-341. 繰延税金に対する調整は、ICS バランスシートを作成するために調整された各バランスシート項目について決定される。項目は繰延税金資産もしくは繰延税金負債に対する調整が行われる場合と、項目の税務上の取扱いによっては繰延税金に対する調整が行われない場合がある。税金に対する調整が行われないのは、項目の金額または構成要素の変化により一時差異が生じない場合である（例えば、株主資本項目、および費用計上できない項目や非課税収益など恒久的な税務差異を表す項目）。これらの項目またはその構成要素は、繰延税金の調整の計算から除外される。

L2-342. 繰延税金の調整は項目単位で計算される。MOCE を除く全ての項目またはその構成要素について、調整によって税務上の影響が生じる場合には、連結 GAAP と ICS バランスシート上の金額の税効果後の差異に（パラグラフ L2-339 および L2-340 で規定）G-ETR を乗じることで繰延税金を計算する。この項目ごとの計算によって生じた DTA 合計額および DTL 合計額は個別に報告される。連結 GAAP 繰延税金は、ICS 調整によって生じた繰延税金の正味金額で調整する。

---

<sup>31</sup> 例えば、税務当局が将来の時期に重要な影響を与えることになる税率の変更を発表した場合、新たに発表された法定実効税率が G-ETR 計算に使用される。

L2-343. MOCE は ICS バランスシートに ICS 調整として含まれ、DTA を生じさせる。

### 6.2.1 ICS 調整により認識された DTA の利用可能性評価

L2-344. 利用可能性評価前の、ICS 調整により認識された DTA は、パラグラフ L2-342 で規定した項目ごとの計算による DTA の合計額と、MOCE に関する DTA はパラグラフ L2-343 で規定したものである。

L2-345. 利用可能性評価後の ICS 調整により認識された DTA は  $a + \max(0, b - c - d)$  を上限とする。

ここで、

- a. パラグラフ L2-342 で規定した項目ごとの計算による DTL の合計額
- b. 連結 GAAP DTL
- c. パラグラフ L1-63 に基づくティア 1 資本リソースから控除された資産に対して相殺された GAAP DTL
- d. 連結 GAAP DTA

L2-346. パラグラフ L2-345 に規定されている連結 GAAP DTL および DTA は、保険関連活動による DTA および DTL に限定される。

### 6.3 ICS 保険所要資本に係る税効果

L1-149. 税の軽減効果は、ICS 所要資本を算定する際に考慮される。ICS 所要資本に関する税効果は、課税前、分散後、および経営措置後の ICS 所要資本と等しい即時のオペレーション上の損失から生じる正味 DTA 増に基づく。正味 DTA に何らかの増加があった場合、以下に規定される利用可能性評価が行われる。

L2-347. ICS 保険所要資本から利用可能な税効果額が差し引かれる。

L2-348. 標準的には、ICS 保険所要資本に対する利用可能な税効果額は以下のように計算される。

$$80\% \times \text{保険所要資本に対する想定税効果}$$

ここで、

- 保険所要資本に対する想定税効果 =  
ICS 保険所要資本  $\times$  G-ETR

L2-349. グループ全体の監督者が適切と認める場合には、ICS 保険所要資本に対する税効果の利用限度が設定される場合がある。その場合、ICS 保険所要資本に対する利用可能な税効果は以下の式を使って計算される。

$$\max(0, \min(80\% \times \text{保険所要資本に対する想定税効果}, a + b + c - d))$$

ここで、

- 保険所要資本に対する想定税効果 = ICS 保険所要資本  $\times$  G-ETR
- $a = 85\% *$   
$$\sum_{\text{税サブ・グループ/事業体}} \min \left( \begin{array}{l} \text{税務上の欠損金の繰戻限度、} \\ \text{保険所要資本に割り当てられる想定税効果}^{32} \end{array} \right)$$
- $b =$  ストレス後の将来の課税所得  $\times$  G-ETR
- $c = \max(0, \text{パラグラフ L2-353 の控除後の ICS バランスシート上の保険関連活動の DTL} - \text{ICS バランスシート上の保険関連活動の DTA})$

<sup>32</sup> 保険所要資本に割り当てられる想定税効果—パラグラフ L2-351 を参照。

- $d = \max[0, \min(15\% \times \text{ICS 保険所要資本、ICS バランスシート上の保険関連活動の DTA} - \text{パラグラフ L2-353 の控除後の ICS バランスシート上の保険関連活動の DTL})]$

### 6.3.1 構成要素 a: 税務上の欠損金繰戻

L2-350. 税務上の欠損金繰戻とは、サブ・グループ/事業体が過年度の納税義務に対して当期の正味営業損失を相殺できるようにするための仕組みと定義される（税務上の欠損金繰戻が認められるかどうか、および認められる年数は管轄区域により異なる）。

L2-351. 利用可能な税効果の構成要素 a の計算において、

- 保険関連活動に関する税務上の欠損金繰戻限度は、ICS 報告日時点での法人税のためのあらゆる連結納税グループを含む、税額を評価される法人またはサブ・グループレベルで評価される。
- ICS 保険所要資本に対する想定税効果は、連結 GAAP に基づく加重平均を使って納税サブ・グループ/主体間に割り当てられる。

### 6.3.2 構成要素 b: ストレス後の将来の課税所得予測

L2-352. 利用可能な税効果の構成要素 b の計算において、

- IAIG が 5 年間の累積期間に連結 GAAP の正味損失を予測している場合、構成要素 b はゼロに設定される。
- そうでない場合、構成要素 b は合併、買収、および処分について調整された過去 5 年間の連結 GAAP 税引前利益合計の 50%により近似される。

### 6.3.3 構成要素 c および d: 繰延税金

L2-353. 構成要素 c および d に使用される DTL はセクション 6.2 で規定したように、ICS 調整による繰延税金の適用後の金額であり、ティア 1 資本リソースからの控除が適用される資産に付随する保険関連の活動についての DTL 控除後の金額である（セクション 4.4.1 を参照）。

## 7. 所要資本—その他の手法

### 7.1 一般原則

L1-150. その他の手法の範囲は、所要資本に限定されている。その他の手法が用いられる場合も、評価および ICS の資本リソースの構成要素は、セクション 5 およびセクション 6 でそれぞれ述べられた規程の対象となる。その他の手法は、1 年の時間軸における 99.5% の VaR の目標規準により、標準手法と同水準の保護を提供する。

L2-151. 認められるその他の手法には、以下のものがある。

- 監督者が所有・管理する信用評価プロセス
- 内部モデル

### 7.2 監督者が所有・管理する信用評価(SOCCA)

L1-152. SOCCA プロセスは、信用リスク評価のための金融監督当局が所有・管理する独立した立場からの客観的なプロセスであり、監督対象である金融機関の信用リスクに関する規制資本要件を算定する際に、監督当局が適当とみなした信用評価方法論に依拠する。SOCCA の一例は NAIC 指定である。ICS において認められる SOCCA プロセスの規準は、レベル 2 テキストに規定される。

L2-354. 以下の規準が全て満たされていれば、無格付エクスポージャーについて信用リスク・チャージを計算するために SOCCA プロセスが利用される。

- a. 客観性：信用格付を割り当てる SOCCA の手法が厳格かつ体系的で、何らかの検証が行われていること。さらに、評価には継続的レビューが行われ、金融環境の変化に対応していること
- b. 独立性：SOCCA プロセスが監督者の規制上の目的と一致し、監督者が信用評価プロセスを承認することによりそれが裏付けられていること。外部による信用評価の取決めがある場合には、内部信用評価プロセスと同じ適格性と独立性の基準に保たれていること
- c. 国際的アクセス/透明性：SOCCA プロセスの管轄区域外で活動する IAIG は、自身が保有する有価証券に割り当てられる指定/格付を請求できること。第三者プラットフォームを通じて信用評価へのアクセスが公開されていること。
- d. 開示：各指定/格付について時間の経過に伴うデフォルト統計が作成され、公開されている統計から 3 年間の累積デフォルト率（CDR）が算定できるようになっていること
- e. 資源：スタッフが信用評価プロセスを実行できるだけの適切な能力と経験を持っていること。SOCCA プロセスが監督者から要求される信用評価を実行できるだけの十分な資源に依拠していること
- f. 信頼性：SOCCA プロセスが機密情報の誤用を防止するための内部手順を定めていること。SOCCA プロセスが統計実績データを算定できるだけの数の証券の信用リスク評価において実証可能な 10 年以上の経験を持っていること。全ての指定/格付が年 1 回以上の頻度で更新されること。さらに指定/格付に影響を与える可能性のある重大な事由が生じた場合には、ただちに見直しが行われること
- g. 健全性監督目的の利益との整合性：信用評価を行う機関が監督当局により完全に所有・支配されていること。信用評価プロセスをどのように適用するかについて監督当局に承認された方針があること

## 7.3 内部モデル

### 7.3.1 一般的な要件

L1-153. ICS 所要資本の計算のために内部モデルがその他の手法として認められている場合には常に、グループ全体の監督者（GWS）は、内部モデルで用いられるバランスシートが、現在、セクション 3「市場価値調整ベース評価」において規定されている、標準手法のバランスシートの計算に適用される要件をどのように満たしているか検討する。これにより、GWS は所要資本と資本リソースの決定に用いられるアプローチ間の整合性を確保すべきである。

L1-154. ICS 所要資本の計算のためのその他の手法として内部モデルが認められる場合、その利用は常にセクション 7.3.2 から 7.3.5 で規定される要件の対象となる。

### 7.3.2 規制上の所要資本を決定するための内部モデルの利用についての一般規程

#### 7.3.2.1 内部モデルの承認プロセス

##### 7.3.2.1.1 申請およびレビューのプロセスの枠組み

L1-155. GWS は、内部モデル申請プロセス（IMAP）を設定する。GWS は、IAIG が ICS におけるそのグループ全体の PCR を計算するために特定の内部モデルを利用することができるかどうかを、IMAP により決定することができる。

L2-355. GWS は、監督対象の全ての IAIG が PCR の計算のための内部モデルの利用を申請できるようにし、場合によっては申請を却下する決定を下した根拠を明らかにすることで、IMAP をオープンなものとする。

L2-356. GWS は、監督対象の IAIG による内部モデルの申請を承認または却下する決定の責任を負う。

L2-357. GWS は、レビュープロセス、申請プロセスの結果および継続的な監督について、監督カレッジの他のメンバーと協議することを望む場合がある。

L2-358. 最終的に、内部モデルで示される規制上の所要資本よりも高い内部資本目標の確立およびその目標の達成を含む、リスク管理に関する包括的かつ実効的なアプローチを IAIG が明示することができない限り、モデルは承認の検討対象とはならない。

##### 7.3.2.1.1.1 申請前プロセス

L2-359. GWS は、IAIG が内部モデルのレビューを受けるための準備状況を示すため、内部モデルの申請前に満たすべき概要規程と申請前プロセスの策定を選択する場合がある。プロセスは、以下の 4 つに関する IAIG からの提出および GWS によるレビューから構成される。

- a) 自己評価—統計的品質テスト、較正テスト、検証基準、ユーステスト、ガバナンスおよび文書化基準がどのように達成されているかを説明する簡潔な記述を含む、多くの定性的主張および定量的主張から構成される。
- b) 内部モデルの概観—モデルおよび、IAIG のリスク管理枠組みにおけるその枠組みについて、GWS に紹介する。
- c) モデルの実演—内部モデルの機能性に関するハイレベルの概観を提示する。
- d) 文書化ギャップ分析—IAIG が GWS の情報の要求を満たすことができるかについての初期的な評価

L2-360. 申請前プロセスは、IAIG が内部モデルのレビューを受けるための準備状況を示すことを目的としており、必ずしも内部モデルの承認を意味するものではない。GWS は、申請前およびレビュープロセスにおいて、IAIG が申請プロセスの開始前に課題を解決する機会を持ちうるように、可能な限り早期に内部モデルに存在する重大な欠陥についてフィードバックを提供する場合がある。

#### 7.3.2.1.1.2 申請プロセス

L2-361. 内部モデルの申請およびレビュープロセスは、少なくとも以下を含むいくつかの段階を含む。

- a) 内部モデルの承認に向けた申請—IAIG のグループ全体の PCR 決定のための特定の内部モデルの利用に関する、GWS からの承認に向けた申請
- b) 情報提供—GWS によって規定された定量的・定性的情報
- c) 内部モデルのレビュープロセス—GWS によるオンサイトおよび/またはオフサイトでのモデルの完全なレビューであり、詳細な対話および追加的な情報請求を含む。
- d) プロセスの結果に関する決定
- e) 結果の伝達—IAIG の内部モデルに関する GWS による評価に関する伝達および、グループ全体の PCR の計算のために内部モデルを用いることに関する申請への回答

##### 7.3.2.1.1.2.1 内部モデルの承認申請

L2-362. 申請前プロセスがある場合には、その完了後、また GWS によるその確認後、IAIG はその内部モデルの承認に向けた正式な申請に進むことができる。申請には、GWS の要請に応じて以下が含まれ得る。

- a) 取締役会または代表者の署名済みの、特定の予定日からグループ全体の PCR の計算のために内部モデルを用いることに関する承認を求めるカバーレター。これには以下が含まれる：情報が正確かつ完全で、重要な事実が省略されていないことを確認するステートメント。モデルの構造、範囲、および、部分的な内部モデルの場合にはグループ全体の PCR を計算するためにどのように標準手法に統合すべきかを含む、モデルに関する一般的説明。追加的な情報請求を提出することができる関係者の連絡先
- b) IAIG がどのように統計品質テスト、校正テスト、検証基準、ユーステスト、ガバナンスおよび文書化基準を満たすかについての説明
- c) モデルおよび、IAIG の全ての重大で定量化可能なリスクがどのようにカバーされるかについての説明
- d) 部分的内部モデルの場合：
  - a. モデルの説明
  - b. 範囲内の全ての重大で定量化可能なリスクがカバーされていることの証明
  - c. 範囲が限定的となる理由
  - d. 範囲の拡大計画（存在する場合）
- e) 標準手法では考慮されているが、重要性を勘案しモデルではカバーしていないリスクに関する正当性の説明
- f) ICS 標準手法のリスクカテゴリーに沿った、内部モデルにおけるリスクの配分
- g) 提案されているアプローチのグループ全体の PCR の決定における重要な利点、欠点、および制約の評価。特定された欠点および制約は、それらの軽減のための計画を付記すべきである。
- h) 知識を有する第三者にとって明確な方法で整理された、申請に含まれる全ての文書および一連のエビデンスの目録

- i) 内部モデルの技術文書
- j) 過去3年分の、グループ全体の PCR を計算するための提案されたアプローチによる結果および、ICS 標準手法による結果
- k) ステークホルダーに対する情報開示の計画
- l) 過去3年分の損益要因分析の結果
- m) モデルの変更に関するログファイル
- n) 予定されている将来の変更
- o) 評価による指摘事項に関するログファイル
- p) モデル変更方針についての提案

GWS による追加的な文書の請求を最小化するために、申請のための文書は完全で、知識を有する第三者がモデルの多面的な側面を理解し、評価のためのエビデンスを収集することができるものとすべきである。それらには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- a) モデルの技術的仕様書および、モデルの選択を正当化する説明
- b) ガバナンス、較正および検証を含む、モデルの多面的な側面に関する全ての関連する方針およびガイドライン
- c) ガバナンスおよびガイドラインの遵守、モデルの利用ならびに検証に関するエビデンス
- d) 部分的な内部モデルの場合には ICS 標準手法への統合

#### 7.3.2.1.1.2.2 情報提供

L2-363. GWS が内部モデルの申請を適切に検討するために、IAIG は全ての定量的および定性的情報請求に完全かつ適時に回答すべきである。

情報の提出プロセスは複数の段階からなる可能性があり、以下が含まれる。

- a) 申請時に提出されるべき標準的な情報請求
- b) 申請の提出直後に対応が求められる、IAIG の固有の特性を考慮した、より具体的な情報請求
- c) IAIG の内部モデルの評価をさらに支援するための、レビュープロセスの様々な段階での補完的な情報請求

#### 7.3.2.1.1.2.3 内部モデルのレビュープロセス

L2-364. レビュープロセスには、オフサイト・モニタリングが含まれ、また立入検査が含まれる場合がある。

L2-365. 内部モデルのレビュープロセスには、以下の構成要素が含まれることが見込まれる。

- a) 内部モデルに関連するあらゆる文書のレビュー
- b) 情報請求に対する回答のレビュー
- c) IAIG による詳細なモデルの実演
- d) IAIG の経営陣およびスタッフとの対話

L2-366. 内部モデルのレビューの一環として、IAIG は、内部モデルのレビューの時点での内部モデルを用いて計算したグループ全体の PCR と ICS 標準手法の結果によるグループ全体の PCR の比較を提示することを求められる。

L2-367. また GWS は、ICS 標準手法のリスクカテゴリーに沿って内部モデルにおけるリスクの配分を承認する。IAIG は、モデルがカバーしていないが標準手法では考慮されるリスクを特定し、これらのリスクが内部モデルに含まれないことに関する正当性を説明する。

#### 7.3.2.1.1.2.4 監督カレッジとの協働

L2-368. 内部モデルの承認プロセスの間、GWS は監督カレッジにプロセスの状況について常に通知し、その他の関係監督者から、例えば、税法規や商品の特徴といった地域的な特異性などについて、重要な見解を収集する。GWS は、その他の関係監督者から収集した情報を考慮し得るものの、引き続き IAIG に係る内部モデルの申請について決定する責任を負う。

#### 7.3.2.1.1.2.5 プロセスの結果に関する決定

L2-369. プロセスの結果として、以下のいずれかが決定される。

- a) 承認
- b) 非承認
- c) 条件付き承認

L2-370. 申請が承認される場合、GWS は発効日および適用条件を明記する。GWS は、条件付きで承認し、さらなる改善またはレビューを要する領域が IAIG の内部モデルの申請の承認を妨げない場合に、IAIG が PCR の計算のために内部モデルの利用を開始することを認めることができる。条件には、ICS に基づく資本の下限、より保守的なモデルのパラメーターもしくは設計仕様、資本の追加または GWS、IAIG もしくは第三者によるさらなるレビューが含まれ得る。

L2-371. 申請が承認されない可能性が高い場合、IAIG が妥当な時間枠の中で課題を解決できるように、GWS はその旨 IAIG に伝達する。特定された課題を妥当な時間内に解決することができない場合、GWS は内部モデルの申請を承認しない。

#### 7.3.2.1.1.2.6 決定結果の伝達

L2-372. GWS は結果を IAIG に伝達する前に、対応が必要な課題がないかを確認するために、指摘事項の結果を監督カレッジと共有する。さらに GWS は、内部モデルではカバーされていないが標準手法では考慮されているリスクの正当性の説明を監督カレッジに開示する。

L2-373. レビュープロセスの完了後、IAIG のグループ全体の PCR の計算のために提案された内部モデルを利用することに関する申請について、GWS は IAIG に公式な回答を送付する。

L2-374. 内部モデルが承認された場合、GWS は IAIG と協働して決定を公衆に伝達する。特に、承認された内部モデルの範囲および、ICS 標準手法の基礎となる前提条件との違いについては、可能な限りその明確性に注意が払われるべきである。IAIG は承認された内部モデルを利用する場合、PCR の計算のために標準手法の利用を再開しない (GWS によってその利用が認められ、かつ/または指示される場合を除く)。

### 7.3.2.2 承認後のモニタリングおよび統制プロセス

L1-156. グループ全体の PCR の計算のための内部モデルの承認後、GWS は内部モデルについていくつかの追加的な報告を要求する。内部モデルが継続的に統計的品質テスト、較正テスト、検証基準、ユーステスト、ガバナンスおよび文書化基準といった規準を満たすように、GWS は定期的なレビューを実施する。

L2-375. 承認後の報告により、GWS は内部モデルの発展をモニタリングし、関連する分

析およびベンチマーキングを実施することが可能になる。GWS は、ベンチマーキングのために必要な要素を情報請求に含めるべきである。

L2-376. 内部モデルに関する具体的な報告要件は、モデルのレビュープロセスの中で定められる。GWS は IAIG と協働し、承認後の報告プロセスのためのデータ提出テンプレートを策定する。多くの報告は年に一度となるが、状況次第ではより頻繁な提出が求められる。報告要件には、以下が含まれ得る。

- a) 標準的で定期的な内部モデルのアウトプット
- b) ICS 標準手法のアウトプット
- c) 過去のおよび将来予定されている、内部モデルに対する変更ならびに発展の説明
- d) 更新されたモデル文書
- e) 新たな、または更新された検証報告書

L2-377. IAIG は GWS と協力して、モデル変更方針に関するセクション 7.3.4.1 で説明された大小のモデル修正に関連した重要性閾値を含む、大小の変更に関する報告と承認後のモニタリングについての適切な方針を確立する。

L2-378. さらに GWS は、IAIG がモデルの結果および承認後の変更に関する伝達および公衆への開示について適切な方針を確立するようにする。

L1-157. GWS は監督プロセスの一環として、内部モデルが前提条件、ポートフォリオの特徴、および過去に承認されたバージョンで用いられていた構造またはパラメーター化から逸脱していないかを評価するために、承認後も定期的にモデルをレビューし、こうした逸脱が特定された場合には臨時のレビューを行う。

L2-379. 該当する場合には、承認後の内部モデルの GWS によるレビューは、内部モデルの変更された部分に焦点を当てることになる。しかしながら、GWS はその裁量により、既に承認された内部モデルの包括的なレビューを実施する権利を有し、重大な逸脱がある場合には資本の追加を課す場合がある。

L2-380. 内部モデルの承認の条件に違反がみられた場合、GWS は IAIG にこうした違反を是正するための妥当な時間を認め、あらゆる課題を解決するために IAIG と協働する。これらの未解決の課題が割り当てられた時間内に修正することができない場合には、GWS は内部モデルの承認を取り消す場合がある。

L2-381. GWS が内部モデルの承認を取り消した場合、影響を受ける IAIG は、内部モデルの欠陥が全て解決されれば再申請を行うことができる。

L2-382. GWS は、内部モデルの監督上のレビューの一環として、他の関係監督者と協力すべきである。GWS は ICS の結果の実効性および整合性を最大限確保するために、監督カレッジの他のメンバーとの協調的なモデルのレビューに取り組むべきである。

### **7.3.3 内部モデルの承認規準**

L1-158. IAIG は、内部モデルが本セクションの全ての要件の遵守、およびその遵守のエビデンスを提供する責任を負っており、GWS はこれらの要件が満たされていることを確認すべきである。

#### **7.3.3.1 統計的品質テスト**

##### **7.3.3.1.1 内部モデルの範囲、理論および構造**

L1-159. 内部モデルの範囲は、意図した範囲内の資産、負債、法人および事業種目における全ての重大で定量化可能なリスクを含めることで完成する。内部モデルで用いられる手法は、現在の信頼できる情報および現実的な前提条件に基づく。

L1-160. 用いられるデータは正確、完全かつ適切である。パラメーター化アプローチは、十分な説明により正当化され、統合的に実施され、テストおよび文書化されている。内部モデルの範囲の文書化において、どのようにして重要性が評価されているかがカバーされている。

L2-383. 内部モデルの基礎となる定量化手法は、一般に認められた市場慣行ならびに堅固な保険数理および統計の理論と統合的である。より具体的には、このために用いられる手法および技術の導入は、業界標準またはそれ以上の水準として受け止められるべきである。

L2-384. 内部モデルの構造は明確かつ論理的で、事業の運営方法と統合的である。

L2-385. IAIG は、リスクの性質、規模および複雑性を考慮に入れて、選ばれた手法の適切性を説明する。

L2-386. 加えて、内部モデルの範囲内の全てについて、IAIG は自身がとるリスクの重大性を区別するためのアプローチを実証している。内部モデルにより、時間の経過によるリスク・プロファイルの変化は、予見可能なリスクに適応できるようになるが、これはパラメーター化またはモデルの変更により実現され得る。将来の経営措置を考慮する場合、以下の原則に従う。

- a) 客観的、現実的かつ検証可能なものとする。
- b) 保険契約者に対する IAIG の義務または IAIG に適用される法的規定に反するものとしてはならない。
- c) IAIG がその実務または戦略を変更するであろうという十分なエビデンスがあることを GWS が確認している場合を除き、IAIG の現在の事業慣行および事業戦略と統合的である。
- d) 適用される具体的な状況において、実行されることが合理的に期待できる。
- e) 将来の経営措置に関する前提条件が、それらを実施するために必要な時間、および結果として生じる経費の増加を考慮に入れている。

L1-161. リスク軽減策はレベル 2 テキストで規定される要件を満たすことを条件に、ICS リスク・チャージにおいて認識することができる。

L2-387. リスク軽減策が認識されるためには、以下の全ての規準を満たすべきである。

- a) リスク軽減策が関連する全ての管轄区域において効力および法的強制力を持ち、第三者への効果的なリスク移転につながること
- b) リスク移転を明確に定義するように、契約上の取決めがレビューされていること
- c) ICS リスク・チャージの計算が、リスク軽減の程度に応じたリスク・チャージの削減としてリスク軽減策の効果を考慮に入れていること。当該リスク・チャージの削減が、テールイベントを含む、リスク軽減の前提条件や関係性の変更により生じるベースス・リスクへの影響を合理的に考慮していること、またリスク軽減策の使用に内在するその他の関連リスク（カウンターパーティーのデフォルトなど）が適切に扱われていること。これら 2 つの影響はそれぞれ別個に扱われる
- d) 軽減策の効果が二重にカウントされていないこと
- e) 取決めに関する文書において、IAIG のカウンターパーティーに、デフォルト、支払不能、破産、その他の信用事由が生じた場合にこれに対する直接請求が定められていること
- f) リスク軽減策の提供者の信用の質が、内部モデルにおいて考慮されていること

L2-388. ICS 所要資本を計算するための手法は、ICS バランスシートを計算するための手法と整合的である。内部モデルの当初バランスシートは ICS バランスシートと一致する。

L2-389. IAIG は事業全体に対するリスクを統合し、説明するための最善の方法を決定する。

L2-390. 内部モデルによる全体的な規制上の所要資本の決定では、リスクカテゴリー内およびリスクカテゴリー間の依存関係が考慮される。依存関係をもたらす主要な変数を特定・モデル化する必要があり、テール依存性および非線形効果を十分に捕捉する必要がある。内部モデルで分散効果が考慮されている場合、IAIG は分散効果を取り入れていることの正当性を示し、ストレス状況下で依存性が増大するかどうかを考慮したことを示す。

#### 7.3.3.1.2 前提条件

L2-391. モデルの主な前提条件は、それが誤りであると考えられる状況を含め、健全な理論的かつ実証的な正当性の説明を伴い、代替手段を用いないことの根拠を明示する。

L2-392. 簡素化された前提条件が用いられる場合、このことは明確に定義され文書化される。

#### 7.3.3.1.3 データ

L2-393. データの長さには、内在するリスクの特性を評価するために十分な時系列情報が含まれ、モデルにおける使用に際して、正当な理由なく関連データを除外することはない。時系列データが不十分であると見なされる場合、これはエキスパートジャッジメントにより補完される場合がある。

L2-394. データは正確かつ整合的で、重大な誤りがなく、常に一貫した方法で記録され、検証プロセスの一部となる。

L2-395. データは適切で、目的に適合しており、IAIG がさらされる関連リスクを反映する。

L2-396. それでもなお、新たな商品区分またはテールリスク等、過去のデータで直接的には観測されなかったが IAIG が将来的に直面する可能性がある結果もモデルにおいて考慮される。

L2-397. また、データの拡大、上限の設定または修正は、文書化され、正当性を説明される。異常値への対応およびデータ平滑化のプロセスは、リスクにおける実際のボラティリティを過小評価しないような方法で実施される。

L2-398. 推計のために用いられるデータは最新で、適時に記録され、少なくとも年に一度は更新されるものであり、IAIG はサンプルデータの最終時点と較正時点との間のギャップを最小化する。

L2-399. IAIG は、上記の条件と整合的なデータ方針を有し、それを遵守していることを示す。

#### 7.3.3.1.4 パラメーター化

L2-400. パラメーター化の手法は適切な保険数理および統計の実務と整合的である。後者

には、インプットの説明、およびいくつかの候補からの選択の根拠が含まれる。

L2-401. パラメーター化がエキスパートジャッジメントを用いて行われる場合、これはエキスパートジャッジメントに関する IAIG の方針と整合的である。

L2-402. パラメーター化の結果は、妥当かつ最新で、検証済みである。IAIG は可能な場合には常に、 $R^2$  値、カイ二乗統計量、Q-Q プロット、残差分析といった最低限満たすべき要件を定義する。適切な場合には、IAIG はモデル・パラメーターを用いる際に、ストレステストおよび感応度分析を実施する。パラメーター・リスクは、重大な場合には必ず考慮される。

L2-403. パラメーター化は、少なくとも年に一度、レビューされる。実施ごとにパラメーターに大きな開きがある場合、これは説明され、正当化される。

### 7.3.3.2 較正テスト

L1-162. IAIG が内部モデルによるアウトプットを利用して、保険契約者およびその他の受益者に同等以上の保護を提供するような方法で ICS 要件を計算することができる限りにおいて、IAIG は内部モデル化の目的で、測定期間 1 年で信頼水準 99.5% のバリュアットリスク (VaR) とは異なる信頼水準、リスク尺度または測定期間を用いることができる。

L2-404. IAIG が ICS 標準手法で設定されたものとは異なる信頼水準、リスク尺度または測定期間を用いる場合、所要資本の計算により、内部モデルの結果が ICS 目標規準 (すなわち、測定期間 1 年で VaR 99.5%) とどのように比較可能かを示す証拠を提示する。

L2-405. IAIG が内部モデルから生成した確率分布予測から ICS 所要資本を直接算出することができない場合には、少なくとも測定期間 1 年で信頼水準 99.5% の VaR と同等の保護を契約者に提供することを IAIG が GWS に証明できる限りにおいて、GWS は ICS 所要資本の計算プロセスで近似値を用いることを認める場合がある。

### 7.3.3.3 ユーステストおよびガバナンス

L1-163. IAIG は、内部モデルの様々な利用目的および、内部モデルが異なる目的で用いられた場合における異なるアウトプット間の整合性をどのように確保するかについて、説明する。

L1-164. 内部モデルは、事業およびリスクが管理されている方法に十分に適合する。

- a) モデル化のアプローチは、内部モデルの範囲内にある IAIG の活動に内在するリスクの性質、規模および複雑性を反映する。
- b) 内部モデルのアウトプットと、IAIG による内部報告および外部報告の内容は整合的である。
- c) 内部モデルは、IAIG の重要な経営判断において重要な役割を果たすことができる程度に粒度の高いアウトプットを算出する能力を持つ。さらに、通常的时间軸の外で意思決定を行うためにモデルのアウトプットが必要な場合、IAIG は速やかかつ適時にモデルを実行することができる。

モデルは広く利用され、IAIG のガバナンスシステムならびに、事業およびリスクの管理において、重要な役割を果たす。

L2-406. モデルは、例えば以下において用いられるが、これに限定されない。

- a) 戦略計画および事業計画ならびに事業管理
- b) リスク管理、経済価値ベースの資本計算、およびリスクとソルベンシーの自己評価

- c) リスクアペタイトの設定
- d) リスク調整された業績の測定および業績管理
- e) 報告、意思決定、伝達およびフィードバック・ループの管理
- f) 内部モデルは損益（P&L）要因分析において十分に利用される。

L2-407. 損益（P&L）要因分析では、内部モデルでの予測損益を発生した実際の損益と比較する。

L2-408. IAIG は、モデルがその運用構造および組織構造に完全に組み込まれていることを証明するとともに、継続して有効であり、常に一貫した方法で適用されていることを確認すべきである。

L2-409. IAIG の取締役会および経営幹部は、内部モデルの主要な前提条件、長所および限界を含む、内部モデルの全体的な理解を明示することができる。

L2-410. IAIG を実質的に経営する人物（経営幹部および上級管理職）および内部モデルを実行するスタッフは、自身が責任を負う領域で用いられる内部モデルの一部分について、十分に詳細な理解を明示することができる。

L2-411. 取締役会、経営幹部および上級管理職は、内部モデルに関する適切な研修を受ける。

#### 7.3.3.3.1 モデルのガバナンス

L1-165. モデルのガバナンス構造、役割、および責任は IAIG によって明確に定義され、GWS によって適切であるとみなされる。

L2-412. IAIG の取締役会は、内部モデルの設計および運営の継続的な適切性、ならびに、内部モデルが IAIG のリスク・プロファイルを継続的に適切に反映する責任を負う。

L1-166. 取締役会は、内部モデルの継続的な維持、利用、適用および検証について、関連する専門知識を有し利益相反のないリスク管理部門または上級管理職およびスタッフに委任することができる。モデルのガバナンス構造は明確に定義・文書化され、これには指揮命令系統、責任の割当、およびエスカレーションの経路が含まれる。

L2-413. IAIG は、モデルの構築、運営および維持の責任を負う者と、モデルのアウトプットに基づき意思決定を下す責任を負う者の間での適切な職務分掌のための、文書化された手続きを有する。

L1-167. 利益相反を防ぐためのメカニズムが、モデルのガバナンス枠組みにおいて整備され、対応される。

L2-414. モデルを運営するためのリソースは、モデル化されるリスクの特性、規模および複雑性に照らして充分である。

L2-415. 内部モデルの運営および維持に関して、充分かつ実効的な統制が整備されている。

#### 7.3.3.4 検証基準

L1-168. 定期的な検証プロセスは、内部モデルの設計および運営の継続的な適切性、ならびに内部モデルが IAIG のリスク・プロファイルを継続的に適切に反映することを狙いとす。

L2-416. 内部モデルの検証プロセスは、以下を規定する。

- a) 検証の範囲
- b) 用いられるプロセス、手法およびツール
- c) 検証の頻度
- d) 関与する人物、役割、指揮命令系統およびエスカレーションの経路

L1-169. モデルの検証プロセスは、内部モデルの全ての部分に適用され、全ての要件をカバーする。

L2-417. IAIG は、モデルの検証がモデルを開発、変更、更新、実効および利用する者から独立して（外部または内部で）行われていることを証明する。

L2-418. 内部モデルの検証では、IAIG がモデルの構成要素およびモデル全体をカバーするモデル検証報告書を有することが求められる。報告書では、検証プロセスが文書化され、モデルの構成要素または検証されるモデルの充分性、ならびに結果として生じる所要資本への資本付加の適切性について結論付ける。

L2-419. モデルの検証の指摘事項、行動計画、および実施のモニタリングについて、明確に定義された是正およびフォローアップのプロセスが存在する。

L2-420. IAIG は検証プロセスの一環として、最低限、とりわけ以下を実施し、妥当な結果および洞察を得る。

- a) リバース・ストレステストを含む、感応度テスト、ストレステストおよびシナリオ分析
- b) バックテスト
- c) 安定性テスト
- d) 損益要因分析
- e) ベンチマークまたは代替的な手法/モデルのような、その他の検証ツール

### 7.3.3.5 文書化基準

L1-170. モデルの文書化により、知識を有する第三者が内部モデルの設計および詳細を理解し、その規制要件の遵守について健全な判断を下すことが可能になる。

L2-421. 文書には、構造、範囲、理論、データ、仮定、エキスパートジャッジメント、パラメーター化、結果、検証、モデルの変更、モデルのガバナンスおよびモデルの方針に関する詳細な記述が含まれる。さらに、文書は、全ての主要なソフトウェア、外部モデル（そのカスタマイズを含む）およびデータならびにそれらを使用する理由について詳述する。

L2-422. 役割および責任を含むモデルの文書化プロセスは、モデルガバナンスの対象となっている。文書化は適切に構造化され、内部モデルの文書化を形成する全ての文書の目録を含む場合がある。

L2-423. 最後に文書では、内部モデルの主な限界および欠点、ならびにモデルが IAIG の所要資本を適切に決定しない場合がある状況を特定する。

## 7.3.4 追加的な検討事項

### 7.3.4.1 モデルの変更方針

L1-171. 内部モデルは、特に内在するリスクを全体として捕捉しなくなった場合など、時

間とともに変更を要する場合がある。

L1-172. 内部モデルの変更についての内部の承認、内部の伝達、文書化および検証ならびに実施を含む、変更に関するガバナンス要件を設定したモデルの変更方針が存在する。

L1-173. 方針は以下に対応する。

- a) 重大および軽微な変更の定義
- b) その評価方法
- c) このような変更に対するガバナンスおよび意思決定プロセス

L2-424. モデルの変更方針では、モデルの軽微な変更がどのようにして時間とともに累積され得るか、および、どのような場合に軽微な変更の組合せが重大な変更とみなされるかを定義する。

L2-425. 内部モデルに対する重大な変更、およびその方針に対する変更は、常に監督者による事前の承認を必要とする。

L2-426. 内部モデルに対する軽微な変更は、方針に沿って策定された限りにおいて、監督者による事前の承認を必要としない。

L2-427. モデルの変更を評価し、その適切性を確保するための、正式な規準およびプロセスが存在する。これには以下が含まれる。

- a) ICS 所要資本および関連するリスク・チャージ、分散効果に対する影響、ならびにモデルの範囲の変更
- b) 構造および理論/手法
- c) データソース、外部モデルの変更およびガバナンスシステムの変更
- d) 検証枠組み
- e) モデルの方針
- f) モデルの利用

L2-428. モデルの変更は適切に文書化のうえ、実施され、GWS に伝達される。

#### **7.3.4.2 エキスパートジャッジメント**

L1-174. IAIG は、エキスパートジャッジメントを受ける全てのインプットに関する、十分なガバナンスプロセスを有する。

L2-429. IAIG は、エキスパートジャッジメントを受ける全てのインプットについて、モデルにおける不確実性および影響度により等級分けしたうえで、それに準拠していることを証明する。

L2-430. エキスパートジャッジメントが利用される場合には、その内容が文書化される。付属文書では、用いられた前提条件、その重大性、意見の根拠、関与した専門家、専門家の資格、下されたジャッジメントの適切性、意図される利用方法および有効期間が詳述される。

L2-431. エキスパートジャッジメントは、その重大性に応じて適切な役職レベルで承認される。エキスパートジャッジメントの重大性を評価するために、定量的および定性的指標が考慮することができる。

L2-432. 前提条件の検証およびエキスパートジャッジメントの利用のためのプロセスおよびツールは文書化され、エキスパートジャッジメントのガバナンスに準拠する。

#### 7.3.4.3 外部モデルおよびデータ

L1-175. 内部モデルの一部で用いられる外部モデルは、内部モデルの、内部で開発された部分と同様の基準を遵守する。

L1-176. GWS は、IAIG において外部モデルの検証プロセスおよび結果が適切に理解されていることを確保する。

L2-433. 外部データが用いられる場合、IAIG はその限界およびリスク・プロファイルとの合致についての適切な理解、ならびに当該データが、データおよびエキスパートジャッジメントのガバナンスを遵守していることを示す。

L2-434. 外部データおよびエキスパートジャッジメントはモデル検証の範囲に含まれる。

#### 7.3.4.4 モデルの継続的な適切性

L1-177. IAIG は、内部モデルの設計および運営の継続的な適切性、ならびに内部モデルが IAIG のリスク・プロファイルを継続的に適切に反映することを確保する。

L2-435. IAIG は、モデルがリスクと比較してどのように発展したか、およびモデルの変化による累積的な影響について理解できるようにする指標を定義し、モデルの経時的な発展をモニターすることを可能にするベンチマーク調査を開発する。累積的影響に関する近似値の利用により、IAIG が内部モデルの異なる発展段階ごとに資本チャージを必ずしも計算する必要がないような、適切な結果を導くことができる。指標は ICS 標準手法に限定されない。

L2-436. IAIG を実質的に経営する人物（経営幹部および上級管理職）および内部モデルを実行するスタッフは、定期的に内部モデルに関する適切な研修を受ける。彼らは、自身が責任を負う領域で用いられる内部モデルの一部分について、十分に詳細な理解を明示することができる。

L2-437. IAIG は内部モデルに携わるチームに十分なスタッフが配置されていること、およびモデルに関する知見が常に維持されることを確保する。

L2-438. 検証プロセスの厳密さは、常に維持され、内部モデルが承認された基準が維持されることを確保する。検証プロセスには、内部モデルが過去に承認されたバージョンで用いられていた前提条件、ポートフォリオの特徴、および構造またはパラメーター化から逸脱していないかを評価するための、承認後の内部モデルの定期的なレビュー、ならびにこうした逸脱が特定された場合の臨時のレビューが含まれる。また検証プロセスは、内部モデルが継続して業界標準またはベストプラクティスと受け止められることを確保する。内部モデルが GWS によって課された要件を遵守しなくなったと IAIG が認識した場合には、IAIG はその旨を遅滞なく GWS に通知する。

#### 7.3.4.5 非保険事業体

L2-439. セクター別の所要資本が存在する非保険金融事業体については、資本要件は ICS 標準手法における同等の要件（L2-336）と整合的であるべきである。その他の非保険非金融事業体については、IAIG は、自社で抱えるリスクが内部モデルによりカバーされており、かつ検証されていることを証明できる場合、内部モデルを利用することができる。そうでない場合、IAIG は、非金融事業体向けの標準手法で規定されたアプローチを用いて、部分的内部モデルを利用することができる。

### 7.3.5 部分的内部モデル(PIM)の利用についての一般規程

#### 7.3.5.1 部分的内部モデルの枠組み

L1-178. 前のセクションで規定された要件を満たす場合、IAIG は内部モデルを利用することができる。以下の条件の少なくとも 1 つに合致する場合には、内部モデルは部分的と考えられる。

- モデルの範囲が、特定された全ての定量化可能なリスクをカバーしていない場合
- モデルの範囲が、グループ内の保険事業全体をカバーしていない場合。例えば、具体的なポートフォリオまたは事業体をカバーしていない場合

#### 7.3.5.2 内部モデルの範囲の正当化

L1-179. 部分的内部モデルの承認に向けた申請には、当該条件を遵守していることのエビデンス、およびモデルの範囲が限定的であることの正当性に係る適切な説明が含まれる。

L2-440. IAIG は、PIM に起因する資本要件が、どのように IAIG のリスク・プロファイルをより適切に反映しているかを説明する。

L2-441. 内部モデルがカバーする事業の範囲という観点で部分的となる場合、提示する説明においては、特定の事業が内部モデルから除外される理由を示し、また、部分的内部モデルの使用によって、グループがさらされる全体的なリスクが過小評価（例えば、良いところ取り(cherry-picking)）されていないことを証明する。

L2-442. 部分的内部モデルの利用申請を評価する際には、GWS は少なくとも以下を考慮する。

- IAIG のリスク・プロファイルとの関連における、除外された事業の重大性およびリスク・プロファイル
- 内部モデルの範囲に含まれる事業および除外される事業の双方について、所要資本の計算における標準手法の適切性。GWS は特に、事業を除外することが以下につながるかどうかを評価すべきである。
  - グループのリスク・プロファイルに対して不十分な所要資本
  - IAIG のリスク・プロファイルに対する寄与度ではなく除外された事業の所要資本に基づく、不適切な自己資本の配分
  - 内部モデルの範囲が限定的であることに起因する、IAIG およびその事業におけるリスク管理上の欠陥

L2-443. IAIG の特定のリスクまたは事業のみをカバーする PIM の利用申請を評価する際には、GWS は IAIG に対し、モデルの範囲を拡大するための現実的な移行計画の策定を求める場合がある。移行計画では、具体的なリスク・モジュールに関連する IAIG における保険事業の大部分をモデルがカバーできるよう、IAIG がその他のリスク、ポートフォリオまたは事業まで、モデルの範囲を段階的に拡大していく方法を規定すべきである。このような場合、GWS は、移行計画が完了するまでの条件付けや資本追加のようなリスク軽減策が必要かどうかを検討すべきである。

#### 7.3.5.3 部分的内部モデルの統合

L1-180. 部分的内部モデルに起因する資本要件は、標準手法から得られる所要資本に完全に統合され、逆もまた同様である。

L2-444. 部分的内部モデルの場合、異なるリスク構成要素を個別に計算し、内部モデルでさらに合算することなく、標準手法に直接、統合することがより適切となる場合がある。例

例えば、部分的内部モデルが市場リスク・モジュールおよび損害保険引受リスク・モジュールをカバーする場合、それらは同一の確率分布のもとで統合されるのではなく、標準手法に直接、統合される。

L2-445. 利用される統合手法は部分的内部モデルの一部と考えられ、GWS の承認を受ける必要がある。

L2-446. IAIG は標準的な統合手法として、ICS 技術的仕様書で規定される標準手法の相関行列および数式を検討すべきである。

L2-447. 標準手法の相関行列の利用が適切ではないと IAIG が GWS に示した場合には、GWS による承認を受けるために代替的手法を提出することができる。IAIG は提案された統合手法の適切性を証明すべきである。提案された統合手法では、ICS のリスク尺度および測定期間に沿った水準の保険契約者の保護を確保すべきである。提案された合算手法は IAIG のリスク・プロファイルも反映すべきである。

L2-448. 部分的内部モデルの結果の統合に対する評価は、特に部分的内部モデルまたは IAIG のリスク・プロファイルに重大な変更がある場合に、IAIG によって定期的に検証されるべきである。

L2-449. GWS に対する年に一度の報告は、部分的内部モデルと標準手法の合算から得られる分散効果の推計ができるような方法で、部分的内部モデルおよび標準手法の双方から生じる資本要件の特定を可能にすべきである。

## Annex 1 議決権のない持分事業体の取扱い(資産および保険の証券化)

### 資産の証券化

L2-450. 保険会社は、グループにより組成された証券化を連結対象としないために、以下の全ての条件を満たさなければならない。

- a. 基礎となるエクスポージャーに付随する重大な信用リスクが第三者に移転された。
- b. 譲渡人が、移転されたエクスポージャーに対して実質的または間接的な支配権を保持していない。当該エクスポージャーは、破綻または管財手続きの場合であっても、譲渡人およびその債権者の力の及ばない（例えば、資産の売却またはサブ・パーティシペーション（参加契約）を通じた）方法で、エクスポージャーが譲渡人から法的に隔離されている。銀行は、真正売却を確認する法律上の見解を得るべきである。
- c. 譲渡人は、自身が(i)以前に移転したエクスポージャーをその利益を享受するために、譲受人から買い戻すことができる、または(ii)移転したエクスポージャーのリスクを保持する義務がある場合、移転された信用リスク・エクスポージャーに対する有効な支配権を維持しているとみなされる。エクスポージャーに対する譲渡人の元利支払権の保持は、必ずしもエクスポージャーの間接的な支配権を構成するものではない。
- d. 発行された証券は、譲渡人の債務ではない。そのため、当該証券を購入した投資家は、基礎となるエクスポージャーに対する請求権のみを有する。
- e. 譲受人は特定目的事業体（SPE）であり、また、その事業体における受益権の保有者は、それらを制限されることなく担保差入れまたは交換する権利を有する。
- f. クリーンアップ・コールは、以下の全ての条件を満たさなければならない。(i) クリーンアップ・コールの行使は、形式上も実質的にも強制的であってはならず、むしろ、組成会社の自由裁量でなければならない、(ii) クリーンアップ・コールは、投資家保有の信用補完または持高への損失配分を回避するよう仕組みられてはならず、または、信用補完の提供を意図して仕組みられてはならない、(iii) クリーンアップ・コールは、当初の原資産ポートフォリオまたは発行証券の10%以下が残存している、もしくは、合成証券化については当初の参照ポートフォリオの10%以下の価値が残存している場合に限り、行使可能でなければならない。
- g. 証券化には、以下の条項は含まれない。(i) 独立した、かつ無関係の第三者に市場価格でエクスポージャーを売却することで達成される場合を除き、共同資金の信用度を向上させるため、基礎となるエクスポージャーの変更を組成会社に要求する、(ii) 留保した最初の損失持高の増加、または組成会社により取引開始後に提供された信用補完を認める、または(iii) 基礎となる共同資金の信用低下に対応して、投資家および信用補完を提供する第三者など、組成会社以外の当事者へ支払われる利回りを増加させる。
- h. 適格なクリーンアップ・コール、税制および規制の特定の変更を理由とした終了、または早期償却条項を除き、終了オプション/トリガーは存在してはならない。

## 保険の証券化

L2-451. 保険会社は、グループにより組成された証券化を連結対象としないために、以下の全ての条件を満たさなければならない。

- a. SPE は保険会社または再保険会社以外の何らかの事業体であり、再保険契約または同様の取決めを通じて（再）保険会社のリスクを引き受け、かつ、（再）保険会社の再保険債務に劣後する償還権が含まれる債券の発行またはその他の財務上の取決めにより、そのリスク・エクスポージャー全額を調達する。
- b. SPE が複数の（再）保険会社のリスクを引き受ける場合、当該 SPE の支払能力は、それら（再）保険会社のうちいずれかの解散手続によって不利な影響を受けない。
- c. SPE は常に以下の条件を満たす。
  - i. SPE は、その市場価格が、事業費を含め、SPE の最大支払額と同額またはそれを超える資産を有し、かつ、支払期日に支払義務を負う金額を支払うことができる。
  - ii. 債券発行または他の融資の仕組みによる収益が完全に払込済みである。
- d. （再）保険会社から SPE、および SPE から債券または融資の提供者へのリスクの移転に関する契約上の取決めが、以下の条件を満たす。
  - i. 全ての状況においてリスク移転が有効である。
  - ii. リスク移転の範囲が明確に定義され、争いの余地がない。
  - iii. 債券または融資メカニズムの提供者の請求権が、常に IAIG 内の（再）保険会社に対する SPE の再保険債務に劣後する。
  - iv. 支払の結果、SPE の資金が完全でなくなる場合、債券または融資の提供者に対して、支払が一切行われぬ。
  - v. SPE への債券または融資の提供者に、（再）保険会社の資産に対する償還請求権が一切ない。
  - vi. SPE への債券または融資の提供者に、SPE の解散の申入れ権が一切ない。

## Annex 2 損害保険セグメントの ICS の定義

ICSセグメント	定義
EEAおよびスイス / Medical expense insurance	予防的または治療的なものを含む、疾病、事故、障害または病弱による医療または治療のための給付または経済的補償をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Income protection	疾病、事故、障害または病弱から生じる経済的補償をカバーする保険義務 (Medical expense insuranceを除く)
EEAおよびスイス / Workers' Compensation	労働災害、労働傷害および職業病に係る医療保険義務で、生命保険と類似の技術的基礎に基づいて行われていないもの
EEAおよびスイス / Motor vehicle liability - Motor third party liability	陸上を運行する自動車の使用に基因する全ての責任をカバーする保険義務 (運送業者責任を含む)
EEAおよびスイス / Motor, other classes	陸上の乗物 (鉄道車両を含む) の全ての損害または損失をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Marine, aviation and transport	海洋、湖、河川および運河の船舶、航空機に対する全ての損害または損失、ならびに輸送形態にかかわらず輸送中の物品または手荷物に対する損害または損失をカバーする保険義務。海洋、湖、河川または運河において航空機、船舶またはボートを使用することによって生ずる責任を対象とする保険義務 (運送業者責任を含む)
EEAおよびスイス / Fire and other damage	火災、爆発、暴風雨、雹や霜を含む自然災害、原子力、地盤沈下および盗難などのあらゆる事象による財産 (motor (other)、marine/aviation/transport以外のもの) の損害または損失をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / General liability - third party liability	自動車賠償責任並びに海上、航空および運送に係るもの以外の全ての賠償責任をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Credit and suretyship	支払不能、輸出信用、割賦信用、不動産ローン信用、農業信用、および直接、間接の保証をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Legal expenses	法的費用と訴訟費用をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Assistance	旅行中、外出中または常居所を離れている間に困難に陥った者に対する援助をカバーする保険義務
EEAおよびスイス / Miscellaneous financial loss	雇用リスク、所得の不足、悪天候、逸失利益、継続的な一般経費、不測の取引費用、時価の喪失、賃貸料または収益の喪失、上記以外の間接的な取引による損失、その他の経済的な損失 (非取引関連)、および上記の商品種類でカバーされない損害保険のその他のリスクを対象とする保険義務
EEAおよびスイス / Non-proportional health reinsurance	医療保険クラスの非比例再保険

ICSセグメント	定義
EEAおよびスイス / Non-Proportional Casualty reinsurance	災害保険クラスの非比例再保険 (motor vehicle liabilityおよびgeneral liability)
EEAおよびスイス / Non-proportional marine, aviation and transport reinsurance	海上、航空、および運送に係る非比例再保険
EEAおよびスイス / Non-Proportional property reinsurance	財産保険クラスの非比例再保険 (other motor, fire, credit/suretyship, legal expensesおよびassistance)
カナダ / Property - personal	財産の損失または損害に対する保険であり、偽造によって生じた損失に対する保険を含む。これには、居住用建物保険やマルチペリル契約などの分類が含まれ、アパート、下宿、モーテルのような居住用建物や、工場、商業ビル、不可分の保険料で発行された個人向けパッケージ契約の債務エクスポージャーが含まれる。この保険商品種類には、火災保険や家財、住宅所有者、住宅での窃盗と盗難、および特別な住宅ガラスの補償が含まれる。傷害に関する個人賠償などの災害保険はこのカテゴリーには含まれない。
カナダ / Home Warranty	保証提供者が発行する保険契約で、新築住宅の欠陥と、そのために所有者が被る損失または費用を対象とするもの
カナダ / Product Warranty	自動車以外の動産の損失または損傷に対する他の種類の保険に該当しない保険であって、保険者が動産の修繕または交換の費用を支払うことを約束するもの
カナダ / Property - commercial	財産の損失または損傷に対する保険であって、偽造並びに全ての商業用財産およびマルチペリル保険に起因する損失に対する保険を含むが、規制当局が定める全ての別個の種類を除外する。
カナダ / Aircraft	<p>保険対象:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空機または航空機の使用に起因するそれぞれの場合における人の傷害若しくは死亡または財産の損失若しくは損傷から生ずる責任</li> <li>2. 航空機およびその使用機会の損失、または損傷</li> </ol>
カナダ / Automobile - liability / personal accident	<p>以下に該当する保険:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車または自動車の使用若しくは運行に起因する人の傷害若しくは死亡または財産の損失若しくは損傷から生ずる責任に対するもの</li> <li>2. その事故が自動車または自動車の使用若しくは運行によって生じたものであるときは、その事故について責任があるかどうかを問わず、accident and sickness insuranceの定義のうち (i) または (ii) に該当するものであつて、かつ、保険契約が自動車または自動車の使用若しくは運行によって生じた人の傷害または死亡によって生じた責任を対象とする保険を含むもの</li> </ol>
カナダ / Automobile - other	自動車のおよびその使用機会の損失、または損傷に対する保険

ICSセグメント	定義
カナダ / Boiler and Machinery	<p>保険対象:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる種類の圧力容器や、圧力容器に接続された、もしくは圧力容器により作動する管、エンジンおよび機械の爆発、破裂または事故に起因するそれぞれの場合における人身の傷害、死亡、財産の損失もしくは損傷、財産の損失若しくは損傷から生じる責任</li> <li>機械の故障に起因するそれぞれの場合における人身の傷害、死亡、財産の損失もしくは損傷、財産の損失もしくは損害から生じる責任</li> </ol>
カナダ / Equipment Warranty	<p>自動車またはその機械的故障から生ずる設備の損失または損傷を補償するboiler and machinery insuranceのサブクラス。ただし、automobile insuranceまたはautomobile insuranceに付随する保険を含まない。</p>
カナダ / Credit Insurance	<p>信用を供与した者の損失が、信用を供与された者の支払不能または債務不履行の結果である場合における当該損失に対する保険</p>
カナダ / Credit Protection	<p>個人の所得または所得を得る能力に障害が生じた場合、もしくは潜在的に障害が生じた場合に、個人の信用残高または債務の全部または一部を支払うことを保険者が約する保険</p>
カナダ / Fidelity	<p>信頼される立場にある者による盗難、立場の悪用または職務の不誠実な遂行により生じる損失に対する保険、および保険者が事務所の任務の適切な遂行を保証することを約する保険</p>
カナダ / Hail	<p>雹による農作物の被害に対する保険</p>
カナダ / Legal Expenses	<p>契約に規定された法律サービスのために個人が負担する費用に対する保険。これには、サービスのために発生した報酬およびサービスの提供に関して発生したその他の費用が含まれる。</p>
カナダ / Liability	<p>以下の保険（他の種類の保険に該当するものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人の身体の傷害または人（使用人を含む。）の障害もしくは死亡から生じる責任に対するもの</li> <li>財産の損失または毀損による責任に対するもの</li> <li>当該保険契約が、責任の有無にかかわらず、被保険者またはその家族以外の者の身体の傷害により生じる費用に対する、副規定(i)に規定する保険を含むもの。一般賠償、サイバー賠償、役員賠償、超過賠償、職業責任、アンブレラ賠償、汚染責任を含む。</li> </ol>
カナダ / Mortgage	<p>不動産の担保権または他の担保権によって担保されたローンの借り手のデフォルトによって引き起こされる損失に対する保険</p>
カナダ / Surety	<p>保険者が契約もしくは約束の正当な履行、または不履行に対する違約金もしくは補償の支払を保証することを約する保険</p>

ICSセグメント	定義
カナダ / Title	<p>以下により生じた損害に対する保険</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ローン、担保、抵当権、債務、地役権その他不動産に関する制限の存在</li> <li>2. ローン、担保、抵当権、質権、債務その他動産に関する制限の存在</li> <li>3. 副規定(i) または (ii) に規定される、制限の設定の証拠となる文書の不備</li> <li>4. 財産権原の瑕疵</li> <li>5. 財産権原または財産の使用および享有の権利に影響を及ぼすその他の事項</li> </ol>
カナダ / Marine	<p>以下から生じる責任に対する保険</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人の身体の損傷または死</li> <li>2. 財産の損失または損傷</li> <li>3. 海もしくは内陸水路での航海もしくは海洋冒険中、または海もしくは内陸水路での航海もしくは海洋冒険に付随する遅延中もしくは水路以外の手段による運搬中に生じた財産の損失もしくは損害</li> </ol>
カナダ / Accident and Sickness	(原文空欄)
カナダ / Other Approved Products	他の種類の保険に含まれないリスクに対する保険
米国 / Auto physical damage	被保険者の車両への重大な損害を補償する自動車保険(衝突、破壊行為、火災、盗難など)
米国 / Homeowners /Farm owners	<p>Homeowners          広義の個人賠償責任の対象となる個人資産および/または構造物、住宅、付帯構造物、非明記動産、および追加の生活費に対する補償</p> <p>Farm owners          農業および牧場のリスクについての同様の補償          農家の住居と内容物(例えば移動機器や家畜)、納屋、厩舎、その他の農場構造物、および農業の運送における個人的および事業上の損失に対する資産および負債の補償</p>
米国 / Special property	<p>火災(fire)、系列危険(allied lines)、運送(inland marine)、地震(earthquake)、盗難(burglary and theft)等の各商品種類。火災保険は、事業の中断、賃貸料の損失などの、火災または落雷の危険によって引き起こされた損害による不動産または個人の財産への損失を含む。系列危険保険はガラス、竜巻、暴風および雹、スプリンクラーおよび水濡れ損害、爆発、暴動および騒乱、作物、洪水、雨、航空機および車両等の財産保険と共に一般的に引き受けられる補償。運送は輸送中、受託者による保管中または特定の場所に所在する財産、しばしば異なる場所にある可動物(例えばオフロード建設機械)、または生物やアンティークまたは収集家価値のある財産を含む明記物件(例えば Homeowners Personal Floater)に対する補償。この商品種類は、橋、トンネル、栈橋、波止場、ドック、パイプライン、電力および電話回線、ならびにラジオおよびテレビ塔などの輸送および通信の手段も含む。</p>

ICSセグメント	定義
米国 / Private passenger auto liability/medical	自動車の所有、維持または使用に起因する事故により生じた自動車関連の負傷(傷害および医療費)または他人の財産に生じた損害に対する法的責任に基づく経済的損失の補償。商用車の保険は含まない。
米国 / Commercial auto/truck liability/medical	商用車用であることを除きprivate passenger auto liability/medicalに類似
米国 / Workers' compensation	州または連邦の労働者補償法およびその他の法律で規定されている、過失に関係なく雇用している人の負傷、障害または死亡に対する使用者の責任を補償する保険。従業員の負傷に対する慣習法上の賠償責任に対する事業主の賠償責任保険を含む(労働者災害補償法によって課される責任とは区別する)。超過労働災害補償は除く。
米国 / Commercial multi-peril	同一保険契約に含まれる、様々な資産および負債リスクを含む、企業のための2つ以上の保険補償。farmowners、homeowners、automobile以外のマルチペリル契約を含む。
米国 / Medical professional liability - Occurrence	認可された医療提供者または医療施設に対して、被保険者の不正行為、過失、または専門的サービスを提供する能力の欠如による人の死亡または負傷に起因する法的責任に対応する保険。保険期間中に発生した事故を補償する。
米国 / Medical professional liability - Claims-Made	認可された医療提供者または医療施設に対して、被保険者の不正行為、過失、または専門的サービスを提供する能力の欠如による人の死亡または負傷に起因する法的責任に対応する。保険期間中に提起された請求を補償する。
米国 / Other Liability-Occurrence	過失、不注意、または物的損害や人身傷害の原因となる行為の不履行から生じる法的責任に対する保険。通常、補償範囲には以下のものに対する責任が含まれる。 construction and alteration、contingent、contractual、elevators and escalators、errors and omissions、environmental pollution、excess stop loss、excess over insuredまたはself-insured amountsおよびumbrella、liquor、personal injury、premises and operations、completed operations、nonmedical professional等。 自家保険事業主に対して損害超過額を補償する保険(超過労働災害補償)も含む。保険期間中に発生した事故を補償する。
米国 / Other Liability - Claims-Made	補償期間中に行われた請求をカバーすることを除き、上記のother liability - occurrenceと同じ種類の補償。保険事故は保険期間中に発生する必要はない。
米国 / Products liability	Products liability - occurrence: 補償期間中に発生したイベントを補償する。 Products liability - claims made: 保険期間中に行われた請求を補償する。 製品の製造者、流通業者、販売業者、または賃貸業者の、製品の使用に関連して個人または団体に傷害または損害を与える欠陥に起因する法的責任を補償範囲とする。

ICSセグメント	定義
米国 / Reinsurance - non-proportional assumed property	(前出の)fire allied lines、ocean marine、inland marine、earthquake、group accident and health、credit accident and health、other accident and health、auto physical damage、boiler and machinery、glass、burglary and theft、internationalにおける非比例的賠償責任再保険
米国 / Reinsurance - non-proportional assumed liability	(前出の)farm owners multiple-peril、homeowners' multiple-peril、commercial multiple-peril、medical professional liability、workers' compensation、other liability、products liability、auto liability、aircraft (all perils)、internationalにおける非比例的賠償責任再保険
米国 / Special liability	海上(ocean marine)、航空総合(aircraft (all perils))、ボイラーおよび機械(boiler and machinery)を含む様々な保険カバー。海上は、海洋および内陸水運への以下のようなエクスポージャーを対象としている: 商品や貨物など、船舶や船体、収益、賠償責任。航空総合は、航空機(機体)とその積載物、航空機所有者と製造業者の航空機、旅客、空港、その他の第三者に対する賠償責任の補償である。ボイラーおよび機械は、ボイラー、機械および電気設備の故障に対する補償である。補償範囲には、事故により直接損害を受けた被保険者の財産、一時的な修繕費用、他者の財産への賠償責任が含まれる。
米国 / Mortgage insurance	不動産ローン保証は、借手が不動産ローンの必要な支払を履行できない場合に貸手の損失を補償する。
米国 / Fidelity/surety	fidelityは、従業員の不正行為(例えば現金、有価証券、貴重品の紛失)による雇用主の損失を補償する保証証券である。suretyは、第三者の作為または不作為による債務不履行の際、保険者が第三者に支払、または債務履行することを合意する三者契約である。
米国 / Financial Guaranty	金融保証は、保証証券、保険証券、もしくは保険会社が発行した保証、補償契約、および上記に類似する保証であり、金融的な義務の不履行の結果として、被保険者である債権者、債務者、または被補償者に金融損失が発生したことの証憑に基づいて損失を支払う。
米国 / Other	他の種類に含まれないが財産・災害・事故・健康の一部と考えられる、信用、保証を含む補償。Schedule Pのinternationalはリスクが所在する地域に割り当てべきであるが、それが不可能な場合は、このセグメントに含めることができる。
米国 / Reinsurance - non-proportional assumed financial lines	以下の商品種類に対する非比例再保険: (前出の)mortgage guaranty、financial guaranty、fidelity、surety、credit、international
日本 / 火災	企業または個人の火災、風災、雹、水災および地震による財物損害を補償する。
日本 / 船舶	船舶の損害を補償する。
日本 / 積荷	船舶により輸送されている商品・財物の損害を補償する。
日本 / 運送	Inland marineと呼ばれ、船舶または航空機以外で輸送されている財物をカバーする。

ICSセグメント	定義
日本 / 傷害	事故による身体傷害に伴う損失をカバーする。この保険では保険契約者は、特定の事故の結果として、実損填補または定額給付金を受け取る。
日本 / 自動車	被保険者に生じた傷害または自動車損害および被保険者による第三者の損害についての賠償責任をカバーする。フリート自動車保険はここに含めるべきであることに留意されたい。
日本 / 航空	航空機、航空機による運送中の、もしくは宇宙へ打ち上げられた商品または財物、輸送中の商品または財物への損害もしくは第三者への傷害または財物損害による賠償責任をカバーする。
日本 / 保証保険	信用が供与された顧客の破産または支払不能による経済的損失をカバーする。
日本 / 機械	機械の破損の結果生じた損失から被保険者を保護する。
日本 / 一般賠償責任	傷害、財物損失または損害に対する第三者への賠償および費用支払の法的責任をカバーする。
日本 / 建設工事	建設中の財物に生じる損害をカバーするために建設業者によって購入される。
日本 / 動産総合	自動車、航空機および船舶以外の財物の損失または損害をカバーする。
日本 / 労災補償	雇用中あるいは雇用を起因とする身体障害または職業性疾病に対する無過失ベースの補償金をカバーし、不法行為によって生じた身体障害または職業性疾病について使用人が起こす訴訟に対する補償を使用者に提供する。
日本 / 費用	他の種類の保険ではカバーされない結果損害について、個別設計されたカバーを被保険者に提供する。
日本 / 介護費用保険	被保険者が所定の要介護状態になった際に給付金を提供する。この保険では契約者は、実損填補または定額給付金を受け取る。
日本 / その他	上記に掲載されていないその他全ての損害保険を含む。
中国 / Motor	保険の対象が車両そのものとそれに関連する賠償責任である乗物保険
中国 / Property, including commercial, personal and engineering	保険の目的が財物およびこれに関連する利益である保険
中国 / Marine and Special	保険の目的が船舶およびこれに関連する賠償責任である保険
中国 / Liability	保険の目的が、保険契約者が第三者に補償金を支払う賠償責任である保険
中国 / Agriculture	保険の目的が、災害による農業の財物的損失とする保険

ICSセグメント	定義
中国 / Credit	保険の目的が、債務者の支払不能、または支払拒否によるローンの貸手の経済的損失である保険
中国 / Short-term Accident	保険の目的が、事故による死亡や障害である保険。保険期間は通常1年以内
中国 / Short-term Health	保険期間が1年以内で、更新可能期間が保証されていない医療保険
中国 / Short-term Life	短期生命保険で、保険の対象は被保険者の死亡。保険期間は通常1年以内
中国 / Others	その他の保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Householders	このクラスは一般的なHouseholders契約をカバーし、以下のクラスやリスクを含む: 家財、動産、放火、強盗など。これらの製品に通常付随する公的賠償は分離する必要がある。 このクラスは、Householdersの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Commercial Motor	下のDomestic Motorで定義される自動車を対象とするカバーを除く自動車保険(対物補償を含む)。これには、長距離および中距離トラック、クレーン、特殊車両、およびフリートを対象とする契約が含まれる。 このクラスは、Commercial Motorの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Domestic Motor	自動車保険(対物補償を含む)で、自家用の貨物自動車、オートバイ、自家用キャラバン、貨物またはボートトレーラー、および通常は事業用または商業用保険の対象とならないその他の車両を対象とするもの。 このクラスはDomestic Motorの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Other type A	householders、motorと類似の性質を有するその他の保険。 このクラスは他のOther type Aの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Travel	旅行に伴う荷物や身のまわり品の紛失、欠航による損失、海外での医療費などの損失に対する保険 このクラスはTravelの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Fire and ISR	通常fire(スプリンクラーの漏水、沈下、暴風、雹、作物、放火、逸失利益を含む)およびIndustrial Special Riskに分類される全ての契約を含む。 このクラスはFire and Industrial Special Riskの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Marine and Aviation	Marine Hull、Marine Liability (pleasure craftを含む)およびMarine Cargo (sea transit、inland transitを含む)等。また、Aviation (aircraft hull、aircraft liability等)も含む。 このクラスは、Marine and Aviationの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Consumer Credit	傷害、疾病または失業により所得の損失が発生した場合、もしくは死亡の場合に、個人ローンおよびクレジットカード・ファイナンスのローン返済を行う消費者の能力を保護する保険 このクラスは、Consumer Creditの比例再保険も含む。

ICSセグメント	定義
オーストラリアおよびニュージーランド / Other Accident	miscellaneous accident、 all risks (荷物、運動用具、銃)、Fire and ISRの一部でない場合のengineering、パッケージでない場合のplate glass、livestock、pluvius、sickness and accidentを含む。 このクラスはOther Accidentの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Other type B	Fire & ISR、marine、aviation、consumer credit、other accidentに類似した性質を有するその他の商品種類 このクラスはOther type Bの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Mortgage	住宅または他の資産の抵当権によって担保されたローンの借手がデフォルトした際の貸手への損失に対する保険 このクラスはMortgageの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / CTP	Compulsory Third Party保険 このクラスはCTPの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Public and Product Liability	Public Liabilityは、被保険者の事業の運営に起因する身体の傷害または財産の損害に関する公衆に対する法的責任をカバーする。Product Liabilityには、Fire & ISRの契約でカバーされていない、物品の使用および汚染流出による環境浄化によって生じた、またはその結果として生じた損失および/または負傷に対する補償を規定する契約が含まれる。Householdersに付随するbuilders warranty、public liabilityを含む。 このクラスは、Public and Product Liabilityの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Professional Indemnity	PIは、専門家が専門業務を遂行する際に犯した誤りや怠慢により、第三者が被った経済的損失に対する責任を対象としている。Directors' and Officers' Liability、legal expenseを含む。通常、法的費用の補償はこのタイプの保険に含まれている。 このクラスでは、Professional Indemnityの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Employers' Liability	Workers' compensation、seaman's compensation、domestic workers' compensationを含む。 また、Employers' Liabilityの比例再保険も対象となる。
オーストラリアおよびニュージーランド / Short tail medical expenses	疾病、事故、障害または病弱による予防的または治療的な医療または治療で、通常、保険契約期間中または保険期間が満了した直後(通常、最大1年間)に行われるものための給付または金銭的補償を対象とする保険義務
オーストラリアおよびニュージーランド / Other type C	Mortgage、CTP、other liabilityと類似した性質を持つその他の保険のクラス このクラスは、Other type Cの比例再保険も含む。
オーストラリアおよびニュージーランド / Householders - non-prop reins	Householders (定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Commercial Motor - non-prop reins	Commercial Motor (定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Domestic Motor - non-prop reins	Domestic Motor (定義は上記参照)の非比例再保険

ICSセグメント	定義
オーストラリアおよびニュージーランド / Other non-prop reins type A	Other type A(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Travel - non-prop reins	Travel(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Fire and ISR - non-prop reins	Fire and ISR(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Marine and Aviation - non-prop reins	Marine and Aviation(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Consumer Credit - nonprop reins	Consumer Credit(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Other Accident - non-prop reins	Other Accident(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Other non-prop reins type B	Other type B(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Mortgage - non-prop Reins	Mortgage(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / CTP - non-prop reins	CTP(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Public and Product Liability - non-prop reins	Public and Product Liability(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Professional Indemnity - non-prop reins	Professional Indemnity(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Employer's Liability - non-prop reins	Employer's Liability(定義は上記参照)の非比例再保険
オーストラリアおよびニュージーランド / Other non-prop reins type C	Other type C(定義は上記参照)の非比例再保険

ICSセグメント	定義
香港 / Accident and health	<p>被保険者の以下のリスクに対する金銭での定額給付または実損填補の性質を有する給付(または両方の組み合わせ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事故による負傷または死亡</li> <li>2.疾病による無能力化</li> <li>3.病気</li> </ol>
香港 / Motor vehicle, damage and liability	<p>この保険は以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.自動車の乗客としての移動によって人が負傷または死亡するリスクに対する保険</li> <li>2.陸上で使用する交通乗用具(自動車を含む。鉄道車両を除く。)の損失または損傷に対する保険</li> <li>3.陸上での自動車の使用に起因または関連して生じる損害に対する保険(第三者のリスクおよび運送業者の責任を含む)</li> </ol>
香港 / Aircraft, damage and liability	<p>この保険には以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.航空機の乗客として移動したことにより負傷または死亡するリスクに対する保険</li> <li>2.航空機または航空機の機械、器具、什器もしくは設備に対する保険</li> <li>3.航空機の使用に起因または関連して生じる損害に対する保険(第三者のリスクおよび運送業者の責任を含む)</li> </ol>
香港 / Ships, damage and liability	<p>この保険には以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.船舶の乗客として海上を移動したことにより負傷または死亡するリスクに対する保険</li> <li>2.海上もしくは内陸水路において使用される船舶または当該船舶の機械、器具、什器若しくは設備に対する保険</li> <li>3.海上または内陸水路における船舶の使用により、またはそれに関連して生ずる損害に対する保険(第三者のリスクおよび運送業者の責任を含む)</li> </ol>
香港 / Goods in transit	<p>輸送形態にかかわらず、輸送中の商品、手荷物およびその他全ての物品の紛失または損傷に対する保険(自動車、航空機、船舶、その他の輸送手段で輸送中の商品を含む)</p>
香港 / Fire and Property damage	<p>この保険には、財物(自動車、航空機、船舶または輸送中の物品以外)に関する以下を理由とした損失または損害に対する保険が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.火災、爆発、暴風雨、暴風雨以外の自然の力、原子力または地盤沈下</li> <li>2.雹や霜、または1で述べられているもの以外の事象(窃盗など)</li> </ol>
香港 / General liability	<p>被保険者が第三者に対して責任を負うリスクに対する保険であり、当該リスクが自動車、航空機または船舶に関連するリスクでないもの</p>

ICSセグメント	定義
香港 / Pecuniary loss	<p>これには以下が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.被保険者への債務者の倒産、支払不能によって生じる被保険者の損失のリスクに対する保険</li> <li>2.保証契約(Suretyship)</li> <li>3.行っている事業の遂行に支障が生じること、もしくはその事業の範囲を縮小することによるリスクに対する保険</li> <li>4.被保険者が法律上の費用(訴訟費用を含む)を負担することによる損失のリスクに対する保険</li> </ol>
香港 / Non-proportional treaty reinsurance	<p>上記の損害保険の8つの会計区分それぞれに特約再保険を割り当てることが実務上不可能な場合には、Non-proportional treaty reinsuranceとProportional treaty reinsuranceの2つの大分類に表示することができる。</p>
香港 / Proportional treaty reinsurance	<p>上記の一般事業の8つの会計区分それぞれに特約再保険を割り当てることが実務上不可能な場合には、Non-proportional treaty reinsuranceとProportional treaty reinsuranceの2つの大分類に表示することができる。</p>
韓国 / Fire, technology, Overseas	<p>これには、Fire、Technology、Original overseas、および海外からの受再保険が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Fire: 住宅火災、工場火災、一般火災(住宅および工場を除く普通建物およびその動産に係る火災保険)、その他火災に対する保険</li> <li>- Technology: 建設、組立、機械、電子機器等の保険。それぞれの定義を以下に示す。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)建設: 建設中の建物に対する損害と賠償責任に対する保険</li> <li>2)組立: 組立中に生じた構造物への損害と責任に対する保険</li> <li>3)機械: 機械の損害に対する保険</li> <li>4)電子機器: 電子機器への損害、およびデータの復元のための費用に対する保険</li> </ol> </li> <li>- Original overseas: 海外に所在する商品に関連する物的損害、傷害、損害賠償責任に対する保険</li> <li>- 海外からの受再保険: 再保険者として、他の保険者の海外からのリスクを引き受けること</li> </ul>
韓国 / Package	<p>この保険には、家庭用と事業用のPackageが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 家庭用: 個人の物的損害、傷害、損害賠償責任のうち、二種類以上の損害に対する保険</li> <li>- 事業用: 事業者の物的損害、損害賠償責任および構成員の傷害に対する保険のうち二種類以上の損害に対する保険</li> </ul>

ICSセグメント	定義
韓国 / Maritime	<p>この保険には、海運、運輸、航空が含まれる。具体的には、貨物、船舶、一般海上、海上賠償責任、運送、航空、宇宙、その他の海上を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)貨物: 貨物の海上輸送に関するリスクに対する保険</li> <li>2)船舶: 船舶の損害に対する保険</li> <li>3)一般海上: 海上工事におけるリスク等の、海上活動におけるリスクに対する保険</li> <li>4)海上損害賠償責任: 海上汚染損害賠償責任保険(船舶および一般海上を除く)などの海上損害賠償責任に対する保護</li> <li>5)運送: 内陸輸送における貨物のリスクに対する保険</li> <li>6)航空: 航空機の運航および航行、その他の航空機の損傷に対する保険(損害賠償責任)ならびに航空機の事故に関連する損害賠償責任に対する保険</li> <li>7)宇宙: 人工衛星の打上げ実行およびミッション運用のリスク、ならびに人工衛星の事故に関する保険(損害賠償責任)</li> <li>8)その他の海上保険: 上記を除く海上保険商品</li> </ol>
韓国 / Personal injury	<p>この保険には、傷害、旅行、その他(外国人に関するものを除く)を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)傷害: 不意の事故によって被保険者が被った傷害に対する保険</li> <li>2)旅行: 大韓民国国内旅行時に被った傷害に対する保険(国内旅行)、海外旅行時に被った傷害に対する保険(海外旅行)、留学生・海外駐在員等が長期の海外滞在時に被った傷害に対する保険(長期海外滞在)</li> <li>3)その他: 上記以外の傷害保険商品</li> </ol>
韓国 / Workers accident, liability	<p>この保険には、労働者災害補償保険と賠償責任保険が含まれる。</p> <p>-労働者の災害補償には、次のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)国内: 事故および使用者責任の補償</li> <li>2)海外: 事故および使用者責任の補償</li> <li>3)船員: 事故および使用者責任の補償</li> <li>4)職業訓練士: 事故および使用者責任の補償</li> </ol> <p>-賠償責任保険には、次のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)一般賠償責任: 個人賠償責任、事業賠償責任、船主責任、回航・フェリー事業、道路運輸事業、ガス事故、スポーツ施設、自治体など</li> <li>2)製造物責任: 製造物責任、製品回収および製品保証</li> <li>3)業務上過失責任: 業務上の過誤・過失・怠慢(E&amp;O)</li> </ol>
韓国 / Foreigners	外国人向けの傷害保険、旅行保険などが含まれる。
韓国 / Advance payment refund guarantee	建設業者が、船舶の建造または海洋施設の建設に係る前払金の返済の不履行により購入者が被る可能性のある損害のために購入する保険
韓国 / Other Non-life	上記以外の損害保険商品
韓国 / Private vehicle (personal injury)	自動車賠償保障法第五条第一項の賠償責任保険を含む自家用自動車に関する自動車保険のうち、被保険者が自動車を所有し、または管理するにあたって生じた事故に伴い他人を死傷させたことによる損害を填補する保険

ICSセグメント	定義
韓国 / Private vehicle (property, vehicles damage)	自家用自動車に関する自動車保険のうち、被保険者が自動車を所有し、または管理するにあたって生じた事故に伴う他の車両または自己の車両への損害を填補する保険
韓国 / Vehicle for commercial or business purpose (personal injury)	自動車賠償保障法第五条第一項の賠償責任保険を含む営業または事業用の自動車に関する自動車保険のうち、保険契約者が自動車を所有し、または管理するにあたって生じた事故に伴い他人を死傷させたことによる損害を填補する保険
韓国 / Vehicle for commercial or business purpose (property, vehicles)	営業または事業用の自動車に関する自動車保険のうち、保険契約者が自動車を所有し、または管理するにあたって生じた事故に伴う他の車両または自己の車両への損害をてん補する保険
韓国 / Other motor	上記以外の自動車保険
シンガポール / Personal Accident	傷害保険の引受に関するもの
シンガポール / Health	医療保険の引受に関するもの
シンガポール / Fire	火災、暴風雨、雹、水害、地震などによる事業者や家庭における財物への損害を補償する保険
シンガポール / Marine and Aviation - Cargo	運送中の貨物の損失または損害のリスクに対する保険、および船舶または航空機の使用に伴って生ずる運送中の貨物に関する賠償責任を含む。
シンガポール / Motor	自動車の使用に起因または関連して生じる損失、損害または賠償責任のリスクに対する保険を含む。
シンガポール / Work Injury Compensation	この保険は、雇用期間中、または雇用に起因して発生した傷害または職業病に対する補償金を補償する。
シンガポール / Bonds	メイド保険および保険会社が契約または事業の正当な履行、または不履行に対する違約金または補償の支払を保証 (Credit/ Credit related を除く) することを約する保険を含む。
シンガポール / Engineering Construction	建設プロジェクトに伴う損失や損害、損傷、既設の建築エンジニアリングプロジェクトの設置と建設などの、建設、建築、またはエンジニアリングに関するリスクに対する保険を含む。また、boiler and pressure vessel insurance、construction all risk insurance、engineering all risk insurance、erection all risk insurance、machinery all risk insuranceおよび標準的な財産保険から除外されるその他の特殊な設備や機械に関する保険も含む。
シンガポール / Credit	買手および輸入者による物品およびサービスの不払いのリスクに対する保険
シンガポール / Mortgage	借手の債務不履行による不動産ローンの損失に対する保険
シンガポール / Others- non liability class	他に含まれないその他の非賠償責任クラス

ICSセグメント	定義
シンガポール / Marine and Aviation - Hull	海上または内陸水運において使用される船舶、もしくは航空機に関する物理的な損失または損害のリスク、当該船舶または航空機から生ずる賠償責任、あるいは建造中の船舶または航空機の損害に対する保険を含む。Marine terminal operator insurance、airport operator insurance、航空宇宙リスクに対する保険も含む。
シンガポール / Professional indemnity	業務上の過失、怠慢、または過誤から生じる、本人、顧客、本人の顧客、または第三者に対する賠償責任のリスクに対する保険を含む。また、directors and officers liability insurance、errors and omission insuranceも含む。
シンガポール / Public Liability	過失に伴う傷害、物的損害、金銭的損失に対する被保険者の第三者賠償責任のリスクに対する保険(Cargo、Marine Hull、Aviation Hull、Motorの各事業区分に係る賠償責任を除く)を含む。
シンガポール / Others liability class	他でカバーされていないその他の賠償責任クラス
台湾 / Fire - residence	個人住宅に対する火災保険
台湾 / Fire - commercial	商業ビルに対する火災保険
台湾 / Marine - inland cargo	内陸水運貨物に対する海上保険
台湾 / Marine - overseas cargo	海上運送貨物に対する海上保険
台湾 / Marine - hull	船舶に対する保険
台湾 / Marine - fish boat	漁船に対する保険
台湾 / Marine - aircraft	航空機に対する航空保険
台湾 / Motor - personal vehicle	自家用自動車に対する保険
台湾 / Motor - commercial vehicle	商用自動車に対する保険
台湾 / Motor - personal liability	自動車保険のうち、個人の賠償責任に対する保険
台湾 / Motor - commercial liability	自動車保険のうち、企業の賠償責任に対する保険
台湾 / Liability - public, employer, product, etc.	Public liability insurance、employer liability insurance、product liability insuranceなど
台湾 / Liability - professional	Professional liability insurance
台湾/ Engineering	Engineering insurance

ICSセグメント	定義
台湾 / Nuclear power station	原子力発電所に対する保険
台湾 / Guarantee - surety, fidelity	Surety insurance、fidelity insurance、mortgage insuranceなど
台湾 / Credit	Trade credit insurance、credit card insurance、small-amount loan credit insuranceなど
台湾 / Other property damage	他の商品種類に含まれない損害保険（現金、盗難、ガラスなど）
台湾 / Accident	個人の傷害または死亡に対する傷害保険
台湾 / Property Damage - commercial earthquake	地震保険（強制加入の地震保険以外）
台湾 / Comprehensive - personal property and liability	個人の財産、賠償責任に対する総合保険
台湾 / Comprehensive - commercial property and liability	企業の財産、賠償責任に対する総合保険
台湾 / Property damage - typhoon and flood	台風および洪水保険
台湾 / Property damage - compulsory earthquake	地震保険（個人住宅への強制保険）
台湾 / Health	医療保険
その他 / Motor	<p>この保険には、以下が含まれる。</p> <p>自動車損害保険：事故、盗難、火災、および気象事象による自身および第三者の車両への損害（および関連する物的損害）。傷害に対する責任を除く。</p> <p>自動車傷害保険：自動車もしくは自動車に関連する事故を起因として、または事故によって、第三者が死傷した場合の保険。対象は、関係するドライバーまで及びうる。</p>

ICSセグメント	定義
その他 / Property damage	<p>この保険には、以下が含まれるが、これらに限定されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.財物:火災、暴風雨等による損害に対する家屋その他の財物(住宅家財を含む)の保険、また、盗難、火災、暴風雨、地震、衝撃、損害、水害その他の自然的または人為的災害による損害に対する財物の保険をいう。家財保険は、住居外または通常の設置場所以外での財物の損失または損害に適用される場合がある。</li> <li>2.火災および産業:火災・暴風雨・その他ペリル等による商業ビル等の物理的インフラへの被害に伴う損失、損害、逸失利益に対する保険</li> <li>3.派生的損失:派生的損失をカバーする保険(逸失利益や事業遂行への障害)もこのセグメントに含む。</li> <li>4.建設:建設プロジェクトに関連して引き受けられたconstruction all risks (CAR)、erection all risks (EAR)、または建設プロジェクトに関する類似の保険を含む。これには、インフラ・プロジェクトや建物の建設、建築を含む。</li> </ol>
その他 / Accident, protection and health (APH)	<p>この保険には、以下が含まれるが、これらに限定されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.事故および疾病:事故に伴う死傷に対して、事故保険は給付を支払う。給付は一時金または定額給付(一般的には最長2年間)である。疾病はしばしば傷害保険の延長としてカバーされる。</li> <li>2.その他の消費者事故:住宅または自動車以外の財物への損害に対する保険で、例えば、旅行保険など</li> <li>3.その他の商業災害:火災および産業リスク、MAT(Marine, aviation and transport)、商業用長期債務以外の商業用財物に対する保険</li> <li>4.消費者信用:強制失職によって生じる消費者信用契約の返済保証</li> <li>5.消費者責任:個人の行為または財物に起因する傷害に対する個人の賠償責任</li> </ol>
その他 / Short tail medical expenses	<p>予防的または治療的なものを含む、疾病、事故、障害または病弱による医療または治療で、通常、保険契約期間中または保険期間満了直後(通常、最大1年間)に行われるものための給付、または経済的補償に対する保険</p>
その他 / Other short tail	<p>上記セグメントに該当しない損害保険商品で、non-life medium-termの定義にも該当せず、通常、保険契約期間中または保険期間満了後まもなく(通常、最大1年間)請求される損害保険商品を指す。</p>
その他 / Marine, Air, Transport (MAT)	<p>この保険には以下が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.河川、運河、湖沼および海上の船舶および航空機、輸送中の物品、航空機および船舶の使用に起因する損害または損失に対する保険</li> <li>2.物的損害、他人の財物に対する損害に伴う第三者への賠償責任、もしくはオペレーター、乗客、その他の人の傷害に伴う第三者への賠償責任</li> </ol>
その他 / Workers' compensation	<p>この保険は、雇用期間中もしくは雇用期間に起因した、傷害または職業病に対する給付金を補償するものである。</p>

ICSセグメント	定義
その他 / Public liability	傷害または財物への損害に対する公的責任保険
その他 / Product liability	商品の使用に起因する傷害または物的損害に対する製造物責任保険
その他 / Professional indemnity	専門職の個人または組織が提供するサービスにおいて発生した業務上の過失(および関連する事項)に起因する損失(法的損失およびその他の損失)に対する補償。例えば、医療過誤保険や役員賠償責任保険など
その他 / Other liability and other long tail	上記の区分に該当しない損害保険商品で、non-life medium-termの定義にも該当せず、保険期間経過後、長期間(通常1年以上)にわたり保険金の請求が可能なものでカバーされていない他の全ての賠償責任クラス
その他 / Nonproportional motor, property damage, APH and MAT	Motor, property damage, accident/protection/health business, marine, aviation and transport(定義は上記参照)の非比例再保険
その他 / Catastrophe reinsurance	巨大災害再保険は、単一の事象または複数の事象の組み合わせから生じる総合的な損失について、超過損失または比例的な補償を提供する受再保険事業である。一般的に、そのような保険は、財物に対する損害をカバーし、「時限」条項と共に販売され、暴風雨、地震のような自然災害、およびテロ行為のような人為的災害のリスクに対する補償を提供する。
その他 / Non proportional liability	Public liability、product liability、other liability(定義は上記参照)の非比例再保険
その他 / Nonproportional professional indemnity	Professional indemnity(定義は上記参照)の非比例再保険
その他 / Mortgage insurance	信用提供者に対して、不動産の抵当権によって担保されたローンを借手が返済しなかったことによる損失を補償する保険
その他 / Commercial credit insurance	事業者による信用契約の返済不能、または短期貿易信用保険および保証保険以外の契約したサービスまたは商品の提供不能による財務損失を補償する保険
その他 / Other medium-term	上記以外のその他のnon-life medium term商品で、上記の損害保険セグメントに含まれないもの。これには、以下が含まれるが、これらに限定されない: 保険リンク証券(CATボンド等のILS)の資金調達または収益化。例えば、将来利益の組込額や現在価値の証券化、重大なトリガ一条件に財務リスクを設定しているILS

## Annex 3 インフラ債務およびインフラ株式に適用される定義および規準

### 1 インフラ投資

L2-452. インフラ（および転じてインフラ資産）とは、以下のような、不可欠な公共サービスを提供または支援する物理的構造、設備、システムおよびネットワークを意味する。

- 水の供給および配水システム、ならびに廃水の回収および処理システムを含む、水および廃棄物
- 発電、送電、配電および蓄電、ならびに、オイルおよびガスのパイプライン、ガス（水素を含む）の製造、配給および貯蔵を含むエネルギー
- 道路、橋、トンネル、線路、高速鉄道網、港、空港、車両（電車もしくはバスまたは、公共交通サービスのために用いられている場合にはその他の輸送手段）、陸上輸送設備、および代替輸送設備（例えば充電ステーション、給油設備）を含む、輸送資産
- 通信塔、ケーブルシステム、衛星ネットワークおよびデータセンターを含む、デジタル資産
- 学校、病院、裁判所、その他の行政庁舎、公営住宅、および公共の目的に資する私営の社会インフラ資産を含む、社会インフラ資産

L2-453. 以下の表 35 では、異なる種類のインフラ資産の説明的概観を示す。

表 35: インフラ投資

総称	インフラに含まれるもの	インフラに含まれないもの	一般にインフラ投資の安全性を高めるもの
水道設備	水の供給/配水、廃水の回収/処理	水道管の水漏れの修理（水の供給/配水システムの維持および修理の一環として行われる場合を除く）	長期許可に関する規制、プライシング、総資産利益率、もしくは利ざや
廃棄物処理設備	廃棄物の管理、処理およびリサイクルのための設備	スクラップとなった車の部品を他の車に利用すること	一般的には地方行政または地方自治体に関わる、長期許可
エネルギー（電気およびガス設備を含む）	発電/送電/配電/蓄電/地域暖房	電気自動車のバッテリー、住宅の断熱	長期許可に関する規制、プライシング、総資産利益率、もしくは利ざや
輸送設備	空港/港/道路/鉄道網、公共交通サービスのために用いられている車両、陸上輸送設備、代替輸送設備（充電ステーションおよび給油設備）	車、航空機、ボートの製造 航空機のスペアパーツ、修理等	一般的には地方行政または地方自治体に関わる、長期許可または長期合意 このようなサービスに対する需要
デジタル資産（電気通信を含む）	ブロードバンド設備、光ファイバー、通信塔、データセンター等の中核的なデジタルおよび電気通信インフラ	電話機の製造・販売、インターネット・サービスプロバイダー	主に企業間で締結される、長期契約

総称	インフラに含まれるもの	インフラに含まれないもの	一般にインフラ投資の安全性を高めるもの
社会インフラ	政府または類似の当局が規制または管理する、公衆へのサービスを提供するインフラ（例えば裁判所、刑務所、少年施設、学校、大学、図書館、難民キャンプ、補助金付き住宅/公営住宅、病院等）。または、公共の目的に資する私営の社会福祉機関		インフラ設備は、関係政府の社会政策、もしくは公衆のニーズと整合的である

L2-454. インフラ投資とは、インフラ資産を所有、融資、開発または運営する事業体への債務または株式投資である。

L2-455. インフラ投資は異なる規準に従って区分けすることができる。

- 投資の種類<sup>33</sup>：
  - 株式
  - 債務（ただし、定義および規準の適用前に、パラグラフ L2-247 で規定された企業カテゴリーに分類されている場合に限る）
    - 債券（格付あり、または無格付）
    - 貸付
- 発行者の種類
  - 企業：インフラ企業とは、その収益の大部分をインフラ資産の所有、融資、開発または運営から獲得する事業体またはグループ
  - プロジェクト：インフラ・プロジェクト事業体とは、単一もしくは複数のインフラ資産を支援、所有、融資、開発または運営することを目的に創設された事業体

注：一般的に、債務ファイナンスに関しては、インフラ企業への貸付は無担保であるのに対し、インフラ・プロジェクトへの貸付は有担保である。
- 公共セクターの関与の有無（例えば、官民パートナーシップ（PPP）を通じて）
- インフラの所在地：
  - 先進国市場
  - 新興国・途上国市場（EMDE<sup>34</sup>）

## 2 インフラ株式に適用される規準

L2-456. 以下の規準の目的は、パラグラフ L1-120 および L2-226 においてインフラ株式と認識され得るインフラ株式投資のサブセットを特定することにある。

### 2.1 インフラ企業投資のサブセット

L2-457. インフラ企業への株式投資は、投資家が以下の全ての条件を満たすことを示すこ

<sup>33</sup> インフラ投資として適格な基礎となる投資対象を特定するため、投資ファンドについてはルック・スルーを適用すべきである。ただし、ファンド全体が全ての定義および基準を満たしていることが示される場合はこの限りではない。

<sup>34</sup> EMDE は、世界銀行の国別分類に基づき特定される：先進国に分類されていない全ての国は EMDE とみなされる。

とができる場合に、インフラ株式向けの具体的なリスク・チャージを適用することができる。

- a. 以下のエビデンスにより、インフラ資産がもたらす収益が予測可能である。
  - i. 利用可能性ベースの収益
  - ii. 利益率規制の対象となる取決め
  - iii. 需要の低下および/または値引きによる価格リスクを軽減し、将来の収益からの支払を契約上または規制上、高い確実性をもって担保する取決め
  - iv. テイク・オア・ペイ契約等のオフテイク契約、またはこれに類する契約
  - v. レジリエンスの高い需要
- b. インフラ資産がもたらす収益が、利益率規制もしくはテイク・オア・ペイ契約の対象となっている場合、または利用可能性ベースである場合を除いて、事業、地域、または支払者について分散化されている。
- c. 株式発行者が ICS RC 1~4 である、または以下を満たす。
  - i. インフラ企業の信用の質が高い
  - ii. インフラ企業の資本構造により、関連する財務比率の分析に基づく保守的な前提条件の下で債務返済が可能である。
  - iii. インフラ企業がその事業種目において少なくとも 5 年間にわたって営業しているか、買収した事業の場合には事業が少なくとも 5 年間にわたって継続している。
- d. IAIG が投資を長期にわたり保有することにコミットしている。
- e. インフラ企業の収益が多数の利用者からの支払によって賄われていない場合には、契約上または規制上の枠組みに、商品またはサービスの契約上の購入者によるプロジェクトの終了に起因する損失から投資家を実質的に保護するとともに、契約上の購入者に対して、良好な信用力を有すること<sup>35</sup>、または株式投資家に重大な損失をもたらすことなく交代可能であることを求める条項が含まれる。

## 2.2 インフラ・プロジェクト投資のサブセット

L2-458. インフラ・プロジェクトへの株式投資は、投資家が以下の全ての条件を満たすことを示すことができる場合に、インフラ株式向けの具体的なリスク・チャージを適用することができる。

- a. 以下により、インフラ資産がもたらす収益が予測可能である。
  - i. 利用可能性ベースの収益または、利益率規制の対象となる取決め
  - ii. 需要の低下および/または値引きによる価格リスクによる、将来の収益からの支払を契約上または規制上、高い確実性をもって担保する取決め
  - iii. テイク・オア・ペイ契約等のオフテイク契約、またはこれに類する契約
  - iv. レジリエンスの高い需要
- b. プロジェクトのリスクに関連した持続的なストレス状況下において、インフラ・プロジェクトがその金融上の債務を履行できる。
- c. インフラ・プロジェクトが、以下を含む高水準の保護を株式投資家に提供する、規制上または契約上の枠組みによって管理されている。
  - i. インフラ企業の収益が多数の利用者からの支払によって賄われていない場合には、契約上の枠組みに、商品またはサービスの契約上の購入者によるプロジェクトの終了に起因する損失から投資家を実質的に保護するとともに、契約上の購入者に対して、良好な信用力を有すること<sup>36</sup>、または株式投資家に重大な損失をもたらすことなく交代可能であることを求める条項が含まれる。

<sup>35</sup> 契約上の購入者は、以下のいずれかに該当する場合には、良好な信用力を有しているものとみなされる：国家政府、多国間開発銀行、超国家機関、または ICS RC 1~4 に該当するその他の事業体。

<sup>36</sup> 同上

- ii. インフラ・プロジェクトが、偶発的な資金需要および運転資本需要をカバーするための十分な積立金またはその他の財務上の取決めを有している。
- d. IAIG が投資を長期にわたり保有することにコミットしている。
- e. 以下の要素により、プロジェクトの管理に関連したリスクが著しく低減されている。
  - i. スポンサーによるインフラ・プロジェクトの効果的な管理のための優れた専門知識および実績
  - ii. スポンサーに対する、他の投資家の利益を保護するインセンティブの確立
  - iii. スポンサーの債務不履行に対する投資家のエクスポージャーが限定的
  - iv. 合意された仕様、予算および完了日に沿ってプロジェクトを完了するためのセーフガードの確立（例えば、完成保証または経験豊富な施工業者の関与、および遅延損害金に関する十分な契約条項を含む）
  - v. 実績のある技術および設計の利用
- f. プロジェクトが少なくとも 5 年にわたり運用段階にある。
- g. 以下の要素により、インフラ・プロジェクトが直面する財務リスクが著しく低減されている。
  - i. インフラ・プロジェクトの資本構造により、関連する財務比率の分析に基づく保守的な前提条件の下で債務返済が可能である
  - ii. インフラ・プロジェクトの借換リスクが低い
  - iii. インフラ・プロジェクトが、デリバティブをリスク軽減目的のみに利用している
- h. オペレーティングリスクが重大な場合、適切に管理されている。

### 3 インフラ債務に適用される規準

L2-459. 以下の規準の目的は、パラグラフ L2-248 においてインフラ債務と認識され得るインフラ債務投資のサブセットを特定することにある。

#### 3.1 インフラ企業投資のサブセット

L2-460. インフラ企業への債務投資は、投資家が以下の全ての条件を満たすことを示すことができる場合に、インフラ債務向けの具体的なリスク・チャージを適用することができる。

- a. 以下のエビデンスにより、インフラ資産がもたらす収益が予測可能である。
  - i. 利用可能性ベースの収益
  - ii. 利益率規制の対象となる取決め
  - iii. 需要の低下および/または値引きによる価格リスクによる、将来の収益からの支払を契約上または規制上、高い確実性をもって担保する取決め
  - iv. テイク・オア・ペイ契約等のオフテイク契約、またはこれに類する契約
  - v. レジリエンスの高い需要
- b. インフラ資産がもたらす収益が、利益率規制もしくはテイク・オア・ペイ契約の対象となっている場合、または利用可能性ベースである場合を除いて、事業、地域、または支払者について分散化されている。
- c. インフラ企業の信用の質が高いことが、以下のエビデンスにより示されている。
  - i. インフラ企業の資本構造により、関連する財務比率の分析に基づく保守的な前提条件の下で債務返済が可能である。
  - ii. インフラ企業がその事業種目において少なくとも 3 年間にわたって営業しているか、取得された事業の場合には事業が少なくとも 3 年間にわたって継続している。

- d. IAIG が投資を満期まで保有することにコミットしている。
- e. インフラ企業の収益が多数の利用者からの支払によって賄われていない場合には、契約上または規制上の枠組みに、商品またはサービスの契約上の購入者によるプロジェクトの終了に起因する損失から投資家を実質的に保護するとともに、契約上の購入者に対して、良好な信用力を有すること<sup>37</sup>、または株式投資家に重大な損失をもたらすことなく交代可能であることを契約上の購入者に対して求める条項が含まれる。

### 3.2 インフラ・プロジェクト投資のサブセット

L2-461. インフラ・プロジェクトへの債務投資は、投資家が以下の全ての条件を満たすことを示すことができる場合に、インフラ債務向けの具体的なリスク・チャージを適用することができる。

- a. 以下の結果により、インフラ資産がもたらす収益が予測可能である。
  - i. 利用可能性ベースの収益または、利益率規制の対象となる取決め
  - ii. 需要の低下および/または値引きによる価格リスクによる、将来の収益からの支払を契約上または規制上、高い確実性をもって担保する取決め
  - iii. テイク・オア・ペイ契約等のオフテイク契約、またはこれに類する契約
  - iv. レジリエンスの高い需要
- b. プロジェクトのリスクに関連した持続的なストレス状況下において、インフラ・プロジェクトがその金融上の債務を履行できる。
- c. インフラ・プロジェクトが、以下を含む高水準の保護を債券投資家に提供する、規制上または契約上の枠組みによって管理されている。
  - i. インフラ企業の収益が多数の利用者からの支払によって賄われていない場合には、契約上の枠組みに、商品またはサービスの契約上の購入者によるプロジェクトの終了に起因する損失から投資家を実質的に保護するとともに、契約上の購入者に対して、良好な信用力を有すること<sup>38</sup>、または株式投資家に重大な損失をもたらすことなく交代可能であることを求める条項が含まれる。
  - ii. インフラ・プロジェクトが、偶発的な資金需要および運転資本需要をカバーするための十分な積立金またはその他の財務上の取決めを有している。
  - iii. プロジェクトの資産および契約の保証、正味営業キャッシュフローの利用に関する制限、認められる投資および事業、ならびに新たな債務発行に関する制限を含む強力なセキュリティーパッケージが、契約上の枠組みにより提供されている。プロジェクトの資産および契約を担保することが投資の大部分に対する実効的な保護または回復のために必須ではないと IAIG が証明できる場合には、異なるセキュリティーパッケージを利用することができる。その場合、セキュリティーパッケージには、以下のうち少なくとも1つを含む：株式の担保、介入権、銀行口座の抵当権、キャッシュフローのコントロール、契約譲渡条項。
- d. IAIG が投資を満期まで保有することにコミットしている。
- e. 以下の要素により、プロジェクトの構築段階におけるリスクが著しく低減されている。
  - i. スポンサーによるインフラ・プロジェクトの効果的な管理のための優れた専門知識および実績
  - ii. スポンサーに対する、他の投資家の利益を保護するインセンティブの確立

<sup>37</sup> 契約上の購入者は、以下のいずれかに該当する場合には、良好な信用力を有しているものとみなされる：国家政府、多国間開発銀行、超国家機関、または ICS RC 1~4 に該当するその他の事業体。

<sup>38</sup> 同上

- iii. スポンサーの債務不履行に対する投資家のエクスポージャーが限定的
- iv. 合意された仕様、予算および完了日に沿ってプロジェクトを完了するためのセーフガードの確立（例えば、完成保証または経験豊富な施工業者の関与、および遅延損害金に関する十分な契約条項を含む）
- v. 実績のある技術および設計の利用
- f. 以下の要素により、インフラ・プロジェクトが直面する財務リスクが著しく低減されている。
  - i. インフラ・プロジェクトの資本構造により、関連する財務比率の分析に基づく保守的な前提条件の下で債務返済が可能
  - ii. インフラ・プロジェクトの借換リスクが低い。
  - iii. インフラ・プロジェクトが、デリバティブをリスク軽減目的のみに利用している。
  - iv. 債務が法的請求権を除く全ての請求権と同順位（*pari passu*）または上位の順位にある
- g. オペレーティングリスクが重大な場合、適切に管理されている。